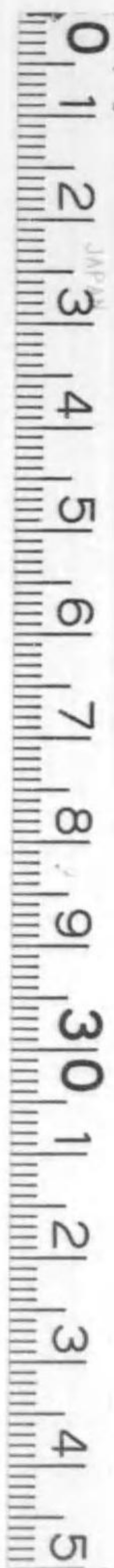


349

242



始



植木直一郎著

皇室の制度典禮



東京 小林川流堂發行

大正  
3. 3. 5  
内交

天



無

壤

六躬

大正三年 大森節

宮内大臣 源承祚



## 序

我が大御國の國體の世界萬國に優れて類ふものもなくいとめでたく美しきは上に萬世一系の天皇おはしまして仁慈と平和とを以て國家を統べしらしめし給ひ下に忠誠義勇の臣民ありて奉公盡瘁の丹誠を盡し奉るに由ること今更言改めていふまでもなき事なりこは苟くも我が國民たるもの、何人も心得たる事にてあるべきも國體に關する知識思想は我れら國民のますますに明確ならしめずてはえあるまじき事になむ

國體に關する知識を明確にせむには皇室に關する知識を明確にせずはえあるべからず掛けまくも畏き代々の天皇の承け継ぎ傳へ行きたまふ天津日嗣の大御位の無上尊嚴にましまして

序  
二  
萬世一系の皇室の天地と共にきはまりなく榮えましますべき故由を明らかにせしめて我が國體の類ふものなくめでたく美しきはれをば確には知り得らるべけれされば皇室に關する知識を明かにするは我が國體の真相を覺りはた國民一般の誠忠奉公の思想精神を振ひおこす上にいと必要缺くべからざる業にこそ

こたび植木直一郎ぬし皇室の制度典禮てふ一書をものして世に公にせらる今其のあらましを見るに先づ天皇と臣民の關係を述べて皇位の尊嚴君臣の分の夙く建國肇造のはじめに定りて萬世渝ることなき故由を論じて國體の基本に及び次に皇位繼承に關する事どもを述べて踐祚即位神器元號大嘗祭等に關

する事を記しまた后妃皇族の御事より諡號大喪山陵の事などまですべて古へより今の大御代に至るまでの制度典禮に就きていと詳に書き記されたり凡そ皇室の御事に關してものしたる書ども古來其の數少きにあらざれどもかくまで古今にわたりにて歴史沿革を残るくまなくいと明かに平易に書き記されたるは稀なり殊に先づ年制めさせ給ひつる登極令の御規定につきても此の書の中には委しくいと見易き様に述べられたれば來む大正三年の秋冬の間に行はせ給ふべき即位の大禮及び大嘗祭の大典に關する事どもは此の書に依りてこそ何人もたやすくは明らかめ得らるべけれ

今や御代こゝにあらたまりて近く即位大嘗祭の二大典禮は行

はれむとす此れ等につきては苟くも我が國民たらむ者はいづれも皆よく大典の由來するところを辨へ知り其の主旨精神の存するところを奉體してますます國民各自の責務を覺りいよいよ奉公敬神の念慮を深くすべきものなればかゝる際に本書の世に出でたるは豈に唯におのれ一人の喜びのみならむやは序文を需めらるゝまゝに筆とりて書きつくるものは

文學博士 井 上 頼 国

### 緒 言

我が國體の宇内に卓絶し我が皇位の神聖尊嚴にして萬世一系の皇室の天壤無窮に隆えさせたまふことは炳乎として我れ等神州臣民の均しく仰ぎ知るところなりとす然りといへども此れに關する知識を益々明確にし思想信仰を愈々確實にするは忠君愛國の精神を鼓舞振作し義勇奉公の信念を鞏固ならしむる上に永久に極めて緊要なり是れ著者が自らの謏劣をも顧みず敢へて本書を著したる所以なり

皇室の御事に關して記述したる著書古來その數甚多し然れども多くは一部分の記載にござまりて例へば古へに委



しきものは現代の事實に及ばず現代を敍するものは古來の歴史を説くことを忘る或はまた博引洽證穿鑿細微に及ぶもの有りといへども専門家ならざる一般讀者にとりては却つて耳遠きの感有るを如何にかせむ著者の本書を著ししもの亦聊かこれ等の點を顧慮せしもの有るに由らずとせず此の如き小著もし幸にして從來の缺を補ふを得ば眞に望外の幸福なりと謂ふべし

書中に記述するところは多くは是れ既に先覺諸氏の攷究研鑽を経たるものに屬す著者はただこれ等故人先輩の研究の成果をここに綜合敍述したるに過ぎざるのみ自らの發明せしものはた幾何か有らむ然かもなほ恐る著者の淺學菲才なる或は説いて盡さざるものあり或は述べて正鵠

を失へるもの有らむことを讀者諸君幸に著者が微志の存するところを諒さして寛大なる指教を垂れたまはば即ち幸甚なり

本書の發刊に際して伯爵渡邊千秋閣下よりは特に題字を賜り恩師文學博士井上頼国先生よりは序文を賜りたりこれ著者の最も光榮として感謝措く能はざるところなりまた本書の刊行に就いては陸軍教授丸山正彦先生の盡力を煩したること多し記して以て鳴謝の微意を表す

大正二年十二月

植木直一郎 識

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へたまふ。我が國のみ此の事有り、異朝には其の類なし。この故に神國といふなり。

凡そ王土に生れて、忠を致し命を棄つるは、人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。——神皇正統記

# 皇室の制度典禮 目次

## 第一章 天皇と臣民 ..... 一頁

君臣の關係は儼然明確 帝國憲法の第一條と建國の聖詔 天皇に對する國民の思想信仰 すめらみこと すめろぎ・すめら・すべらぎ すめらみこと・すめろぎ・すべらぎの語義 皇御孫命 現人神・明御神・明神 おほきみ 天皇の統治は國家を「しろしめす」なり 大八島國知らしめす天皇 臣民各自が其の地位身分に對する自覺 夜部古 下級私民の普通公民に對するが如く一般普通公民は天皇に對して自ら夜部古と稱せり 本居宣長翁の説 御臣と御民 夜部古の中にも其の身分地位に上下の階級あり 朝廷乃御臣・國造・伴造 うしはく・しろしめす 國體の自覺 此の思想信仰は綿々相傳へ相繼承して永久に渝らず 平和と仁慈とは列聖統治の目的 大御寶 君臣同心上下一致忠孝一本 支那との比較 百姓・黎民・黔首 彼我の君臣關係の相違

## 第二章 皇位繼承 ..... 二二

### 第一節 皇位繼承 ..... 二二

皇位繼承に關する帝國憲法及び皇室典禮の規定 天津日嗣 日嗣之御子 上古は皇儲必しも一人に限らず 皇儲には皇男子を立つ 立皇儲の異例 皇后の登極 女帝 現代の制に女帝なし 今の皇室制度 陛下・殿下 行幸・行啓 東宮(春宮) 東宮の傳ふよび學士 春宮坊 立太子式 太子册立を山陵に告ぐ 靈切御劍 皇位繼承に關する皇室典禮の規定 天皇および皇太子・皇太孫の成年 立太子の禮 東宮職 東宮武官

目次

○第二節 讓位・受禪

讓位・受禪 讓位・受禪の始 讓位の事情原因 讓位の儀式 太上天皇・太上皇・上皇 太上法皇・法皇 法皇の始 太上天皇の初見 太上天皇を尊號として上りたる初例 親王を尊んで太上天皇となす 太上天皇を贈る 太上天皇に准ず 讓位の弊果 現代の制讓位受禪の事なし 重祚 院政 院政の始 院別當・侍者・判官代・主典代・仕所・御隨身・藏人・武者所 上下北面・西面の武士

○第三節 踐祚・即位

踐祚 上古は踐祚・即位は一にして二ならず 受禪踐祚と先帝の崩後を承け給ふ踐祚 皇位は一日も曠る可らず 皇室典範の規定 踐祚即位の古禮 神武天皇の即位の儀 孝德天皇及び持統天皇の即位の儀 神祇令の規定 二大儀 天神之壽詞 神器の繼承 皇位繼承と祭祀 中臣・壽詞を奏し、忌部・神璽を上るの緣由 踐祚・即位の別を生ず 貞觀儀式の制 踐祚・即位の區別せらるるに至りし理由 踐祚の儀と即位の大禮 即位の大禮 大禮の場所 舊儀の頽廢 踐祚後久しく即位の大禮を行はず 徳川時代に至りて舊儀漸く回復す 明治天皇の踐祚・即位 皇室典範・登極令の制定 踐祚に関する現代の制度 今上天皇陛下御踐祚 朝見式の勅語 即位に関する現代の制度 即位の大禮當日賢所大前の儀 即位の大禮當日紫宸殿の儀 即位の大禮後一日賢所御神樂の儀 即位の大禮後引續き大嘗祭を行ふ

○第四節 神器

三種の神器 天祖の神勅と神器 神器を殿中に鎮祭す 神鏡神劔を笠縫邑に遷し祀る 皇大神宮と熱田神宮 上古は踐祚の時及び大嘗祭に忌部・神璽の鏡劔を上るの儀あり 平安朝以後は受禪・踐祚の時鏡劔渡御の儀あり 大嘗祭の時に忌部・神璽を上るの儀は後世なし 神鏡の奉安 内侍所 賢所 内侍所の災 神劔海底に沈み給ふ 晝御座御劔 神宮より寶劔を奉る 劔璽の奉安 神器なき踐祚の初例 一時に兩年號あり 光嚴院の踐祚 光明院の踐祚 後醍醐天皇三種の神器を奉じて芳野に行幸す 南北朝の

第五節 元號

合一 嘉吉三年の事變 尊秀王神璽を奉じて芳野に通る 赤松氏の遺臣等芳野の神璽を取返さんとする 高雅王 芳野の神璽遂に歸洛す 東京京都後の賢所 三殿並び座す 賢所の御祭典 劔璽は暫くも宸儀を離れ給はず

第六節 大嘗祭

大嘗祭に関する皇室典範・登極令の規定 大嘗祭の名稱 新嘗祭・大嘗祭 神祇令に於ける大嘗祭の制 貞觀儀式の制 大嘗祭の期日 古代の大嘗祭の儀 散齋と致齋 七禁 悠紀國・主基國 國郡卜定 檢校・行事等の任命 拔穗使 大祓使 大奉幣 由奉幣 由加物使 神服使 悠紀・主基の兩齋場 御禮行幸 大嘗宮 大嘗宮の位置 卯日の悠紀殿・主基殿の儀 辰日の悠紀節會 巳日の主基節會 清暑堂御神樂 午日の豐明節會 解齋大祓 中臣・天神之壽詞を奉し、忌部・神璽之鏡劔を上るの儀 忌部・鏡劔を上るの儀は後世停止す 中臣壽詞 朝廷の祭祀典禮漸く衰ふ 大嘗祭久しく中絶す 再興 明治の大嘗祭 大嘗祭に関する告諭 大嘗祭當日の祭儀・豐明節會 悠紀・主基の和歌 大嘗祭に関する現代の制 大禮使を置く 賢所・皇靈殿・神殿へ奉告 神宮及び五陵へ奉幣 期日の公告 悠紀・主基の齋田 拔穗使 大嘗祭前一日鎮魂の式あり 大嘗祭當日賢所大前大御饗供進の儀 神宮・皇靈殿・神殿並に官國幣社に奉幣 大嘗祭當日大嘗宮の儀 悠紀殿供饗の儀 主基殿供饗の儀 即位禮及大嘗祭後大嘗第一日の儀 大嘗第二日の儀 大饗衣宴の儀 即位禮及び大嘗祭後、神宮・五陵に親謁あり 東京に遷幸後、皇靈殿・神殿に親謁あり、又賢所御神樂の儀あり 概括



侍の職掌 御璽使 神器の奉安奉祀 内侍宣・女房奉書 御匣殿 局 上臈・中臈・下臈 女房 局の呼び名

第五節 現代の制度

皇后 后妃の身位 后妃の敬稱 后妃の班位 立皇后 皇太子・皇太孫・親王・王の妃を立て給ふこと 后妃の叙勲 皇后宮職 皇太后宮職

第五章 皇族

第一節 上古の皇族制度

上古の皇族制度 みこ・ひめみこ みこ(尊・命)の意義 尊と命との區別 始めて親王・諸王の別を立つ

第二節 今の皇族制度

親王・内親王・王・女王 皇親の限 非皇親 今の皇族制度と唐令 みこ・おほぎみ 皇親の制の沿革 正親王 親王の位階 親王の任官 親王の待遇 諸王の叙位および任官 皇族と政權 親王任官の實例 諸王任官の實例 白川伯家 皇族の階位 皇族は不課口 親王の食封・品田 職封・職分田 諸王の位封・位田 位祿・時服料 親王に屬する家令および帳内 家司および内舍人・大舍人 諸王に屬する家令および資人

第三節 皇族賜姓

皇胤、氏を稱し姓を負ひて臣列に入る 諸王賜姓 皇子賜姓 嵯峨天皇の皇子女賜姓の詔 皇族の賜りたる氏姓 源朝臣・平朝臣 賜姓を競望す 皇族賜姓の多かりし所以 賜姓の皇族と皇位 賜姓の後皇族に復す 皇族の數漸く減少す

第四節 皇族の婚嫁

皇族の婚姻に関する今の規定 婚姻後の配遇者の身分 内親王の降嫁 女王の降嫁 皇族婚嫁に関する現代の制

第五節 皇族の出家入道と宮門跡・比丘尼御所

入道親王・法親王 入道親王の始 法親王の始 宮門跡 門跡の義 攝家門跡・攝華門跡・准門跡 比丘尼御所

第六節 親王宣下と世襲親王家

淳仁・光仁の二帝、詔して皇兄弟姉妹諸王子を親王・内親王となす 孫王、宣下に依りて親王たりし例 皇子皇女、宣下なきに依り親王たるを得ざりし例 世襲親王家 常盤井宮 木寺宮 常盤井宮御略系 木寺宮御略系 伏見宮 伏見宮御略系 八條宮 京極宮 桂宮 京極宮(桂宮)御略系 高松宮 桃園宮・花町宮 有栖川宮 有栖川宮御略系 閑院宮 新井白石の建議 閑院宮御略系 皇胤を宮と申すこと 某宮といふ御稱號のこと

第七節 十五宮家

門跡宮の復飾 中川宮(賀陽宮)朝彦親王 山階宮晃親王 仁和寺宮嘉彰親王 聖護院宮嘉言親王 華頂宮博經親王 照高院宮智成親王 榎井宮守倫親王 明治年間の沿革 現在の十五宮家

第八節 現代の制度

目次

皇室典範 皇室典範増補諸皇室令 皇族 敬稱 親王・内親王・王・女王 皇族は天皇之を監督し給ふ 宮内省 内大臣府 侍從武官府 宗秩寮 皇族の班位 從來の品位を廢す 皇族の叙勳 皇族の任官 家令・家扶・家從 別當および家務監督 皇族附陸海軍武官 皇族、家名を賜ひ臣籍に降下し給ふこと 二苑・上野兩伯爵 小松侯爵 王が華族の家督相続人となり又は華族の養子となり給ふこと 臣籍に入り給へる皇族男子の身分 皇族の婚嫁 臣籍に入り給へる皇族女子の身分

御歴代略系……………三〇一

現代御系譜……………三〇六

諸宮家御系譜……………三一三

附 録

一 大日本帝國憲法……………三四一

二 皇室典範……………三五四

三 皇室典範増補……………三六一

四 皇室祭祀令……………三六四

五 登極令……………三八一

六 攝政令……………四一一

七 立儲令……………四一三

八 皇室成年式令……………四一九

九 皇族身位令……………四二九

十 皇室親族令……………四三六

十一 皇族より臣籍に入りたる者及婚嫁に因りて臣籍より

出て皇族と爲りたる者の戸籍に關する法律……………四六九

十二 皇室財産令……………四七一

十三 皇室服喪令……………四八五

十四 皇室喪服規程……………四八九

十五 大禮使官制……………四九三

索引……………四九七

皇室の制度典禮 目次終

明治天皇御製

君と臣の道あきらけき日の本の國はうこかじよろづ代までも

宗 真 親 王

長くも照る日の本さ名つけけるくらぬ君をあるじにはして

讀 人 不 知

末の世のすゑのすゑまで我が國はよろづの國にすぐれたる國

小 澤 蘆 庵

ふるかにも千代萬代さいのるかなこゝは常世のやまこ島根を

三 條 實 美

天雲の向伏すかざり日の本のくにのひかりは照りわたるらむ

# 皇室の制度典禮

植木直一郎著

## 第一章 天皇と臣民

我が大日本帝國の歴史は、實に我れ等大和民族の健全なる進歩發達の歴史なりと謂ふべし。この上下幾千年の歴史に於いて、我が國家の版圖の廣狭と、國民の種族の單複とは、時代によりて、おのづから是れに歴史的沿革は有りきといへども、然かも、國家の統治者にておはします天皇と、被治者たる我れ等臣民との關係に至りては、儼然明確、古來一貫してその間に毫厘も紊すべからざる分限は存せり。是れ即ち我が國家の體制が、古往今來他の世界萬邦と大に異なる所以にして、國體の精美、萬國に比類なきもの、亦實にこの點より起る。

我が天皇と臣民との關係は、遠く太古建國肇造の初において既に確定し、而してこれを千古に傳へて秋毫も渝らざるものなり。明治天皇が去んぬる明治二

君臣の關係は儼然明確

帝國憲法の第一條と建國の聖詔

天皇と臣民

十二年の紀元節を以て、上、皇祖皇宗の神靈に告げたまひ、下、四千萬の臣民に宣布したまへる、かの大日本帝國憲法の第一條に、大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すと定めさせたまひしは、實に我が國建國以來の歴史を、この一箇條に約言せさせたまひしものなりと言ふも敢へて不可なきが如し。然れども、更に是れを、彼の天祖天照大御神が天孫瓊瓊杵尊をこの國土の君主と定めて天降したまへる際に、特に誥らせたまへる

葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、實祚之隆、當與天壤無窮者矣。

といふ建國の聖詔に對照するときは、その語の形式は異なりといへども、其の意は全く一致符合せり。是に於いてか即ち知る、我が帝國憲法第一條の事實は、我が國家が經來りし幾千年の歴史の結果として顯はれたる結論にはあらずして、實に建國肇造の當初に、既に確定してありし事實そのものにてある事を、更に知る、帝國憲法第一條の成文は、天祖天照大御神の神裔にしてその延長にておはしたます明治天皇が、帝國憲法を制定したまふに當りて、天祖の誥らせた

たまへる建國の聖詔の主旨を、更に時代に適應せる形式を以てこれを成文にしたまひ、以て我が立國の大本が、古往今來決して寸毫も動きかはらざる事を宇内に宣明し給へるものにてある事を、

天祖の誥らせたまへるこの建國の聖詔は、決していはゆる統治者の理想の告白に過ぎざるものに非ざることは、我が國の建國以來の歴史、これを實證して尙餘有るところなりとす。而してこの理想を以て天下を統治したまへる代々の天皇に對して、我が國民が古來如何なる思想信仰を以て奉仕臣従し來りしかは、國體の神髓を闡明する上において、最も緊要なる吾人の當面の問題なり。そもそも我れ等の祖先が、いと古き時代より、天皇はこの國土を統治したまふべき唯一の君主におはしなして、且つ神の血統を傳へて、現在も神として顯はれたまふ者なりとの確信を有し、これを仰ぎ、これを尊み、その威光の下に絶對の臣服隸従を保ちて、各、その生を安んじ、敢へて他意無かりしことは、歴史の上に歴然その明徴の存するのみならず、この事實は、彼れ等の常に用ひたりし言語の上にも知られたり、それ言語は思想の鑑にして、古語は古代思想の木乃伊



なり。我が上古の國民が、その統治者にてまします天皇に對して有せる思想信仰は、彼れ等が常に用ひたりし言語の鑑に映し留められて、今も明かに我れ等が目にも耳にも遺れるを見ずや。而して、この祖先の子孫にして且つその延長たる我れ等帝國の臣民たるものは、我れ等の祖先が抱持したりし思想信仰と同一にして且つ渝らざる思想信仰を以て、現在および將來の主上に對して、奉仕臣従の赤誠を盡し奉るべきは、もとより論なきなり。

上古には、天皇を稱して「すめらみこと」といへり。これは、日本書紀の神代紀に神日本磐余彥彦火火出見天皇神武紀に始馭天下之天皇など見えたるを始めとして、日本書紀・古事記・萬葉集その他の書に多く見ゆるところなり。加之、この語は、後に至るまで、世俗一般に、天皇を稱し奉る語として用ひられたることは、儀制令の義解に、凡自天子至車駕、皆是書記所用、至風俗所稱別不依文字、假如皇御孫命及須明樂美御德之類也、といへるが如くに、天子・天皇・皇帝・陛下・車駕などの文字は、唯文章に記す場合にこれを用ふれども、一般の稱呼としては「すめらみこと」と稱し奉るべかりしなり。是れ蓋し、上古以來一般に慣用し來りし稱

すめらみこと

すめらみこと  
すべらぎ

すめらみこと  
すべらぎの語義

呼なるに依るものなり。この他に、また「すめらぎ・すめら・すべらぎ」なども稱し奉れること、萬葉集・古今和歌集等に、その例甚だ多きは、人のよく知るところなり。

「すめらみこと・すめらぎ・すべらぎ」等の語義につきては、古來學者の説種々あり。本居宣長翁は、その師賀茂翁の説に反對して、須賣と申す御號は、いづれの神にも皇神と申すを思へば、もとはた尊む言なるべし。統る意とは聞えずといはれたれど、賀茂眞淵翁は、皇は統ちふ事にて、尊みの言なり。天を統知りたまふを皇大御神、國を統知りたまふを皇大君と申すといひ、鈴木重胤・飯田武郷等の諸學者も、また此の説に賛成せり。而して、吾人もまた「すめらみこと・すめらぎ」は、「統」と同意同語なりとの説に従はむと欲するものなり。「すめらみこと・すめらぎ」の「すめ」は、「すべらぎ」の「すべ」と共に、「統べ・統ぶ」といふ語と同語にして、「ら」は蓋し接尾語なるべく、また「すめらみこと」の「みこと」は、日本書紀・古事記以下の諸書に、某尊または某命と見えたる「みこと」と同一にして、天皇を敬ひ尊び指さして申す語なることは、後の第五章第一節の初にも述ぶるがごとし。而して、「すめらぎ」

「すべらぎはすめろぎみ」すべらぎみの略なること、古人も既に謂へるところなり。以上の吾人の所見にして若し誤なしとせば、「すめらみこと」「すめろぎ」すべらぎ等の稱呼は、やがて、天皇は即ち我が國家の統治者にておはしますとの我が國民の信念を、明かに表現せし稱呼なりと謂はざるべからず。

「すめら御軍に我れは來にしをまたは、かくさはぬ赤き心を、すめら邊にきはめ盡して」などの如く、「すめら」を名詞に連けて用ふる事もありて、この場合にも「すめら」は天皇を申し奉ることなるが、天皇朕宇頭乃御手以云々、また天皇大命、良麻止、詔、大命乎云々、或は皇朕高御座、爾坐、初、由利云々などの如くに、天皇の御親ら「すめら」と稱したまへる例も、古來甚だ多し。

皇御孫命

古語にまた天皇を稱して、皇御孫命といへり。こは明かに、われら國民が、天皇は正しく天祖天照大御神の御孫すなはち天祖の神胤を傳へたまへる御方にして、神の御末裔にておはします由を信じたりしが故の稱呼ならずんばあらず。かの日本書紀の神武紀に、天皇舟師を率ゐて東征の途に上り、速吸之門に到りたまひし時、一漁人の小舟に乗りて來れるもの有り。天皇、招きて、汝は誰ぞと尋

現人神・明御神・明神

おほきみ

ね給ひしに、對へて、臣是國神名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎と申し、よしを記せるなど、また實にこの間の消息を傳ふるものならずんばあらず。

また古語に、天皇を稱して、現人神とも明御神(現御神)とも、また明神とも申し、こは、古事記・日本書紀・萬葉集・祝詞等に多く見えたるどころなるが、こは實に、天皇は神の胤裔にして、現在も生ける神として顯はれたまふ由に尊仰して稱し奉れる語なるは、古人も多く説けるがごとし。而して、こはまた、萬葉集などに「遠神わが大王云々」と天皇を申し奉れるにも併せ考ふべきことなり。

漢字の君の字は、後には「きみ」と訓みて、君主すなはち天皇の事に定めて云へども、我が上古には、威權勢力有りて、下より仰ぎ尊ばるゝほどの者は、天皇ならでもこれを君と稱せしこと、例へば上毛野君・下毛野君(崇神天皇の皇子豊城入彦命の後)宗像君(吾田片隅命の後)または筑紫君(大彥命の後)などの例によりても知らる。されど、特に「おほきみ(大君)」といひしは、天皇か然らずば天皇にも亞ぎたまふ程の皇子皇孫をば稱し奉りしにて、これにても、當時の國民が、天皇こ

そ君の中の君すなはち大君なれどこれを仰ぎ奉りしことを知るを得べし、かの日本書紀の仁徳紀に載せたる「やすみし、わが於朋枳瀨、うべなうべな、われをどはすな、あきつし、やまどのくに、かりこうむど、我れはさかす」と詠める武内宿禰が歌、また萬葉集卷三に載せたる「皇は神にしませば、天雲の雷の上に、いはりせずかも」と詠める柿本人麻呂が歌にある「おほさみは、共に皆天皇の御事を稱し奉れるにて、またかの古事記に載せたる、尾張の宮簀姫が、日本武尊に答へて歌へる、たかひかるひのみこ、やすみし、わが意富岐美」といへる意富岐美は、皇儲にまします日本武尊を稱し奉れるものなり、而して後世皇親の制定り、親王・諸王の別明かなるに及びて、親王をみこと稱し、王をおほさみといふに至りしは、蓋し語の轉用せらるゝに至りしものなり。

上古の我が國民が、代々の天皇を以て、確にこの國家を統治したまふべき君主なりと確信し、且つまた、代々の天皇は、天祖の胤裔にましまして、一系連綿、正しく神の血統を傳へて、現在も神として此の世を治め給ふのみならず、皇威の嚴重なるは、社會のあらゆる威權勢力有るものゝ上に超越し給ふものなること

天皇の統治は國家を「しめす」なり

大八島國知ろしめす天皇

を確信してありしことは、彼れ等が常に用ひたる若干の言語の上にて、尙これを知り得らるゝ事、吾人の上に述べたる所の如し、而して、天皇がこの國家を統治したまふことを、當時の語にて「しる」といひ、また「しらす」とも「しるす」とも云へり、神武天皇を始馭天下之天皇と申し、崇神天皇をも同じく御肇國天皇と申し、をばはじめとして、或は彼の日本武尊が、熊襲征討のみぎり、渠帥を刺したまはひとせし時、渠帥、汝が命は誰にますぞと問ひしに答へて、尊、吾は纏向之日代宮にましく、て大八島國知しめす大帶日子淤斯呂和氣天皇の御子、名は倭男具那王なりと答へたまひしなど、其の例甚だ多し、かくて、我が天皇は、大八島國すなはち日本の國の、總べての土地人民を統べ知しめしたまふものなりとの此の思想確信は、國民の詠歌にあらはれては、例へば柿本人麻呂の

葦原乃水穗之國乎、天地之依相之極、所知行神之命云々、

の歌となり、或はまた、稱壽奉祝の辭となりては、出雲國造等が上つる

明御神能大八島國乎、天地日月等共爾、安久平久知行事、能志太米止、御禰神

實平 擊持氏云々、

の語とぞなりける。大化の新制、大實・養老の令の制の定まるに至りて、天皇より宣下したまふ詔書の首には、必ず

明神御宇 日本天皇詔旨云々、

または、

明神御宇 天皇詔旨云々、

或はまた、

明神御大八洲 天皇詔旨云々、

どのたまはせ給ふ事と制め給ひしは、これ實に、天皇が天祖の神胤を現在も正しく傳承して、この日本の國家を統治したまふ元首にてたまはす由を、或は外國の使臣に對して、或は國家の一般臣民に對して、天皇親らこれを宣明したまふの形式を採りたまへるものならずんばならず。

我が國民が、古來天皇を仰ぎ戴けること既にかくの如し。然らば、かれ等各自が、その地位身分に對して、如何なる觀念を有してありしか、換言すれば、國民はそ

臣も各自が其の地位身分に對する自覺

の身分を如何に自覺してありしかと云ふに、彼れ等は、天皇に對しては、絶對に臣服隷従すべき地位に在るものなりとの、堅き信念を有したりしなり。この思想信仰は、我が古史の中に、到る處に發露したるを見るどころなるが、吾人は、その多くを茲に列舉説明することなくとも、彼れ等が天皇に對し奉りて自ら夜都古と稱したりし、此の一語を味ふ事に依りて、充分にこの間の實況を確認し得らるゝものなりと信ず。

夜都古

いはゆる夜都古の語義に就きては、古來學者間に種々の説あり。或は夜は發語、都古は附子にして、君に附ける子の義なりといひ、或は夜都古の都古は仕子なるべしといひ、或はまた、屋之子・家之子の義なるべしといひ、或はまた都古の原義は仕にして、從臣奴婢がその主君に奉仕するより起れる名なるべしとも云へり。されど、要するに、夜都古なる語中には、身分卑き者がその上たる者に臣從隷屬するよしの意義を含めりとなすは、諸説の一致するところなるが如し。而して、この夜都古なる語は、我が上古に於いて、唯一般の普通公民の下に隷屬するどころの下級私民の徒を稱する場合にのみ用ひられたりしにはあらず

天皇と臣民

して、總べて一般の普通公民すなはち一般臣民も、天皇に對し奉りては、自ら夜都古と稱したりしなり。是れ豈に、我が上古の國民の天皇に對する思想信仰を知る上に、極めて重要な事實に屬せずとなさんや。

我が上古にありては、各氏族すなはち一般普通公民の下に、これと主從的關係を有して、その主家の指揮統率の下に、或は一定の職業に従事し、或はその驅使雜役に甘んじ、而して、主家に對して、殆ど絶對の服従を保ちたる下級私民の一階級の存在したりしことは、少しく我が古史を繙きたる者の、ひとしく知悉するところなるべし。これ即ち氏奴ウヂヌども部曲ウヂマタどもまたは部曲之民ウヂマタノタチども稱へるものなり。これ等の下級私民は、いづれも其の主家に對しては、夜都古たりしなり。然るに、天下統治の君主とまします天皇に對しては、これ等多くの夜都古の主家として其の上に立ちたる各氏族即ち一般普通公民もまた、自ら稱して夜都古といへりしなり。

この事に就きては、本居宣長翁は、夙くその著古事記傳に於いて、次の如き説を述べられたり。いはく、

下級私民の普通公民に對するは、如く、  
一般普通公民は、  
天皇に對しては、  
自ら夜都古と稱せり

本居宣長翁の  
説

凡て、君に對へては、臣をば皆夜都古と云、故に書紀などにも、君臣の意に云る臣の字をば、みな夜都古と訓めり。是れ古意なり。然るに後世人は、臣をばたゞ意美とのみ心得、又夜都古と云は、ひたすら賤き者のごとく心得るは非なり。意美といふは、朝廷に仕奉る人等を尊みて云ふ稱にて、君臣の臣の義にはあらず。君に對へては、貴人にては、臣をば凡て夜都古と云り、國造・郡領・伴造なども、皆御臣ミヤノウヂの意なり。……そもそも古は、君に仕奉る人をも、又凡人の中にて良人に使るゝ者をも、共に夜都古と云るを、漢國にては、臣といひ奴婢といひて名を分たる故に、後人は此字に泥ナマて、臣を夜都古と云ことをしらす。又夜都古は君臣の臣にもわたることをも知らざるなり。

御臣と御民

これ實に前人未説の卓見にして、眞に千古の鐵案と謂ふべきなり。天皇ミコに對して、一般臣民が自らを夜都古と稱せしこと、上に述べたるが如し、而して、夜都古の上に美御ミミなる接頭語を附して、美夜都古ミヤツコともいふ。美夜都古は即ち御臣ミヤノウヂにして、なほ臣民自ら稱して御民ミヤノタチと稱するが如し、萬葉集に、御民我れ生けるしるし有り、天地の榮ゆる御代にあへらく思へばといふ歌あり。さて、これ

夜都古の中にも其の身分に階級あり

天皇と臣民

一四

等齊しく夜都古または美夜都古と稱したるもの、中にも自らその地位身分に上下尊卑の階級區別の存すべきは、もとより當然の事なり。その家系古くして族人繁延し、部民も亦甚だ多く、且つ皇室との關係も親密にして、朝廷の政務にも參與せる程のともがらは、夜都古たちの中にも、尊貴にして、他より崇め尊ばれしは、素より其の論なく、これ等の中にて、近く朝廷の政務にも與りし人は、いはゆる朝廷の御臣とも謂ふべき者たりしなり。續日本紀に載せたる稱徳天皇の詔の中に、貞久淨支心乎以天朝廷乃御奴止奉仕志米天云々と見えたる御奴は、すなはち朝廷に奉仕する御臣の義にして、百僚百官はいづれも朝廷の御奴たるは、言ふまでもなし、或はまた、地方に在りて、多くの土地・人民を管領せる者の中には、國造または伴造の名を負へる者もありき。國造とは、國なる或一區劃の地方を管領せる御臣なるが故に國造と稱し、また伴造とは、我が上古に多く存在せる、各地方の部または伴——たとへば服部・土師部・弓削部・鍛冶部など稱して、各地方に部落を成して、それぞれ特有の生業を世襲的に營みたる各種の部民——を統轄せる首長、すなはち伴を統ぶる御臣なるより、や

朝廷乃御臣・國造・伴造

うしはくし  
るしめす

がて此れを伴造とは稱せるなりき。これ等國造・伴造等が、それぞれ其の地方を治め其の部民を統率し行ける點より見れば、彼れ等は宛もその地方の獨立の領主なるが如くに見ゆれども、大八洲國知らしめす天皇に對し奉りては、齊しく皆臣從隸屬の地位に在る夜都古たりしこと、其の名稱の明かに標榜するどころなりとす。即ち、これ等國造・伴造等がそれぞれ其の土地人民を管領統率せしは、所謂うしはきたるにて、天皇の全國を統治したまへるは、所謂しらしめし給へるにてありたるなり。

これを要するに、我が上古にありては、一般臣民の中には、或は朝廷に近接して國家の政事に參與せし權家重臣の儕も有り、或は地方に在りて、其の地方を管領し、部民を統率せし所謂國造・伴造などの儕もあり、或はまた此れ等の特稱だになき漁獵耕耘の民も有りて、その社會的地位身分には、自ら上下尊卑の差別階級は有りきと雖も、然かも彼れ等は、皆齊しく天皇に對し奉りては、夜都古と稱して全く臣從隸屬の地位に立ち、而して各々自らその地位身分を自覺確信して、その生を安んじ、敢へてその分を越えむとするが如きは、夢にだも思惟す

國體の自覺

天皇と臣民

一五

ることなかりしなり。大伴家持の歌にいはいはく、

天地之初、時從、宇都會、美能、八十伴男者、大王爾、麻都呂布物跡、定有、官爾之在者、天皇之命、恐云々、萬葉集、卷十九、

と、嗚呼これ忠誠なる我が國民の告白にあらずや。

以上は、主として上古の我が國民の天皇に對して如何に其の地位身分を自覺したりしかを述べたるものなり。而して、我れ等が祖先の此の思想信仰は、綿々相傳へ相繼承して、永く我れ等子孫臣民の渝らざる思想信仰となり、自覺確信となれり。かくて、此の事實は、實に我が國體の根本となり礎石となりて、永久に渝ることなく、上下幾千載の歴史を通じて、我が國家體制の骨子たりしは、神聖なる我が國史の昭乎として吾人に明示するところなりとす。夫れ明月の玲瓏透徹なるも、黒雲の去來に依りて、時に陰暗なき能はず。我が國體の嚴、既にかくの如くなりと雖も、時勢の變に依りて、時に二三の汚點を史上に留めしこと無きにあらず。然かも君臣の分限は、儼乎として存し、秋毫も紊るゝことなかりし。中世以降、藤原氏權を弄して、朝廷の政權を己れが一家に占めぬ。然かも其の皇

此の思想信仰は、綿々相傳へ、永く渝らざる

室を尊奉せし態度は、決して古へに異ならざりき。後世、武家政治の如き、政治史上の一大變態を生ずるに至りて、天下の政權は一に將軍の手に歸したりと雖も、然かも亦將軍は必ず天皇の補任を受けてこれに任せられしものにして、將軍は上に天皇を戴き持ちて、天下の政事を行へりしなり。されば、將軍政治の制、時勢に適せざるに至りて、王政復古の事あり。是れ實に我が國體の他に異なるが故に然る所以にして、斯くの如きは、決して他國に於いては見る可からざる現象なりとす。若し夫れ奸僧道鏡が天位を覬覦せし一事に至りては、神聖なる我が國史中の唯一の瑕瑾なるも、然かも亦彼れが如き大非望も、忠烈なる和氣清麻呂の我國家開闢以來、君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣必立、皇緒無道之人、宜早掃除、との奏言によりて、直に打破せられたりしを以て見れば、如何に我が國體の神聖にして森嚴なるかを推知し得て餘り有りと謂ふべきなり。八田知紀の歌に、

幾十度かき濁しても澄みかへる

水やみくにのすがたなるらむ

と、嗚呼、豈に唯に澄み返る水の姿のみならむや。

我れ等國民が、天皇に對し奉りて、國初以來絶対の臣服隸從の態度を保ち、而して、今後も亦永久に、この態度を失ふことなからむ事、吾人の上に述べたるどころなり。然り而して、この絶対の服從を保てる臣民に對して、代々の天皇は如何なる態度を以てこれを治め給ひしかといふに、そは全く「平和」と「仁慈」を以て統治の目的とせさせ給へるなり。この聖旨は、夙く太古建國肇造の際に於いて、天祖の定めさせ給へる大方針にして、歴代の天皇は、皆相承り傳へて、常にこの聖旨を發現したまへり。こは、延喜式に載せたる大祓詞に、

平和と仁慈の  
目的は列聖統治の

高天原に神留り坐す皇親神漏岐・神漏美の命以て、八百萬の神等を神集に集へ賜ひ、神議に議り賜ひて、我が皇御孫之命は、豊葦原の水穂之國を、安國と平けく知所食せと事依し奉りき。

と云ひ、また同書に載せたる大殿祭の祝詞に、

高天原に神留り坐す皇親神魯企・神魯美の命以て、皇御孫之命を天津高御座に坐せて、天津璽の劔鏡を捧げ持ち賜ひて、言壽宣りたまはく、皇我が宇都御

子皇御孫命、此れの天津高御座に坐して、天津日嗣を萬千秋の長秋に大八洲豊葦原瑞穂之國を安國と平けく知所食せと言寄し奉り賜ひて云々、と云ひ、また文武天皇の御即位の詔の中に、

高天原に事始めて、遠天皇祖の御世中今に至るまで、天皇が御子のあれをさむ彌繼々に大八島國知らさむ次と、天都神の御子ながらも、天に坐す神の依し奉りしに、ま聞看し來る此の天津日嗣高御座の業を現御神と大八島國知らしめす倭根子天皇命の授け賜ひ負せ賜ふ貴き高き廣き厚き大命を受け賜はり恐みまして、此の食國天下を調へ賜ひ平げ賜ひ、天下の公民を惠み賜ひ撫で賜はむと、なも神ながら思しめさくと詔りたまふ天皇が大命を、諸聞食さへと詔る云々。

と宣ひ、また元明天皇の御即位の詔の中にも、

遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座に坐して、此の食國天下を撫で賜ひ慈み賜ふ事は、辭立にあらず、人の祖のおのが弱兒を養ひ治す事の如く、治め賜ひ慈み賜ひ來る業と、なも隨神念はしめす云々。



と宣はせられたるを見ても、これを拜察する事を得べく、また明治天皇が、明治二十三年に下し賜はりたる教育勅語の中に、畏くも「我が皇祖皇宗、國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり」と宣はせられたるも、亦實にこの深遠

宏大の皇謨を説明したまへるものなりと申し奉らざるべからず。

大御寶

君臣同心、上下一致、忠孝一本

支那との比較

我が歴代の天皇が、我れ等國民を愛撫したまひしことは、我れ等國民を稱して「おはたから」大寶<sup>たから</sup>またはおはみたから<sup>みたから</sup>大御寶<sup>みたま</sup>と稱したまへるにても知られり。げにや歴代の天皇は、畏くも我れ等國民を以て、國の基なり、國の寶なりとして、これを撫治愛育して己が弱兒<sup>わがこ</sup>を養ひ治す事の如く撫で治め給ひしかば、我れ等國民も亦、弱兒のその親に附き従ひ、なつき仕ふるが如くに、仕へ奉りしなり。是れを以て、君臣同心、上下一致、忠君と孝親とは其の本を一にして、皇運は益々隆昌に、國民は愈々繁榮し來れるなり。他は暫く之を措くも、今少しく支那の歴史にこれを對比せんか、彼れに在りては、天子は即ち天命を承けて人民に君臨する者、帝徳無くんば即ち其の人を代ふるも可なりとなす。是に於いてか革命の思想あり、放伐の事實あり。また支那にては、古くより人民を稱して、百姓<sup>ひやくしやう</sup>または

百姓・黎民・黔首

彼我の君臣關係の相違

黎民といへり、書經の堯典に、平章百姓、百姓章明、といひ、また黎民於變時雍、と見えたるなどは是れなり。百姓とは人民の氏姓その數甚だ多ければかく謂ひ、黎民とは蔡沈の説に黎、黒也、黎民、黒髮之人、といへり。また秦の時に至つて、人民を稱して黔首<sup>せんしう</sup>といへり。説文に、黔、黎也、秦謂民爲黔首、謂黒色也、周謂之黎民、二説黒巾蒙首、故謂黔首、と見えたり。百姓といひ、黎民といひ、黔首といふ、そのいづれより見るも、決して我が國にはゆる、おはたから<sup>たから</sup>または、おはみたから<sup>みたま</sup>の如き意義有るを發見する事能はず。亦以て彼我の君臣關係の決して同一ならざる事を知るの一端となすことを得べし。

後醍醐天皇御製

世治まり民安かれと祈るこそ

我が身につきぬ思ひなりけれ

明治天皇御製

どこしへに民安かれと祈るなる

我が世をまもれ伊勢の大神

天皇と臣民

## 第二章 皇位繼承

### 第一節 皇位繼承

我が大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治したまふことは、帝國憲法の第一條に於いて、儼然明確にこれを規定し給へるのみならず、こは、我が國建國の當初より、既に確定してありし事實なる由は、吾人の前章に述べたるどころなり。而して、皇位繼承に就きては、帝國憲法の第二條に、皇位は皇室典範の定むる所に依り、皇男子孫之を繼承すと定めたまひて、これに關する詳細の事項は、皇室典範の中に規定し給へり。そもそも皇位繼承に關する皇室典範の規定は、悉く是れ、皇祖皇宗の遺法に準據し、建國以來の歴史の成跡に基き給へるものにして、天祖肇造以來の不易の規準を成文にし、祖宗の遺意を明徴にし給へるものなるは、皇室典範の前文に、天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は、萬世一系、歷代繼承し、以て朕が躬に至る。惟ふに、祖宗肇國の初、大憲一たび定まり、昭なる

皇位繼承に關する帝國憲法及び皇室典範の規定

こと日星の如し、今の時に當り、宜く遺訓を明徴にし、皇家の成典を制し、以て丕基を永遠に鞏固にすべしと宣はせられたるにても明かなり。然り而して、時に古今あり、制度に沿革あり。吾人は、茲に千古不磨の大典を仰ぐと共に、その淵源する所を搜ねて、國體の精華の源泉の、遠くして且つ深き所以を知らざるべからず。

天津日嗣

古語に皇位を天津日嗣といひ、また皇位を繼承したまふべき皇子を日嗣之御

日嗣之御子

子といへり。天津日嗣とは、次々に一日も缺くる事なく承け継ぎ行きたまふ御位なるが故に斯く言ひ、日嗣之御子とは、この天津日嗣を承け継ぎたまふ御子なるが故なり。而して古事記・日本書紀以下の諸書に、ヒツギノミコに充つるに皇太子または太子の字を以てせしは、全く支那にて皇嗣を皇太子或は太子といへるに依れるなり。後世、皇太子・太子の稱呼は、ヒツギノミコてふ名に代りて普く用ひらるゝ事となり、現在にては皇儲たる皇子を皇太子と稱すること皇室典範にその明文あり。第十五條

上古は皇儲必

上古には、皇儲は必ずしも一人には限らざりき。神武天皇(磐余彦尊)も、はじめは

皇位繼承

らし一人に限らず

皇兄五瀬命と二柱相並びて日嗣之御子にておはし、神八井耳命と神沼河耳命（綏靖天皇）とは、二柱相並びて神武天皇の日嗣之御子にておはし、また景行天皇の時には、皇子たち總べて八十柱ましまし、中にて、若帶日子命（成務天皇）と倭建命と五百木之入日子命とは三柱相並びて太子の名を負ひたまひし由、古事記に見えたり。また應神天皇の時には、大山守命と大鷦鷯命と宇遲稚郎子とは三柱相並びて太子の位に居たまへり。かく上古には、皇儲たる皇子は、必ずしも一人とは限らざりしが、後には唯一人と定まる事となれり。その時代は今これを確定し難けれど、おほよそ仁徳天皇以後の事に屬するは論なし。

皇位の繼承は、天祖の皇統に限るは天祖建國の聖詔、既に炳乎としてこれを明かにし給へり。而して皇儲には皇男子を立て給ふこと、上古以來の慣例常典なり。然れども事情に依りて、時に然らざること有り。(一)皇女を以て皇太子に立てたまひしは、聖武天皇の孝謙天皇に於けるが如き是れなり。(二)皇孫を以て皇太子となし給ひしは、持統天皇の文武天皇に於ける、元明天皇の聖武天皇に於ける、醍醐天皇の慶頼王に於けるが如き是れなり。(三)皇兄を以て皇太子と

皇儲には皇男子を立て給ふこと、立皇儲の異例

なし給ひしは、顯宗天皇の御兄仁賢天皇に於ける一例のみなれど、(四)皇弟を以て皇太子または皇太弟となし給ひしは、履中天皇・天智天皇以下、後光明天皇・後西院天皇等、その例多し。但し、皇女にても皇兄にても、皇嗣に立ちたまふをば皇太子と云へるに、獨り皇弟が皇嗣に立ちたまふ時に、これを皇太弟と稱せしは、特別の稱呼なりと謂ふべし。次に、(五)皇姪を以て皇太子となし給ひしは、成務天皇の仲哀天皇に於ける、推古天皇の厩戸皇子に於ける、元正天皇の聖武天皇に於ける等なり。(六)從兄弟にして皇太子となり給ひしは、一條天皇・三條天皇・伏見天皇等なり。(七)再從兄弟にして皇太子となり給ひしは、後二條天皇・花園天皇・後醍醐天皇・小一條院等なり。(八)三從兄弟にして皇太子となり給ひしは、光明院の皇太子成良親王の一例有るのみ。また、(九)三條天皇は從姪を、(十)後醍醐天皇は再從姪を、(十一)光嚴院は三從兄弟の御子を皇太子となし給へり。殊に異例なるは、(十二)六條天皇がその叔父高倉天皇を皇太子となし給ひ、(十三)孝謙天皇がその從祖叔父道祖王・大炊王・淳仁天皇を皇太子となし給ひ、(十四)稱徳天皇がその再族伯祖父光仁天皇を以て皇太子となし給ひし等なり。

〔御歴代略系を參看すべし〕

凡そ天皇、在位中に皇太子を立て、皇太子先帝の崩後を承け、または前帝の禪讓を受けて位に即きたまへること、是れ古來の慣例なりと雖も、時によりて必ずしも然らざる事有りき。安康・雄略・顯宗・繼體・宣化・欽明・用明・崇峻・舒明・孝德等の天皇は、皇太子たらずして踐祚したまひ、光孝・後白河・後嵯峨・光明・後柏原・正親町・後西院等の天皇は、親王たりしのみにして皇太子たらずして踐祚し、また後堀河・後花園等の天皇は、親王たらず皇太子たらずして踐祚したまへり。蓋しこれ等種々の異例は、皆當時の事情已むを得ざるに出でたるもの多し。

皇后の登極

皇太子が大統を繼承せらるゝ外に、皇后にして位に即かせ給ひし例あり。是れ萬機の政一日も空しかるべからざるに依るものにして、その權宜の異例たるや論なし。皇后にして即位し給へるは、

- 推古天皇 敏達天皇の皇后
- 持統天皇 天武天皇の皇后
- 皇極・齊明天皇 舒明天皇の皇后

女帝

の三帝に過ぎず。また女帝の即位も異例なりと謂はざるべからず。西洋諸國の歴史には、女帝女皇の即位は、往々してこれを見ることなるが我が國にて、女帝の即位したまへるは、

- 推古天皇 皇極・齊明天皇 持統天皇 元明天皇
- 元正天皇 孝謙・稱徳天皇 明正天皇 後櫻町天皇

の八帝に過ぎず。そもそも神武天皇より崇峻天皇に至るまで、三十二代の間、未だ嘗て女帝即位の事あらず。仲哀天皇の崩後、神功皇后は國政を攝したまふこと六十九年、遂に攝政を以てをへ給へり。日本書紀には、神功皇后紀を立てたれど、皇后の天位に即き給はざりしは、後世史家のひとしく論定する所なり。清寧天皇の崩後、顯宗天皇・仁賢天皇の皇姉飯豐青皇女は、皇嗣未だ定らざるを以て、忍海角刺宮オシノツノサシノミヤに在りて政を攝したまふこと約十月、その薨じ給ふに及び、清寧天皇の皇妹春日大娘、皇女おはせしかど、天位に登りたまふ事なくて、清寧天皇の再從兄顯宗天皇即位したまへり。これに依りて之を考ふるに、上古既に不文の常典ありて、女系の皇位に即き給はざるは、易ふべからざる皇室の慣習法たり。

現代の制に女帝なし

しなるべし。然るに推古天皇の時に至りて、はじめて女帝の即位を見るに至りしは、是れ全く蘇我馬子の天皇を擁立し奉りしに由るものにして、その術策の結果なること明かなり。皇極齊明天皇以下の七帝に至りては、いづれも特別の事情の已むを得ざるもの有りて即位せられたるものにして、その一時の權宜にして祖宗の遺法に非ざるは、素より言ふまでもなし。さればこれ等は到底永世の模範と爲すべからざるが故に、現代の制にては、皇室典範の第一條に、「大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承すと規定して、皇祚を踐みたまふは、男系の皇男子に限ることを明かにし給へり。」

今の皇室制度

我が古代に於いて各般の制度の整備するに至りしは、大化改新の後、殊に文武天皇の大寶元年に至りて大寶律令の制定せられ、次いで元正天皇の養老二年に、更に大寶律令を刪修改定して養老律令を制定せらるゝに至りてよりの事なり。この大寶・養老の律令は、主として唐朝の律令を模倣繼承せしものなるが故に、その皇室制度に於いて、多くの支那風を加味するに至りしは、蓋し已むを得ざる事實なり。今の制、天皇に對する敬稱を陛下となし、皇太子に對する敬稱

陛下・殿下

行幸・行啓

東宮(春宮)

を殿下となす。天皇の出行を行幸といひ、皇太子の出行を行啓といへり。また皇太子の居所を東宮といひ、よりて皇太子を又東宮とも申し、東宮を春宮とも書しき。太子を東宮といふこと毛詩・左傳などにも見えて、支那にてはいと古くよりの稱呼なり。易の説卦には、震爲東、爲春、爲長男と、東宮・春宮の稱呼あるは、蓋しこれに由るものなり。(後世、春宮をハルノミヤとも訓めり)

東宮の傅および學士

今の制、東宮に傅および學士を置く。傅(一人)は道德を以て東宮を輔導すること、を掌り、學士は經を執りて奉説することを掌る。すなはち師傅の任なり。また春宮坊ありて、皇太子に奉事す。春宮坊には左の職員を置く。

春宮坊

大夫一人

亮一人

大進二人

少進二人

春宮大夫は、啓令を吐納することを掌り、また坊内の宮人、女孺諸司の監督・考叙等の事を掌る。なほ春宮坊の被管に、舍人・主膳・主藏の三監、および主殿・主書・主漿・主工・主兵・主馬の六署あり。これ等の監・署は、後世に至りて沿革停廢せり。

舍人監は、東宮舍人の事を掌る。東宮舍人は、蔭子孫及び位子の儀容端正にして書算に工なるものを以て之に充つ。その中にて帶刀する者を帶刀舍

人または帶刀とも云へり、後世、帶刀の數増加するに及びて、その長二人を置く、これを先生セシヤといふ。

主膳監は、東宮の食膳に關することを掌る。

主藏監は、金玉、寶器、錦綾、玩好の物を保藏し、また衣服の裁縫を掌る。

主殿署は、湯沐、燈燭、洒掃、鋪設の事を掌る。

主書署は、書樂、筆研等を供進する事を掌る。

主漿署は、餼粥水および菓子モノの事を掌る。

主工署は、土木の構作、その他器具製作の事を掌る。

主兵署は、兵器儀仗の事を掌る。

主馬署は、乘馬、鞍馬等を供進する事を掌る。

東宮の傳および學士は、明治の制に東宮侍講及び東宮御用掛を置いて、東宮を輔導教育し奉らしめ給へるに相似、春宮坊の制は宛かも現代の東宮職の如し。

立太子式

皇太子を立て給ふ儀式は、令制の後、時代を経るに隨ひて漸く整ひ、平安朝に入

りて大に整備せり、その儀は紫宸殿前に於いて行はる親王以下喚に依りて參入列立し、莊嚴なる御儀あり、この時宣命大夫をして立太子の宣命を讀ましめらる。今、治承二年十二月十五日に、言仁親王安徳天皇を皇太子に立てたまひし時の宣命を次に掲ぐべし。

現神止大八洲所知須倭根子天皇我詔旨良萬止勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣隨法爾可有政止爲底言仁親王乎皇太子止定賜布故此之狀乎悟底仕奉禮止詔天皇勅旨乎衆聞食止宣。

太子冊立を山陵に告ぐ

立太子あると同時に、東宮の傳・學士、春宮坊の官屬以上、被管諸司等の補任あり、また、日を隔て、太子冊立の由を山陵に告げたまふ事あり、立太子の儀は、南北朝分立の時、崇光院の朝より、後西院天皇の時に至るまで、十五代二百餘年の間、永く中絶せしが、靈元天皇の天和三年に再興せられたり、立太子の時、これを山陵に告げたまふ事は、後世廢れて、社寺の祈禱と變じたれども、壺切御劍を皇太子に傳へたまふこと及び拜觀節會等の儀式は、嘗て絶えたることなし、壺切御劍は、もと藤原基經の家に傳へたるものなりしが、醍醐天皇東宮におはし

壺切御劍

し時、基經これを宇多天皇に奉り、宇多天皇より東宮に授け賜ひき、延喜四年二月、醍醐天皇皇子保明親王を立て、皇太子となし給ふや、賜ふにこの御劍を以てせらる。爾來壺切御劍は、累代東宮の御守の寶物として、これを承け傳へたまへり。後三條天皇の春宮に居たまふや、その藤原氏の外孫にておはしまさざりしに由りて、關白藤原教通は、立坊の後、二十餘年の久しきに及ぶも、壺切御劍を上らざりしこと、藤氏專横の一事例として、史上に名高き譚なり。現代の制、立太子の禮を行はせ給ふ時、天皇、皇太子に壺切御劍を授けたまふ御儀あり。立儲令附式これ實に中古以來の舊儀を今に傳へ行はせたまふ御事にして、かしこしどもいと畏し。

皇位繼承に關する皇室典範の規定

明治天皇が明治二十二年二月十一日に制定したまへる皇室典範の第一章、皇位繼承の章において、皇位繼承に關して、儼然明確にこれを規定したまへり。いはく、

第一條 大日本國皇位は、祖宗の皇統にして、男系の男子之を繼承す。

第二條 皇位は皇長子に傳ふ。

第三條 皇長子在らざるときは、皇長孫に傳ふ。皇長子及其の子孫皆在らざるときは、皇次子及其の子孫に傳ふ。以下皆之に例す。

第四條 皇子孫の皇位を繼承するは、嫡出を先にす。皇庶子孫の皇位を繼承するは、皇嫡子孫皆在らざる時に限る。

第五條 皇子孫皆在らざるときは、皇兄弟及其の子孫に傳ふ。

第六條 皇兄弟及其の子孫皆在らざるときは、皇伯叔父及其の子孫に傳ふ。

第七條 皇伯叔父及其の子孫皆在らざるときは、其の以上に於て、最近親の皇族に傳ふ。

第八條 皇兄弟以上は、同等内に於て、嫡を先にし、庶を後にし、長を先にし、幼を後にす。

第九條 皇嗣、精神若は身體の不治の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及樞密顧問に諮詢し、前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

儲嗣たる皇子を皇太子とし、皇太子在らざるときは、儲嗣たる皇孫を皇太孫と

天皇および皇太子・皇太孫の成年

立太子の禮

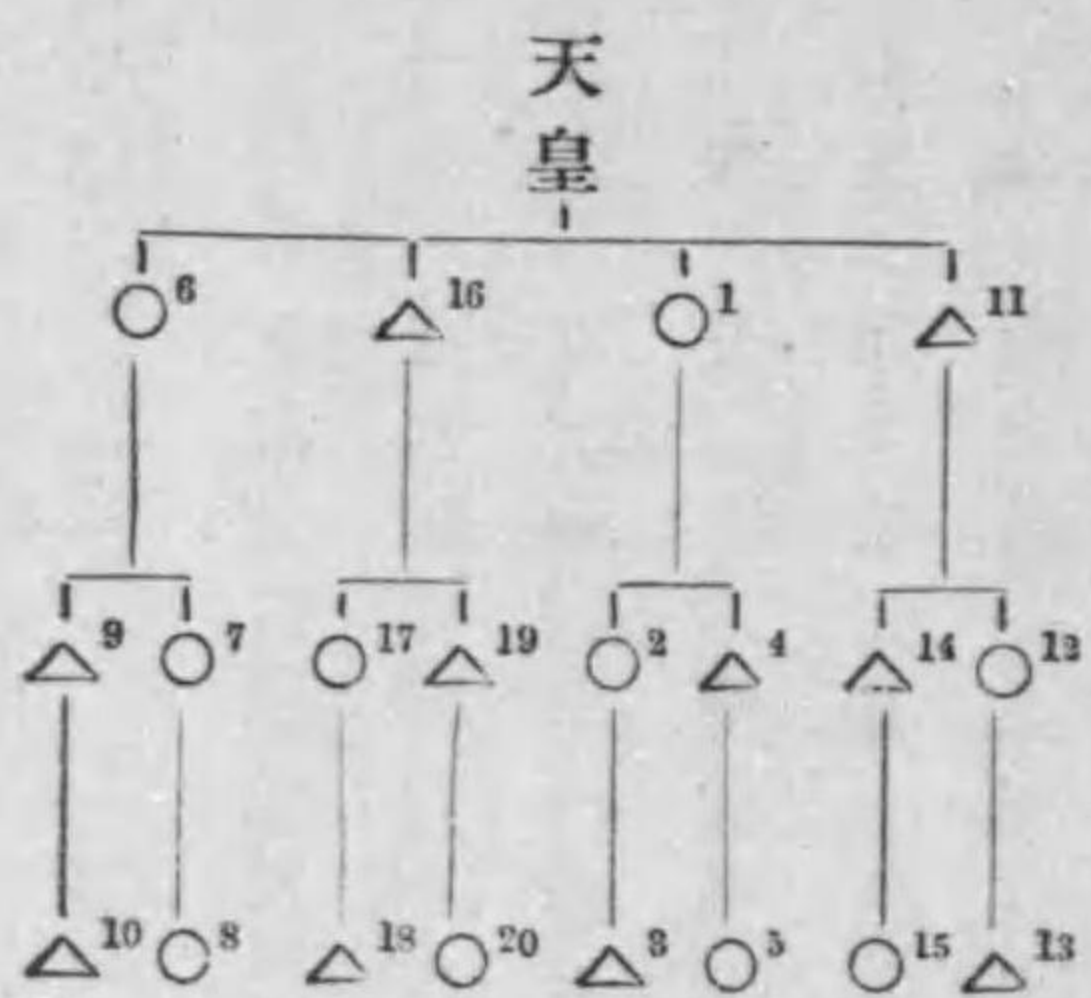
なす。また、天皇および皇太子・皇太孫は満十八年を以て成年となし、他の皇族の満二十年を以て成年となすに比して、二箇年を少くしたるは、天皇および皇太子・皇太孫の重に當り、尋常通法の拘るところに非ざるに由ればなり。而して、皇太子・皇太孫を立つるときは、其の禮を行ふ當日、詔書を以てこれを公布したる定めなり。皇室典範第十三條、皇太子を立てたる禮に就きては、立儲令の中に詳しくこれを定められたり。凡そ皇太子を立つるの禮は、勅旨に依りて之を行ふものにして、その禮を行ふ期日は、宮内大臣これを公告し、立太子の詔書は、その禮を行ふ當日これを公布す。立太子の禮を行ふ當日、これを資所・皇靈殿・神殿に奉告し、また勅使をして神宮・神武天皇山陵・並に先帝の山陵に奉幣せしめ給ひ、その大禮は、賢所の大前に於いてこれを行はせ給ふ。さて立太子の禮終りたるときは、皇太子は皇太子妃と共に、賢所・皇靈殿・神殿に謁し、また共に天皇・皇后・太皇太后・皇太后に朝見したる。また宮中に於いて賜宴の事あり。皇太孫を立て給ふの禮、またこれに準す。

按ずるに、我が皇位繼承の順序は、大略左の原則に依る。繼承は直系に下るを

皇位繼承

三四

本則とす。直系盡きて傍系に入る。直系に在りては、嫡系を先にし、庶系を後にす。嫡系若くは庶系の間在りては、長系を先にし、次系を後にす。同系中に在りては、世數近きものを先にす。世數同じきものに付ては、嫡出を先にし、庶出を後にす。嫡出若くは庶出の間在りては、長を先にし、幼を後にす。直系とは、己の出づる所及び己より出づる所の系統を謂ふ。直系に下るとは、即ち子孫に傳ふるの義なり。嫡系とは、嫡出子の系統なり。庶系とは、庶出子の系統なり。長系次系は、長子及次子の系統の別を云ふ。嫡庶の別は、皇后・親王妃若くは王妃の出ど、然らざる者などを指稱す。左に一例を圖解せば、其の義一目にして瞭かならむ。嫡出を○とし、庶出を△とし、記する所の數字は、繼承の順位を示すなり。——(憲法提要)



皇位繼承

三五



東宮に關する事務を掌る官司に、東宮職あり宮内大臣の管理に屬す。その官制は次の如し。

東宮職官制 明治四十年十月三十一日皇室令第六號(十一月一日官報)

第一條 東宮職は宮内大臣の管理に屬し東宮に關する事務を掌る

第二條 東宮職に左の職員を置く

大夫 侍從長 侍從

主事 屬 内舍人

第三條 大夫は一人勅任とす宮事を掌理し所部職員を監督し便宜事を啓し旨を宣す

第四條 侍從長は一人勅任とす常侍奉仕し大夫事故あるときは其の職務を代理す

第五條 侍從は五人奏任とす侍側の事を分掌す

第六條 (削除)

第七條 主事は三人奏任とす庶務を分掌す

第八條 屬は判任とす庶務に従事す

第八條ノ二 内舍人は判任とす殿中の雜務に従事す

附則 (略)

また、東宮附の武官あり。その官制は左の如し。

東宮武官官制 明治三十年十月十九日勅令第三百七十一號(二十一日官報)

第一條 東宮に東宮武官を附屬す其の定員左の如し

東宮武官長 東宮武官中高級故參の者を以て之に補す

陸軍中少將・佐官及大尉 五人

東宮武官

海軍中少將・佐官及大尉 三人

第二條 東宮武官長・武官は 皇太子の威儀整飾を奉助し行軍・觀兵・演習、

其他の軍務及祭儀・禮典・宴會・謁見等に陪從扈從す

第三條 東宮武官は常侍奉仕す

第四條 東宮武官長・武官は 行啓・祭儀・禮典・宴會・謁見等の事項に於ては

宮内省の規則を遵奉すべし

第五條 東宮武官長は武官の勤務細則を規定す

第五條ノ二 東宮武官長及東宮武官は參謀とす

第六條 第一條に掲ぐる職員の外東宮武官に陸軍屬二名・海軍屬一名を附す

### 第二節 讓位・受禪

上古には、先帝崩御の後、皇太子その後を承けて天津日嗣の高御座に登り、皇祚を踐みたまふこと、恒の例なりき。而して、その間に多少の時日の隔有るを例とせり。但し、時日の隔は有りども、天の下の政は、決して一日も曠しかりしには非ず。然るにや、時代を経るに及びて、前帝祚を皇儲に譲りたまひ、皇太子これを承けて天津日嗣を繼ぎたまふこと起れり。是れすなはち讓位・受禪なり。神武天皇以來武烈天皇に至るまで、二十五代の間、未だ曾て讓位受禪のこと無かりしが、繼體天皇位を安閑天皇に傳へたまひて、即日登遐ありしより、讓位の

例これに開けぬ。繼體天皇は、安閑天皇に祚を譲りたまひしも、即日崩御あらせられたれば、之を以て讓位の嚆矢とは稱し難しといふ説も有り。この後九代を経て、皇極天皇は位を孝徳天皇に譲りたまひ、また三代を経て、持統天皇は文武天皇に位を譲りたまひ、更にまた二代を経て、聖武天皇は孝謙天皇に位を譲りたまへり。これより後、此の事後世の流例となり、讓位・受禪の事屢行はれて御歴代の中、讓位の儀有りしもの、すべて五十八帝の多きに及びべし。讓位・受禪の事起りてより、皇位繼承の形式は、先帝の崩後次帝踐祚したまふ場合と、前帝位を退きたまひて後次帝踐祚したまふ場合との、二様に分るゝこととなりぬ。

讓位の事情原因に至りては、もとより一様ならず。或は衰老疾病により、或は災異により、或は便宜の爲めにより、或は御不平により、或は父祖の御意思により、或は外戚權臣の意思により、或は佛法歸依によるなど、種々あり。中に就きて、奈良朝以來佛教盛行の結果として、佛教の歸依修道の爲めに、讓位出家したまふ事の行はれしと、外戚權臣が、その私意擅權の爲めに、天皇を御位より退け奉りしとは、歴史上最も注目すべき事實にして、殊に後者の如きは、宮廷攝籙執柄の

間に、常に激浪狂瀾を惹き起すの因となりしものにて、政治上頗る注目すべき事實に屬す。

## 讓位の儀式

讓位、又た讓國とも、御國讓クニユヅリともいへり。讓位の儀式は、清和天皇の時、貞觀儀式の制定あるに至りて、大に整備せり。其の儀は紫宸殿にて行はせらる。先づ節會の儀あり、讓位の宣命を宣らせたまふ。次に劔璽渡御の儀あり。すなはち神劔神璽をたてまつる。若し御父子にあらずして禪讓の時は、新帝より上表揖讓の儀あり。これには二三の異例なきに非ず。次いで、新帝御所の儀式等あり。なほ、讓位の時には、兼日または當日に警固・固關コヅクの事あり。警固・固關とは、共に非常を警めむが爲めに行はるゝものにして、警固とは、六衛府の官人をして、各、その司々を固め守らしむるを云ひ、固關とは、固關使を遣して、三關ミツノセキ、近江の愛發、關、美濃の不破、關、伊勢の鈴鹿、關を警固せしむるをいふ。式後數日を経て、開關・解陣あるを例とす。

讓位の式は即ち新帝の受禪の式なり。受禪踐祚の式なり。なほ、次帝が前帝の崩後を承けて踐祚したまふ事につきては次節に述べたり。彼此参照すべし。

## 太上天皇・太上皇

## 太上天皇・法皇

## 法皇の始

既に讓位したまひし前帝を尊稱して太上天皇といひ、また略して太上皇、あるひは上皇とも稱す。この稱呼も、その本づく所支那に在るは言ふまでもなし。史記に、秦の始皇の二十六年に、莊襄王を追尊して太上皇と爲し、ことを記せり。その註に、按、太上天皇之號、肇見于此。後世遂用之、以爲王者之稱、といへり。同書にまた、漢の高祖が太公を禮遇して、遂にこれに太上皇の尊號を上りしことを記せし條に、於是高祖乃尊太公爲太上天皇、(索隱曰、蓋太上者無上也、皇者德大、於帝、故尊其父號太上天皇也)と見えたり。また、太上天皇の歸佛出家したまへるを太上天皇と稱し、略しては法皇ともいへり。(のりのすべらぎ)とも云へる事あり。上皇の出家薙髮したまひしは、奈良朝に孝謙上皇あり、平安朝に入りてより清和上皇あり。されど未だ法皇の稱なし。清和上皇は、遜位の後落飾歸佛して、諸國の名山佛壇を歴覽したまひ、後丹波の水尾山に入りて、酒酢鹽鼓を御せず、二三日に僅に一たび齋飯を進めしめ給ひしこと、世に名高き事實なり。この後、宇多法皇は、諸國を遍歴して、備に辛酸を嘗めたまひ、仁和寺に入りてその開祖となり、法流を後世に傳へたまひぬ。法皇の稱、蓋しこの時より始まる。出家の上皇

には、寺院に御したまへるが有り。例へば、清和上皇の圓覺寺に於ける、宇多法皇の仁和寺に於ける、圓融上皇の圓融寺に於けるが如き、是れなり。然れども、後世には、多くは離宮に居たまへり。

太上天皇の初見

太上天皇の號有るは、讓位といふ事の起りてより後の事なるべきは勿論なれども、この事の國史に見えたるは、持統天皇を以て初めとなす。扶桑略記に、天皇○持統讓位輕皇子○文武號太上天皇と見えたり。神皇正統記にこれを論じて、此の天皇○持統天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて太上天皇と申しき。太上天皇といふ事は、異朝に、漢の高祖の父を太公と云ふ。尊號ありて太上天皇と號す。中略本朝にはむかし其例なし。皇極天皇位をのがれ給ひしも、皇祖母尊と申しき。この天皇よりぞ太上天皇の號は侍りける。と云へり。想ふに、大化改新以來、専ら隋唐の制によりて我が國諸般の制度を改定せられ、細大の事皆唐風を模倣するに努められたる當時の事なれば、太上天皇の稱呼の如きも、亦彼の國風によりてこれを稱せられたるものなるべし。されど持統天皇の時は、讓位の後に尊號として次帝より之を上られたるには非ずして、上皇自ら稱せられたるも

太上天皇を尊號として上りたる初例

の、如し。令の制にありても、太上天皇、讓位帝所稱、と儀制令に見えて、讓位の天皇の、例として稱すべきに似たり。太上天皇を尊號として次の天皇より上られたる事の史に見えたるは、嵯峨天皇の讓位後、弘仁十四年四月、淳和天皇より太上天皇の尊號を上りたまへるを以て初見となすべきが如し。これより後、讓位の前帝に太上天皇の尊號を上ること、後世の流例となれり。

親王を尊んで太上天皇と爲す

太上天皇を贈る

至りては、天皇の御生父たる親王に對して、これを尊みて太上天皇の尊號を上りたまひ、或はまた其の薨後にこれを追尊して、太上天皇の號を上りたまへる例もこれなきに非ず。而してこれ等は、いづれも踐祚の天皇に准じての御儀なれば、太上天皇の尊號を上られたる親王には、必ず諡號をも上らるゝこと、其の例なりき。(一)後堀河天皇は、御父守貞親王(後高倉院)に對して、(二)後花園天皇は、御父貞成親王(後崇光院)に對して、いづれも太上天皇の尊號を上り給ひ、また(三)後陽成天皇は、御父誠仁親王(陽光院)を追尊して、太上天皇の尊號を贈り給ひ、(四)明治天皇は、光格天皇の御父典仁親王を追尊して、太上天皇の尊號を贈り、慶光天

太上天皇に准ず

讓位の弊果

皇と謚號を上りたまへり、この他、後一條天皇の時、皇太子敦明親王の位を辭したまひし後、太上天皇に准じて、これを小一條院と號し給ひしが如きは、特例中の特例ともいふべきか。

讓位・受禪

四四

そもそも、讓位・受禪は、後世の權宜に出でたるものにして、もとより祖宗の恒典にはあらず。然るに、その事後世の流例たるに及びては、その弊害亦甚だ少からざるもの有るに至れり。歴代の天皇の中、或は佛法の信仰、或は政治上の不滿の爲めに、自ら位を退きたまひしは言ふまでもなく、權臣威を恣にするに及びては、唯々自己の利益を目的として、天皇を奕置し、或は幼帝を擁し、或は姻孫を立て奉り、爲めに皇室の威權は、漸くこれ等權臣外威の手に移り行き、またこれが爲めに、幾多の波瀾紛争を惹起せしことは、政治史上に於いて、吾人の多く見るところなりとす。況んや六條天皇の如は、僅に五歳の實算を以て、おりぬの御門となり給ひて、太上天皇の尊號有りしが如きは、後世の讀史者をして、頗る奇異の感を抱かしむる事なしとせず。されば又、一時に二上皇三上皇のおはしなしし事も少からず、甚しきに至りては、一時に五上皇の並びおはしなしし事さへ

現代の制讓位受禪の事なし

重祚

院政

ありき、後二條天皇の初年、これ皆禪讓の行はれたる結果にして、斯くの如きは、豈に制度のよろしきを得たるものなりと謂ふを得んや、上皇・法皇の多く並びおはしなしし時が、即ち閥内の紛争、政局の錯亂を見るの時なりしを知らば、誰かこの事の弊盡多きに想到せざるもの有らむ。されば、明治天皇の制定したまへる皇室典範には、天皇崩するときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を受く」と制めたまひて、第十條 苟くも讓位受禪を認め給はず。

讓位といふことの始りし後、その當然の結果として起れるものは、重祚と院政となり、重祚は、皇極天皇の重祚して齊明天皇と稱し、孝謙天皇の重祚して稱徳天皇と稱したまひし、二度のみに過ぎざれど、共に女帝にておはす。院政に至りては、實に我が政治史上に於ける一大沿革なりと謂はざるべからず。院政とは、讓位の天皇が、院中に在りて萬機の政を知ろしめすことにて、所謂院政を始めたまひしは、白河上皇なりはじめ、彼の剛健嚴明を以て、大に藤原氏の權勢を抑制せむとし給へる後三條天皇は、在位僅に四年にして、延久四年十二月、その位を御子白河天皇に譲りたまひ、太上天皇となり給ひて後、尙親ら庶政を裁決し

讓位・受禪

四五

院政の如

て、大に從來の弊政を革新せむと期し給ひしが、不幸讓位後僅に五箇月にして崩じたまへり。然るに次の白河天皇は、在位十四年の後、位を御子堀河天皇に譲り給ひて、院廳を開き、院司を置き、親ら庶政を知らしめし。院宣を下して天下に號令したまふこと、爾後堀河・鳥羽・崇徳の三代四十四年に及び、院政の形式、これに於いてか成る。而して、次の鳥羽法皇もまた、白河法皇の後を承けて院政を行ひたまふこと、崇徳・近衛・後白河の三代二十七年間に及び、後白河法皇亦この後を承けて、二條・六條・高倉・安德・後鳥羽の五代三十五年の間、院政を行ひたまへり。これより前帝の院政は、永く後世の流例となる。蓋し院政の事實は、必ずしも後三條天皇の時に始りしには非ず。これより先、聖武天皇の孝謙天皇に於ける、孝謙天皇の淳仁天皇に於ける、嵯峨天皇の仁明天皇に於ける、いづれも上皇として天皇の政治に干渉したまへる事實あり。殊に淳仁天皇の時の如きは、天下萬機の裁決は、實は遜位薙髮の女帝にておはします。孝謙上皇の掌中に在りしこと、孝謙上皇の詔の中に、或は、但し政事は、常の祀り小けき事は、今帝<sup>イノミカド</sup>行ひ給へ、國家の大事、賞罰二つの柄は、朕行はむとのたまひ、或はまた、朕は髮をそりて

佛の御袈裟を服てあれども、國家の政を行はずあること得ず。佛も經にのりたまはく、國王<sup>クニノミカド</sup>王位に坐す時は、菩薩の淨戒を受けよと勅りてあり。これに依りて念へば、家を出でて、政を行ふに、豈障るべきものにはあらずとのたまへるにても知る事を得べし。延喜以後に至りては、圓融天皇の如きも、遜位の後、政務に干渉したまへる事あり。然れども、これ等は皆未だ院政としての機關備りしにはあらず。その形式實體共に備りて、引つづき院政の行はれたるは、實に上記の白河上皇の時を以て始めとなすべし。

既に遜位の太上天皇は、はしませば、随つてこれに奉事する官僚なかるべからず。況んや院廳を設けて政務を處断せらるに至りてをや。嵯峨上皇の嵯峨院に御すや、刑部大輔安倍朝臣安仁をして院事を掌らしめ給へり。これを院別當を補したる始めとなす。その後、宇多法皇の時に、侍者<sup>シヤ</sup>五位藏人なり、および判官代<sup>ハツツラシ</sup>六位藏人なりを置き、後また朱雀上皇の爲めに、判官代<sup>ハツツラシ</sup>の外に、主典代<sup>シユンテン</sup>藏人所の出納をこれに任す。および、仕所<sup>シカドコロ</sup>御隨身等を定め置けり。御隨身には、近衛の左右將曹・左右番長・左右近衛等を補す。この外に、藏人<sup>クラヤド</sup>院藏人ともいふ。侍者・判官代

院別當・侍者  
判官代・主典  
代官・所御隨  
身・藏人・武者

上下北面・西  
面の武士

以外のもの。武者所あり武者所には瀧口、武士を任ず、白河上皇院政を聴き給ふに及びて、新に上北面・下北面の武士を置きて、院中の守護に當らしめたまへり。この後、後鳥羽上皇の時に至りて、更に西面の武士を置き給へり。いづれも皆院中の警衛に當れるものなり。また院文殿といふは、禁中の記録所を模したるものにして、白河法皇の時より有り。衆・開闔等の職員ありて、専ら訴訟裁斷のこゝを掌れり。

### 第三節 踐祚・即位

踐祚

上古は踐祚・

讓位・受禪といふこと始りてより、天皇の登極に、(一)先常崩御の後、皇嗣その後を承けて、實祚を踐みたまふ場合と、(二)前帝の讓を受けて、皇嗣實祚を踐みたまふ場合との、二様の形式有るに至りしこと、既に前節に述べたるが如し。而して並にこれを踐祚といひ、また即位ともいへり。即ち上古は踐祚・即位は一にして二ならざりしなり。踐祚また踐阼とも書けど、多くは踐祚と書きならはせり。祚は

即位は一にし  
て二ならず

即ち實祚の謂にして、天津日嗣の高御座をいふ。この高御座を踐みて、皇位に登り即きたまふ故に、踐祚とは云へるなり。故に日本書紀には、踐祚の二字をアマツヒツギシロシメスども訓ませたり。

受禪踐祚を先  
帝の崩後を承  
け給ふ踐祚

前帝の讓を受けたまふ踐祚は、即日その式を行はせ給ふこと、其の例なり。雖も、先帝の崩後を承けたまふ踐祚は、大抵時日を隔て、之を行ひたまふ事、その例なりき。即ち、先帝の崩後數箇月にして踐祚したまへるもあり、或は先帝崩御の翌年に踐祚したまへるもあり、或は先帝の崩後數年を経て踐祚したまへるもありしなり。今その著名なる例に就きて言はば、たどへば、天智天皇となり給ひし中大兄皇子は、齊明天皇の崩後七年の間、萬機の政を親ら知ろしめされしかど、尙皇太子として攝政し給へるなれば、踐祚し給へりとは謂ひ難し。天武天皇の皇后にてましまし、持統天皇も、亦天武天皇の崩後三年の間、萬機の政を知ろしめし給ひしかど、尙攝政し給ひしに過ぎざれば、踐祚し給ひしにはあらず。これ等は、數年を隔て、踐祚し給ひし例なり。

かく、先帝の崩後若干の年月を隔て、次帝の踐祚したまへるにより、其の間皇

皇位は一日も曠つる可らず

位の空しかりしが如くに、一見して考へらるれども、實はこの間には、皇嗣・皇后もしくは皇子・皇女の、萬機の政を攝り行はせ給へるがおはしましたるにて、天下の政は、決して一日も曠しかりしにはあらざるなり。然れども、斯くの如きは、やゝもすれば皇位繼承の嚴密の意義を失ふことなきを保する事能はざるが故に、後には、先帝の崩後を承け給ふときには、日を隔てず、成るべく速かに踐祚し給ふこと、其の例となれり。即ち宇多天皇以後は、先帝の崩後直に踐祚したまふか、或は先帝を葬らずして踐祚したまふこと、永く其の例となれり。蓋し、天子之位、一日不可曠とは、歴代の宣命の中に屢見ゆるところにして、皇位の一日も曠闕すべからざるは、素より言ふまでもなき事なり。されば、明治天皇が皇室典範を制定したまふに及びて、その踐祚即位の章に於いて、天皇崩するときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を受くと明かに制めたまひしは、之によりて、中古以來の讓位の慣例を改めたまふと共に、皇位繼承の實義を、明確嚴正にじたまへるものにして、實に卓絶莊重の大典章と仰ぎ奉るべきなり。

踐祚即位の古

上古は、踐祚と即位とは一にして二ならざりき。大寶・養老の令の制にも、未だ二

皇室典範の規定

禮

神武天皇の即位の儀

者の間、その區別を立てずして、踐祚すなはち即位なりしこと、令義解に、天皇即位、謂之踐祚、といへるにても知らる。さてかく踐祚と即位と未だその區別を見ざりし上古時代に於ける踐祚即位の儀禮は、いかなる有様なりしか。これに就きては、吾人は今その詳細を知ること能はずと雖も、古史の傳ふる所による時は、必ずしもその概觀を知ること能はずとなさず、古語拾遺・舊事本紀に據るに、神武天皇の橿原宮に初めて皇位に即きたまふや、忌部氏の祖天富命は、諸の忌部を率ゐて、神璽の鏡・劔を捧げ上りて正殿に奉安し、また中臣氏の祖天種子命は、天神壽詞を奏し奉れり。これ即ち神代の古事の類なり。また、物部氏の祖宇摩志摩治命は、内物部を率ゐて、矛楯を豎て、威儀を莊嚴にし、また久米氏の祖道臣命は、來目部を帥ゐて、宮門を護衛し、その開闔を掌れり。かくて、四方の國をして天位の尊嚴なるを觀しめ、率土の民をして朝廷の重貴なるを知らしめ給へり。と見えたり。また日本書紀に據るに、孝德天皇の壇に升りて、即祚すや、大伴、長徳、連、同、は、金の鞆を帯びて壇の右に立ち、犬上、健部、君は、金の鞆を帯びて壇の左に立ち、百官・臣・連・國造・伴造・百八十部羅、列りて、匝拜み奉れり。

孝德天皇及び持統天皇の即位の儀



神祇令の規定

二大儀

天神之壽詞

と云ひ、また、持統天皇の即位したまひし時には、物部、麻呂、朝臣は大盾を樹て、神祇伯中臣、大島、朝臣は天神壽詞を讀み、畢りて、忌部、宿禰色、夫知は神璽の劔鏡を奉り、ぬ、こゝに於いて天皇即位したまひしかば、公卿百寮、羅列、匝拜して手を拍てりといふ事、同書に見えたり。これによりて之を観るに、他事は暫く措くも、神器を捧げ上ること、天神壽詞を奏すること、は、國初以來、歴代御即位の儀禮中、最も重要な御儀として、典禮の中樞なりしこと、炳乎として明かなりとす。されば、神祇令の中にも踐祚即位の儀禮に就きては、僅に一箇條を立て、

凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劔。

と定められたり。踐祚即位に關する儀禮は、種々多かるべき中に、特にこの二大儀に就きてのみ規定せる、意の存する所、推知すべきなり。なほ、踐祚大嘗祭の時にも、中臣、天神壽詞を奏上し、忌部、神璽の鏡劔を上るの儀あり。第二章第六節大嘗祭の條に述ぶるを看るべし。

然らば、中臣氏の奏上せる天神之壽詞とは、いかなるものなりしか。令義解に、天神之壽詞、謂以神代之古事、爲萬壽之寶詞也、といひ、また、荷田在滿の大嘗會儀

神器の繼承

皇位繼承と祭祀

式具釋にも、天神之壽詞といふは、神呂伎、神呂美の詔命を以て、此の豊葦原の瑞穗國を天孫瓊瓊杵尊に任したまひ、天降したまひしことなど、神代之古事を述べて、皇統の無窮、寶算の長久等を祝せる詞なり」といへるなどによりて、其の内容を知るべし。然れども、歴代の即位の大禮および大嘗祭の時に、中臣が奏上せし天神之壽詞の文にして、今日に遺り傳はれるもの、殆ど是れ有るなし。そのこれ有るは、唯台記別記に載せたる、康治元年の中臣壽詞の一のみ。こゝは、大嘗祭の時の壽詞にして、且つ頗る後世のものに屬すといへども、亦以て上古踐祚即位の大禮の時に奏上せし中臣の壽詞の内容體裁を推知し得べきなり。第二章第六節大嘗祭の條に載せたるを看るべし。

次に、神器は天祖の御遺品、天祖の御靈代にして、皇位の徵證、天皇の御守にましませば、歴代の天皇は、必ず神器を承けて踐祚登極したまひ、皇位と神器と、必ず相伴なひ給ふこと、古來の恒典なり。蓋し、神器の繼承は即ち皇位の繼承にして、神器の繼承は亦一に天祖祭祀の繼承なり。すなはち、歴代の天皇は、相つぎて天祖大御神の祭祀をも繼承したまふこと、是れ萬民の齊しく仰ぎ奉るべき點な

中臣・壽詞を  
奏し、忌部、神  
由を上げるの  
縁

踐祚・即位

五四

り。(神器に就きては、更に次節に詳説す)そもそも、上古歴代の踐祚即位の大儀に於いて、中臣氏が天神之壽詞を奏し、忌部氏が神璽の鏡劔を奉りしは、寔に歴史的縁由の深きもの有りて存するに依るなり。はじめ、天祖天照大御神の大御詔を以て天孫瓊杵尊をこの國土の君主と定め、授くるに三種、神器を以てしたまひ、群神百僚を率ゐて降臨せしめたまふや、中臣氏の始祖天兒屋命と、忌部氏の始祖天太玉命とは、他の天鈿女命・石凝姥命・玉祖命等、百八十部の神と共に、天孫に伴隨隸從して降り、永く皇基を奉護輔翼したてまつりぬ。中にも、天兒屋命・天太玉命および其の子孫は、相並びて皇家政務の重要事なる神事祭祀のわざを主掌して、子孫その職を世襲し、代々朝廷の重器たりき。されば、神武天皇のはじめ、檜原宮に即位したまふや、天兒屋命の裔なる天種子命は、天神之壽詞を奏上し、天太玉命の裔なる天富命は、神璽の鏡劔を奉りしこと、上にも記したが如しかくて、これより後も、歴代の踐祚即位の時には、この二氏の族の、この二大儀を奉仕すること、永く其の例となりて、以て後世に及びしこと、我が史上に著しき事實なり。但し、平安朝以後に至りては、踐祚の御式には、鏡璽渡御とて、

踐祚・即位の  
別を生ず

踐祚・即位

五五

忌部は神劔(草薙劔)と神璽(八尺瓊曲玉)とを捧げ奉りて、神鏡は御動座なき事となれり。これ、神鏡は、天祖大御神の御靈代にましませば、いと畏しとて、これを別殿に齋き祀りたまひて、敢へて動し奉り給ふことなかりしに由るものなり。(神器の條を參看すべし)

上古は、踐祚即位は一にして二ならざりしこと、上に叙べたるが如し。然るに、平安朝の初頃より、二者の間に漸くその區別を生ずるの勢を爲すに至れり。桓武天皇は天應元年四月三日を以て受禪即位したまひしが、越えて同月十五日に、大極殿に御して即位の禮を行ひたまへり。淳和天皇は、弘仁十四年四月十六日に受禪踐祚したまひしが、亦越えて同月二十七日に即位の禮を擧げさせ給へり。仁明天皇も亦、天長十年二月二十八日に受禪登極あり。越えて三月六日に、大極殿にて即位の儀を行はせたまへり。想ふに當時は、皇嗣既に踐祚し給へば、これを天皇と稱し奉り、また踐祚を即位とも稱して、未だ必ずしも其の間に儼然たる區別を立つるには至らざりしなるべし。雖も、然かもこれやがて、踐祚と即位とが其の時日及び儀式を別つに至るの階梯を成し、ものなること明か

貞觀儀式の制

なり。されば、清和天皇の時、貞觀儀式の制定あるに至りては、讓國踐祚の儀と、即位の大禮とを、全く區別してこれを定め給ふ事となりたり。かくて、次の陽成・光孝・宇多・醍醐等の天皇は、いづれも踐祚と即位とを、時を別ちて行はせたまひ、この事永く歴代の恒典となりて、踐祚の式と即位の大禮とは、時日を隔て、之を行はせ給ふこと、定りぬ。

踐祚・即位の區別せらるるに至りし理由

そもそも、踐祚は天皇が祖宗の神器を承けて、祖宗の皇位を承継給ふことなれば、申すは畏き事ながら、これを臣民の身分の家督相續の場合に比すべきか、踐祚の後に更に即位の大禮を行はせ給ふは、臣民の身分にて、その家督相續を、普く親戚知友に披露するの催しを行ふに似たりとも申し奉るべきか、されば、上古の百事簡朴の時代にありては、この二者の間に其の區別を立つること、未だ其の必要なかりしに相違なきも、時勢進み、人文開け、制度整ひ、典禮備はるに至りては、先づ踐祚に依りて皇位繼承の實を明かにしたまふ上に、更に儀を整へ禮を大にして、天皇臨極の大事を、群臣百僚、天下の臣民、さては外蕃の使臣にまでも宣り知らしめ給ふべき必要は、確かに存在したりしなり。且つ、上古は

踐祚の儀と即位の大禮

未だ讓位受禪といふ事のなかりし時代には、先帝の崩後を受けたまふには、多くは若干の年月を隔て、踐祚即位したまへるが故に、好期をも擇び定め、また時に適へる儀禮をも整へて、踐祚即位の式を行ひ給ふことを得たれども、後世、讓位受禪の多く行はるゝに至りては、受禪踐祚は、多くは急卒の間に行はれし爲め、踐祚の儀式は到底これを大規模に行はせらるゝことなり難く、又先帝の崩後を承けたまふ場合の踐祚においても、後世は時日を隔てず、なるべく速に踐祚したまふ事その例なりしかば、踐祚の儀式は、比較的簡捷にこれを行ひ、更に時期を擇び定め、儀禮を整へ備へて、莊重嚴肅なる即位の大禮を行はせたまふ事となりたるは、蓋し當然なりと謂ふべし。

讓國踐祚の儀および即位の儀は、貞觀儀式の制定あるに至りて大に備りしが如し。その制、我が國古來の典禮に唐制を折衷して、一大盛觀を呈せり。踐祚の儀は、紫宸殿にて行はせらるゝを例とす。その儀、即位の大禮に比すれば稍簡なりといへども、神器傳承の御儀は、必ずこれあり。即位の大禮は、大極殿に於いて行はせらるゝ定めにして、其の儀最も盛大壯嚴を極む。而して、神代以來、歴代の踐

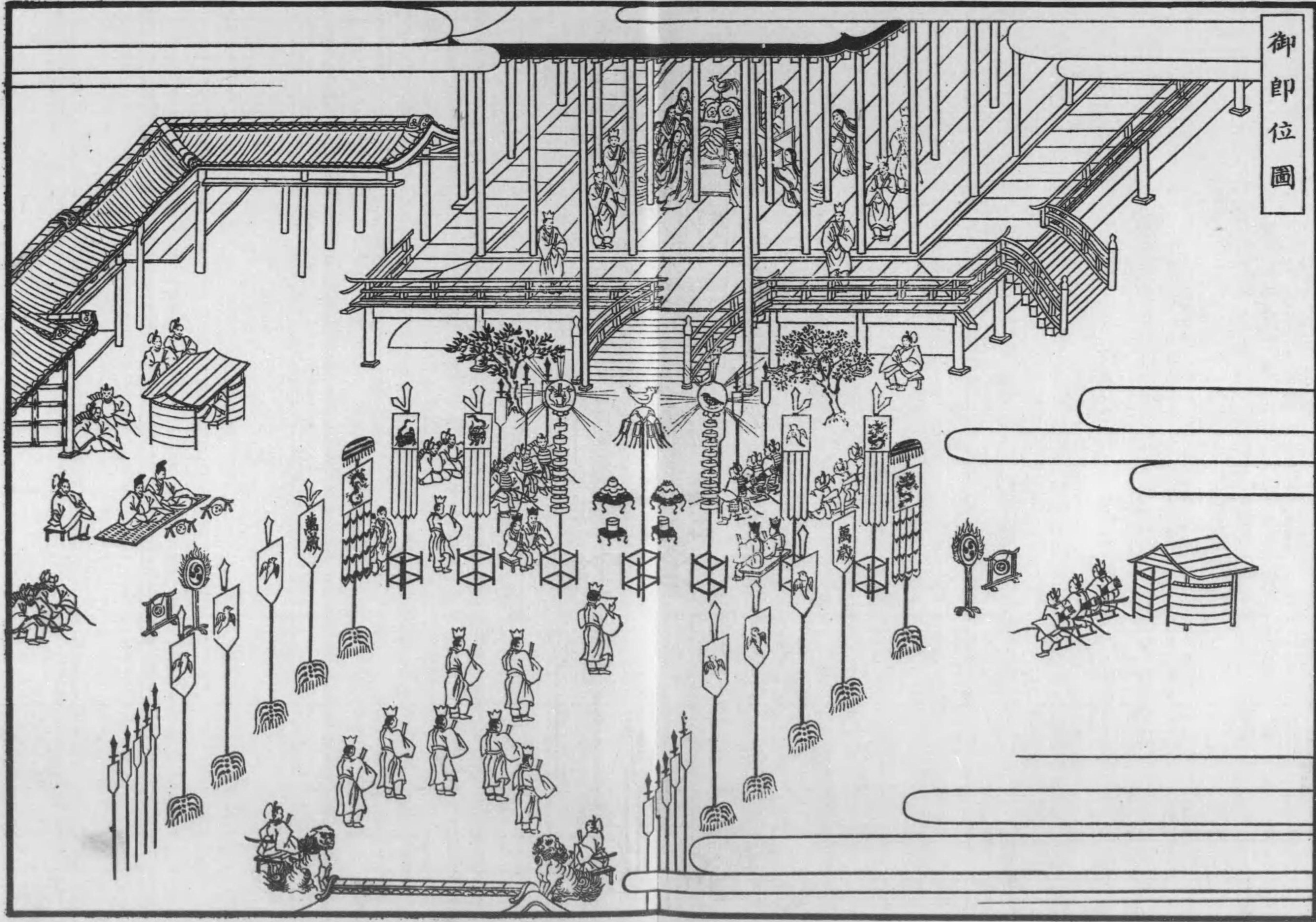
祚即位の時に、必ず毎に行ひ來りし、中臣、天神之壽詞を奏し、忌部、神器を奉るの  
二大儀は、これを即位の大禮の際に行はせたまはずして、踐祚大嘗祭の時に  
行はせたまふこととなりたるは、最も注意すべき沿革なりとす。

## 即位の大禮

即位の大禮を行はせらるゝや、先づ上卿をして擬侍從・宣命使・典儀などの職員  
を選び定めしめ、また禮服御覽とて、當日天皇の著御あるべき冠服を豫め天覽  
に供する事あり。或は又、大禮の無事ならむことを社寺に祈禱せしめたまふ等の  
事あり。また、天皇、建禮門・神祇官等に行幸ありて、使王をして幣帛を奉じて即位  
の由を伊勢神宮に奉告せしめたまふ事有り。これを由奉幣ヨシといふ。また告陵使  
を差遣して、即位したまふ由を山陵および功臣の墳墓等に告げしめ給ふ事あ  
り。

さていよいよ即位の當日に至れば、大極殿の高御座を装ひ飾り、擬侍從・少納言、  
高御座の左右に列座す。南階を去る十一丈の所に、銅鳥の幢を樹つ。その東に、日  
像の幢と朱雀・青龍の旗を、その西に、月像の幢と白虎・玄武の旗を樹つ。これを四  
神の旗といふ。之に次ぎて、龍像の龕、萬歳の旆、鷹像の幡を樹て、次に陣の柁

御即位圖



を列立す。又銅鳥および日月像の幢と南階との間に火爐二つを置く。文武の百官參列して、威儀を整ふれば、主上冕服を召して、大極殿の後房より出御ありて、高御座に著かせ給へば、内侍・命婦・禮服を著して前後に候す。御座定りて後、十八人の女孺・翳を執りて左右より進む。これ龍顔を左右なく人に見せざらむが爲めの儲なり。次に、褰帳の女王二人、左右より進みて高御座の南面の御帳をかゝぐ。この時女孺かの翳を伏すれば、宸儀はじめて見れさせたまふ。この間、執仗者は警を稱し、式部は面伏を稱し、群官謦折し、諸仗座す。主殿・圖書・爐に就きて香を焚き、次いで典儀再拜を稱し、贊者承り傳ふれば、王公百官再拜を行ふ。こゝに於いて、宣命使位に就きて宣命を誥り、天皇こゝに即位したまふ由を告りたまへば、百官また再拜舞踏し、武官は俱に立ちて旆を振り、萬歳を稱す。次いで、叙位の事あり。事終れば女孺・翳を奉ること先の如く、褰帳二人進みよりにて御帳を垂る。この後主上後房へ歸り入らせ給ひて、儀畢りを告ぐ。なほ中古には、即位の時、必ず叙位の儀あり。また大赦を行ひ、老齡を恤み、貧窮を賑し、及び租調雜徭等を免したまふなどの事もありたり。

大禮の場所

踐祚・即位

六〇

舊儀の類廢

踐祚後久しく  
即位の大禮を  
の行はず

即位の大禮を行はせたまふ殿は、もと大極殿と定りてありしが、この殿焼亡の時、陽成天皇は豊樂殿にて行はせ給ひ、冷泉天皇は不豫によりて紫宸殿にて即位し給ひ、大極殿再び焼亡せしかば、後三條天皇は、太政官廳にて即位したまへり。後鳥羽天皇以後は、専ら太政官廳にて即位ありしが、後柏原天皇以後は、再び紫宸殿のみを用ひたまふ事となれり。其の儀式も、後世、皇室式微し、國庫缺乏するに及びて、漸く舊觀を失ふに至りしも、但その大體に於いては、古今毫も變じたることなかりき。室町時代の中頃以後、皇室の式微その極に達し、幕府の財政、全く窮乏して、即位の資をだに獻すること能はざるの有様に立至るや、歴代の中には、唯僅に踐祚の儀を行はせたまひしのみにして、其の後十數年を経るも、尙即位の大禮を擧げさせ給ふこと能はざりし天皇さへおはしますの有様となりたり。後柏原天皇は、御父後土御門天皇の崩後、直に踐祚はし給ひしかど、當時皇室の式微は、申すも畏き程の有様にましまし、幕府足利義澄・義植の時代も、衰頽積年なりし爲め、到底御用途を獻するの力なく、爲めに踐祚の後二十二年の久しき間、即位の大禮を行ひたまふ事能はざりき。重篤應仁記にこの事を記

徳川時代に至  
りて舊儀漸く  
回復す

明治天皇の踐  
祚・即位

して、踐祚の後、遂に二十餘年を経て、大永元年の春の頃、漸く由故有て、御即位の禮を行はる。され共、其形ばかりとぞ聞へし。日本開闢より以來、かゝる不思議の例を不聞、如何なる時節到來すやと、貴賤上下歎き合けりといへり。次の後奈良天皇も踐祚の後十年の間、即位の禮を行はせ給ふこと能はざりしが、大内義隆の獻費によりて、やうやくに之を行はせ給ひ、次の正親町天皇も亦踐祚の後三年を経て、毛利元就の獻費によりて、わづかに即位の大禮を行はせ給へり。織田・豊臣の二氏は、頗る皇室を尊奉し、宮城を修理し、供御を増進せり。徳川氏、天下の權を執るに及びて、海内治平、朝廷の舊儀の再興せられしもの、漸くに多く、即位の大禮の如きも、室町時代の衰微を回へして、稍舊儀に復せしが如く、且つ、將軍家を始めとして、諸大名等よりも、各その分に應じて、參賀進獻の禮を執りしかば、これ等は、大に朝廷の御用途の補ひともなりたるが如し。されども其の儀禮に至りては、なほ貞觀・延喜の盛觀には及ばざりしなり。

明治天皇は、慶應三年正月九日を以て小御所に踐祚したまひ、越えて翌慶應四年(明治元年)八月二十七日、即位の大禮を紫宸殿に擧げさせ給ひぬ。其の御儀は、

踐祚・即位

六一

古今を酌量して宜しきを制し、大に舊儀に復したまへりとぞ洩れ承る。

明治天皇が明治二十二年二月十一日を以て制定したまへる皇室典範、および同四十二年二月十一日を以て制定したまへる登極令の中には、踐祚・即位に關して、詳密明確に之を規定したまへり。殊に後者に在りては、踐祚・改元・即位・大嘗祭に關する儀式神事等に關して、最も精細明瞭にこれを規定したまへり。これ實に千古不磨の大典にして、その立制は、深く祖宗の恒典に基き、遠く歴世の遺風を顯彰したまへるものなれば、畏くも我が皇室の丕基は、これによつて益、永遠に鞏固に、我が國體の根柢は、これによりて益、儼然明確と成りたるものなりと申し奉るべきなり。

さて、踐祚につきては、皇室典範の第二章、踐祚即位の章に、天皇崩するときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承く<sup>第十條</sup>と定めたまへり。これ、皇位の瞬時も曠闕すべからざるを示し、また、神器の繼承が皇位繼承に伴ひて密接不可離なる大義を、明かにし給へるものなり。而して、天皇踐祚の御儀に就いては、これを登極令の中に定め給へり。凡そ天皇踐祚の時は、即ち掌典長をして賢所に祭典を行

はしめ給ひ<sup>第一條</sup>掌典長、天皇の御代拜を奉仕して、御告文を奏し、掌典また皇后の御代拜を奉仕す。また、皇靈殿・神殿にも奉告せしめらる。是れ、申すまでもなく、先帝登遐の後、皇嗣直に祖宗の神器を承けて、實祚を踐み、萬世一系の天皇の位に登らせたまへるを、賢所すなはち天祖天照大御神、および歴代の皇靈・天神地祇に奉告したまふものにぞある。而して、賢所の御祭典は、特に三日間これを行はせらる。但しその第二日・第三日の儀には、御告文なし。<sup>登極令附式、賢所の儀、皇靈殿、神殿に奉告の儀</sup>また、是れと同時に、便殿に於いて、劔璽渡御の御儀あり。内大臣先づ劔璽を奉り、次に國璽・御璽を奉るの御儀なり。御璽は即ち天皇の御印璽にして、方曲尺三寸、文に「天皇御璽」とあり。國璽は方二寸九分にして、文に「大日本國璽」とあり。<sup>登極令附式、劔璽渡御の儀</sup>これに次ぎて、朝見の御儀あり。文武高官・有爵者・優遇者を召したまひ、天皇・皇后、正殿に出御せしめて、勅語あり。内閣總理大臣、御前に參進して奉對す。<sup>登極令附式、踐祚後朝見の儀</sup>

明治四十五年七月三十日午前零時四十三分、畏くも明治天皇崩御あらせらるるや、今上天皇陛下には、同午前一時、踐祚の御儀を行はせ給ひ、劔璽渡御の御事



あり。翌三十一日午前十時、今上兩陛下正殿に御して、朝見の式を行はせられ、左の勅語を賜りたり。

朝見式の勅語

朕俄に大喪に遭ひ哀痛極り罔し但た皇位一日も曠くすべからず國政須臾も廢すべからざるを以て朕は茲に踐祚の式を行へり  
願ふに先帝睿明の資を以て維新の運に膺り萬機の政を親らし内治を振刷し外交を伸張し大憲を制して祖訓を昭にし典禮を頒て蒼生を撫す文教茲に敷き武備爰に整ひ庶績咸熙り國威維揚る其の盛徳鴻業萬民具に仰き列邦共に視る寔に前古未だ曾て有らざる所なり

朕今萬世一系の帝位を踐み統治の大權を繼承す祖宗の宏謨に遵ひ憲法の條章に由り之れが行使を愆ること無く以て先帝の遺業を失墜せざらんことを期す有司須らく先帝に盡したる所を以て朕に事へ臣民亦和衷協同して忠誠を致すべし爾等克く朕が意を體し朕が事を獎順せよ

内閣總理大臣西園寺公望侯の奉答文は次の如し。

臣公望誠惶誠恐伏して言うす

大行天皇奄に登遐あらせられ臣民憂懼措く所を知らず今叙聖文武なる天皇陛下大統を承けさせられ茲に彝訓を垂れ給ふ聖猷遠く慮り睿圖遺すなく上は先帝の鴻業を續ぎて憲法の條章に循ひ下は億兆の和協を獎めて忠誠の至情を輸さしめ以て祖宗の休光を無窮に發揚せむとし給ふ是れ寔に宇内の齊く仰く所にして臣庶の永く頼る所なり臣等聖勅を拜し感激の至に勝へず今より後益、匪躬の節を效し夙夜淬勵邦家の進運を扶翊し以て聖旨に答へ奉らむことを誓ふ臣公望誠惶誠恐頓首謹みて奏す

即位に就きては、皇室典範の第二章「踐祚即位」の章に、「即位の禮及大嘗祭は、京都に於て之を行ふ」と定めたまひ第十條更に登極令に於いて、委しくこれを定め給へり。凡そ即位の禮および大嘗祭は、諒闇を過ぎたる後、秋冬の間に於いて之を行ひ第四條、第十八條即位の禮および大嘗祭を行ふときは、其の事務を掌理せしむる爲めに宮中に大禮使を置き、また即位の禮および大嘗祭を行ふ期日は、宮内大臣・國務各大臣の連署を以て之を公告し、その期日定りたるときは、之を賢所・皇靈殿・神殿に奉告し、また勅使をして神宮・神武天皇山陵・前帝四代の山陵に奉幣し

現位に關する  
即代の制度

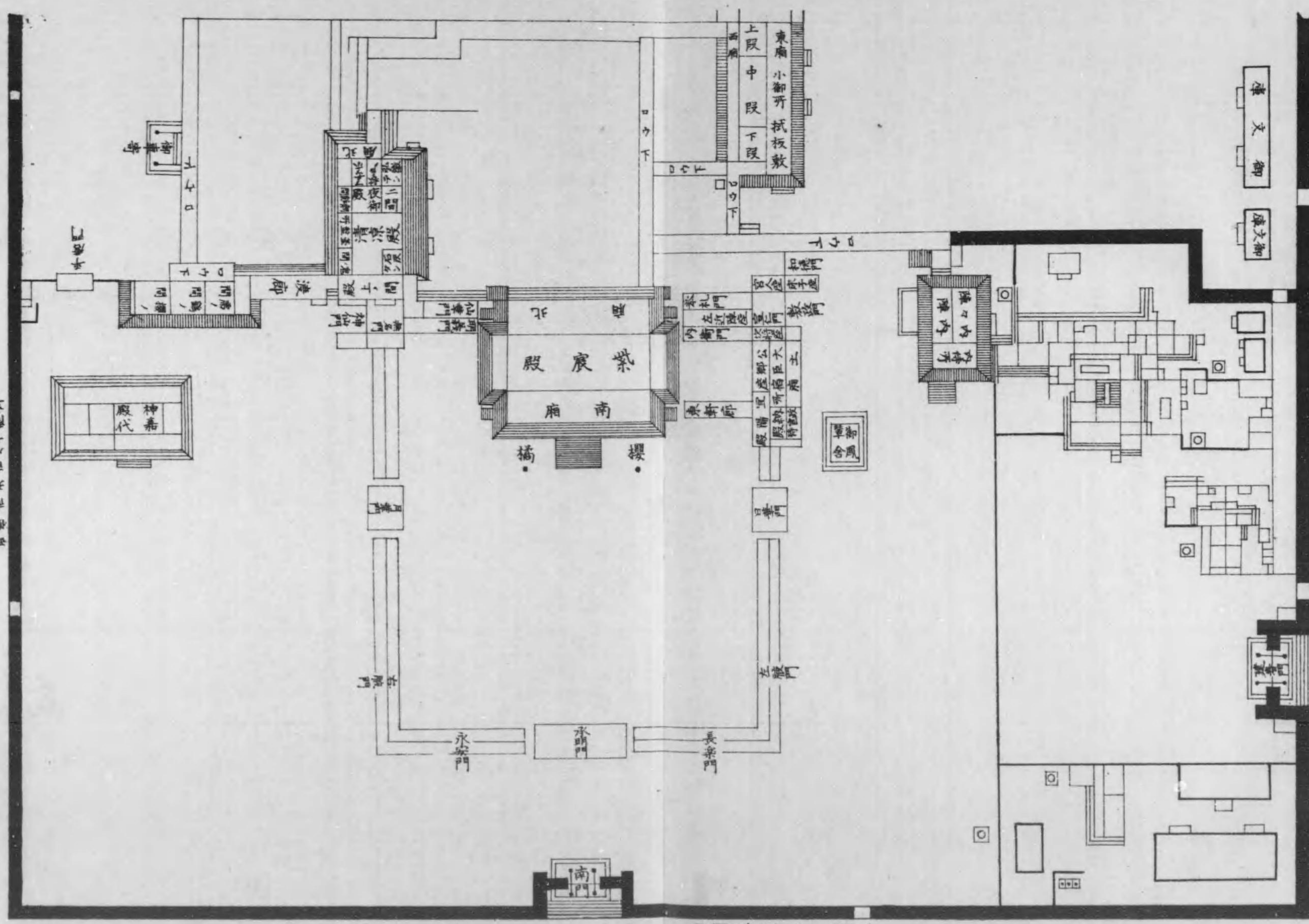
たまふ御定めなり。第五條、第六條、第七條さて、即位の禮を行ふ期日に先だち、天皇は神器を奉じて、皇后と共に京都の皇宮に移御したまふ。即ち賢所もこの時京都に移御せしめて春興殿に渡御したまふなり。登極令第十一條、附式京都に行かくて、いよいよ即位の大禮を行はせ給ふ當日には、天皇、皇后出御ありて、賢所の大前に於いて、親しく即位の御祭典あり、御告文を奏したまふ。次いで、紫宸殿に於いて、極めて莊嚴なる御儀式あり。また、當日勅使をして皇靈殿・神殿に奉告せしめたまふ。登極令第十二條、第十四條また、即位の禮後一日、賢所御神樂の御儀あり。登極令附式これらの御儀の中にて、賢所大前の御儀と、紫宸殿の御儀とは、この大禮中の最も主要なるものなれば、登極令附式の規定に據りてここに委しく之を謹述すべし。

即位の大禮當日  
賢所大前の儀

賢所大前にては、當日早旦御殿の裝飾あり。本殿の簾・幌・壁代カベシロを更め、内陣の中央に天皇の御座短帖を設け、その側に劔璽を奉安したまふべき案をおく。その東方に皇后の御座短帖を設く。時刻到りて、京都御所の正門なる建禮門、および東方の側門なる建春門を開けば、文武の高官・有爵者・優遇者並に夫人、および外國

京都皇宮紫宸殿附近の圖

東西四十二間半 南北三十一間半



南側東西百二十五間半

東西四十二間半 南北三十一間半

交際官並に夫人、朝集所に參集す。その服装は、男子は大禮服(白下衣袴)・正裝・正服にして、服制なき者は、通常禮服なり。女子は大禮服なり。關係諸官亦れなじ。既に、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、宜陽殿に參入あり。次に、天皇・皇后宜陽殿に渡御あらせらる。天皇には、御束帶・帛御袍(未成年におはすときは空頂御黒幘を召換へさせられ、皇后には、御五衣・御唐衣・御裳を召換へさせられ、並に御手水ありて、天皇は御笏、皇后は御槍扇を執らせたまふ。また此の間に、供奉し給ふ皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王をはじめ奉り、宮内大臣・内大臣・侍從長・大禮使長官・式部長官・侍從・皇后宮大夫・大禮使次官・式部次官・女官等の供奉諸員も、一同に服装を換ふ。すべて男子は東帶・織著・帶・劍、女子は五衣・唐衣・裳なり。次に、建禮門外れよび建春門外に儀仗兵整列すれば、大禮使高等官左右各三人、南門の外掖に參進して、衛門の本位に就く。その服装は、東帶冠は卷纒・綾・縹、袍は關腋・織著・錦・補・襦・錦・攝腰・單・下襲・半臂・大口・表袴・白布帶・緋脛巾にして、劍(平緒を附す)を帶し、平胡籥を挿むを負ひ、弓を持ち、絲鞋を著く。次に、大禮使高等官左右各一人、同判任官左右六人を率ゐ、司鉦・司鼓の本

位に就く。その服装は、高等官は、束帶冠は垂纓緋袍は縫腋單・下襲纓著・大口・表袴、石帶にして劔平緒を附すを帶し、韉を穿つ。判任官は、束帶冠は細纓綾袍は縫腋纓著單・白布袴・白布帶・白布脛巾にして、劔平緒を附すを帶し、絲鞋を著く。次に、大禮使高等官左右各二十人、威儀物を捧持して參進、本位に著く。威儀物とは、太刀八口(兩面錦囊に納る)弓八張(赤色綾囊に納る)壺胡籙八具(紫色綾囊に納る)柀八竿・楯八枚なり。その服装は、束帶冠は垂纓袍は縫腋單・下襲纓著・大口・表袴にして劔平緒を附すを帶し、韉を穿つ。但し、太刀の捧持者は黒袍弓れよび胡籙の捧持者は緋袍柀れよび楯の捧持者は縹袍なり。次に、大禮使高等官左右各十人參進して威儀の本位に就く。その服装は、束帶冠は卷纓綾袍は縫腋纓著・掛甲・肩當・錦攝腰・單・大口・表袴・白布帶にして、劔平緒を附すを帶し、胡籙箭を挿むを負ひ、弓を持ち、韉を穿つ。その前列者は黒袍にして平胡籙を負ひ、後列者は緋袍にして壺胡籙を負ふ。かくして列位既に定れば、司鉦・司鼓のもの、鉦および鼓を擊こと、各三下、これを合圖に、諸員列立し、又さきに朝集所に參集せる諸員は、大禮使高等官の前導によりて、それぞれ參進して本位に就く。

次に、長くも春興殿内殿の御開扉あり。この間、神樂歌を奏す。次いで、神饌・幣物の供進あり。この間、また神樂歌を奏す。その神饌は、折敷高坏六基・折櫃四十合なり。かくて、掌典長祝詞を奏し畢れば、やがて天皇・皇后出御あらせらる。天皇には式部長官・宮内大臣前行し奉り、侍従は劔璽を奉じたてまつり、侍従長・侍従・侍従武官長・侍従武官、御後に候し、つづいて皇太子・親王・王も供奉したまひ、内閣總理大臣・内大臣・大禮使長官供奉したてまつる。皇后には、式部次官・皇后宮大夫前行し奉り、女官御後に候し、つづいて皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王も供奉したまひ、大禮使次官も供奉したてまつる。かくて天皇・皇后内陣の御座に著御あり。侍従、劔璽を天皇の御側なる案上に奉安す。この時、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王は、南廂に侍立したまひ、内閣總理大臣・宮内大臣・内大臣・侍従長・式部長官・侍従・皇后宮大夫・式部次官・女官は、その後侍立す。侍従武官長・侍従武官は便宜の所に候す。やがて、天皇御拜禮ありて、御告文を奏したまひ、御鈴は内掌典奉仕す。次に、皇后、御拜禮あり、つづいて、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王拜禮あらせらる。畢りて天皇・皇后入御あらせらる。

供奉はすべて出御の時にねなじ。次に、諸員拜禮あり、畢りて、幣物・神饌を撤す。この間、神樂歌を奏す。次に御閉扉あり。この間、また神樂歌を奏す。かくて、御祭儀全く畢りたれば、司鉦・司鼓のもの、鉦・鼓を撃つこと各、三下、これを合圖に、諸員各、退下するなり。

そもそも、この賢所大前の御儀は、畏くも天皇が、祖宗の皇位を繼承して、祚を踐み位に即かせ給ひしを、親しく天祖天照大御神に告げまゐらせ給ひて、以てその大孝の至誠を申べ給ふにぞある。かくて、この御儀畢りて後、天皇は更に紫宸殿に出御せしめて、高御座タカミイマスに登り即かせたまひ、群臣百官また外國の交際官をも召したまひて、親しく勅語を賜ひ、祖宗の大統を継ぎて、ここに天皇の位に即かせ給へるを宣らせ給ひ、また内閣總理大臣の壽詞をも受けさせ給ふ御儀あるなり。これを紫宸殿の御儀となす。次にこれを謹述すべし。

即位の大禮當日紫宸殿の儀

紫宸殿にては、當日早旦御殿を裝飾す。その儀、本殿の南榮ヒナシに、五綵瑞雲イロイロノシラホウに日像の繡ある、帽額ヒカガシを懸け、母屋の中央には、南面にして三層の黒漆の繼壇を立て据え、その上に高御座を安置す。高御座の蓋上中央の頂には、金色の大鳳形一翼あり。

棟上の八角には、金色の小鳳形各、一翼あり。搏風ハツフウ(毎角に瑞雲を描く)の上南北二角には、大鏡各、一面、小鏡各、四面、(每鏡の兩傍に金銅彫鏤の八花形、および唐草形を立て、各、白玉を嵌入す)その他の六角には、大鏡各、一面、(兩傍に、金銅彫鏤の八花形、および唐草形を立て、各、白玉を嵌入す)小鏡各、二面を立て、蓋下の中央に、大圓鏡一面、棟下の八角に、玉旛各、一旛を垂る。その内面に御帳あり、深紫色小葵形、綾、裏は緋色、帛御帳の上層に、金銅彫鏤の唐草形帽額カサガシねよび蛇舌を懸く。壇上の第一二層には、赤地錦を敷き、第三層には、青地錦を敷き、その上に纏網縁ツルメノリ縁ベリ二枚、大和錦縁オホノリ龍鬘リウモン土敷ツチヂキ一枚、大和軟錦毯オホノリノカシマ一枚、東京錦毯トウキョウノカシマ一枚を累ね敷き、御椅子を立て、その左右に螺鈿案各、一脚を安く。繼壇の下南東西三面に、兩面錦を敷き、その北階の下より後房に至る間は、筵道を敷く。

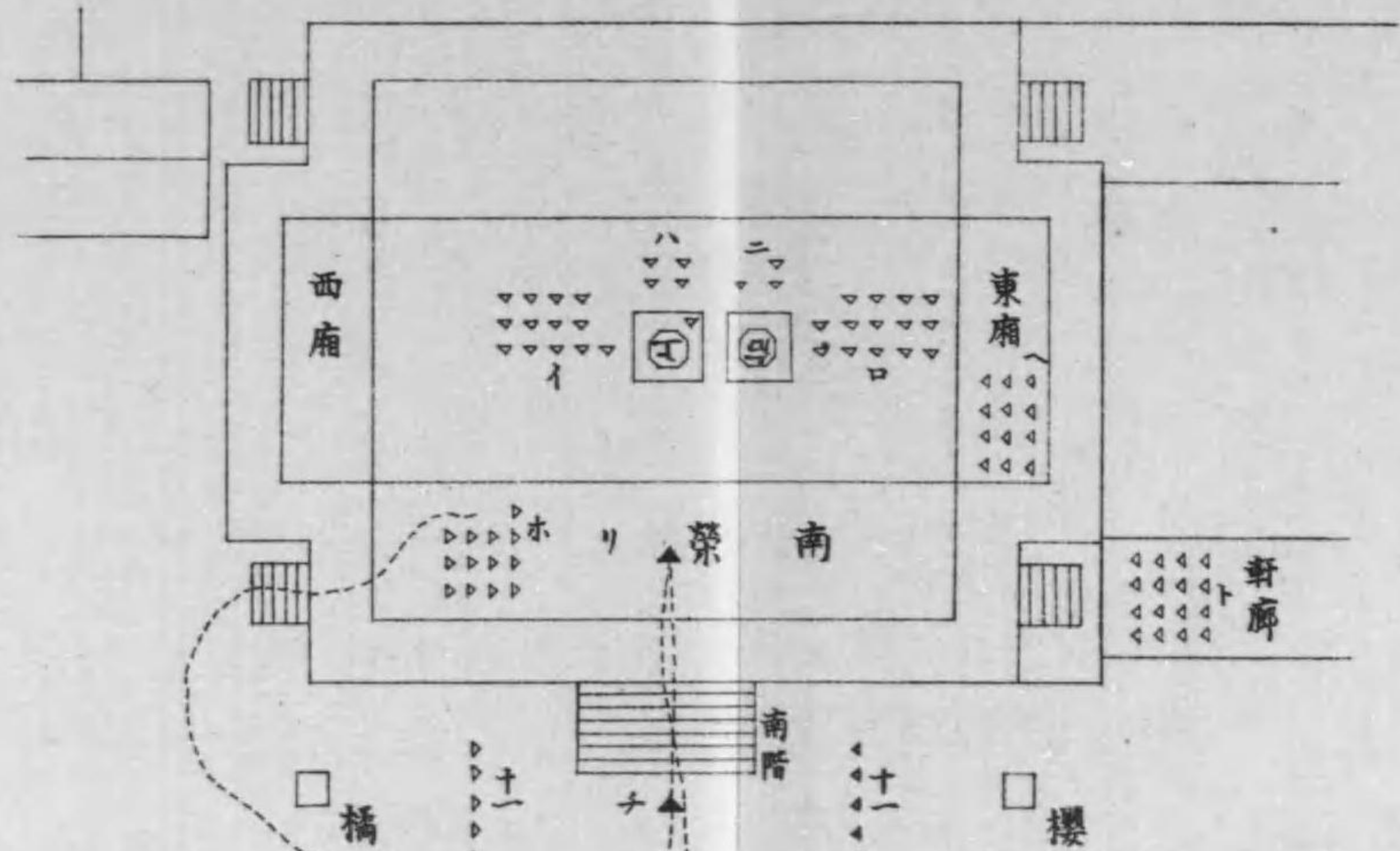
高御座の東方には、皇后の御座を設く。その儀、三層の黒漆の繼壇を立て、その上に八角にして棟端を厥手に作りたる御帳臺を安置す。その蓋上中央の頂に、金色の靈鳥形一翼を立て、棟下の八角に玉旛各、一旛を垂れ、その内面に御帳を懸く。(淺紫色小葵形、綾、裏は緋色、帛)その他の裝飾は、高御座に準ず。かく天皇の御

座しますべき高御座を正中に安きて、其の東側に皇后の御座を設けたまふは、自らその別のあらせ給ふを明かにし給ひしものなり。

さて紫宸殿の南庭には、櫻樹の南方に、赤地錦に日像を繡にして、懸竿に懸けたる日像、蕪旛一旛を樹て、橘樹の南方に、白地錦に月像を繡にして、懸竿に懸けたる月像、蕪旛一旛を樹つ。また、日像、蕪旛の南には、五彩瑞雲の錦に頭八咫鳥形を繡にして、戟竿に懸けたる頭八咫鳥形、大錦旛一旛を樹て、月像、蕪旛の南には、五彩瑞雲の錦に金色靈鷲を繡にして、戟竿に懸けたる靈鷲形、大錦旛一旛を樹て、また其の次には、青地・黄地・赤地・白地・紫地の錦に金糸を以て菊花章を繡にして、戟竿に懸けたる菊花章、中錦旛各一旛、同上の菊花章、小錦旛各一旛、左右各五旛づゝを順次に樹つ。また大錦旛の前面には、赤地錦の上に殿登及び魚形を繡にし、下に金泥を以て萬歳の二字を書して、戟竿に懸けたる萬歳旛を左右各一旛を樹て、また小錦旛の前面には、火焰臺に懸けたる鉦・鼓各三面をおき、また梓・金鍔・黒漆柄・赤色錦旛、金繡輶繪、左右各十竿を布列す。

さて時刻に至りて、儀仗兵、建禮門外並に建春門外に整列すれば、文武高官・有爵

即位大禮當日紫宸殿の御儀の圖



- 一 日像 壽旛
  - 二 月像 壽旛
  - 三 頭八咫鳥形大錦旛
  - 四 靈鷲形大錦旛
  - 五 萬歲旛
  - 六 菊花章中錦旛(左右各五)
  - 七 菊花章小錦旛(左右各五)
  - 八 梓(左右各十)
  - 九 鉦(左右各三)
  - 十 鼓(左右各三)
  - 十一 威儀者(左右各十人)
  - 十二 威儀者(左右各十人)
  - 十三 司鉦司鼓(左右各七人)
- 一 皇太子、親王、王
  - 二 皇太子妃、親王妃、內親王、王妃、女王
  - 三 侍從長、侍從、侍從武官長、侍從武官
  - 四 皇太后宮大夫、女官
  - 五 內閣總理大臣、宮内大臣、大禮使長官、次官、式部長官、次官、式部官
  - 六 参列諸員
  - 七 ナリ又總理大臣、勅語ヲ賜リ、壽詞ヲ奏シ、萬歲ヲ三唱ス



者・優遇者・並びに夫人、外國交際官・並びに夫人は、日華門外並びに承明門外に列立す。その服装は賢所大前の御儀の時のに同じ。次に、大禮使高等官三十人、承明門・日華門・月華門以上、左右各三人、長樂門・永安門以上、左右各二人および左掖門・右掖門以上、左右各一人の外掖壇下に參進して、衛門の本位に就く。次に、大禮使高等官左右各一人、同判任官左右各六人を率ゐ、日華門および月華門より參入して、司鉦・司鼓の本位に就く。次に、大禮使高等官左右各二十人、威儀物を捧持し、日華門および月華門より參入して、中錦旛の前面に參進、本位に就き、また、大禮使高等官左右各十人、日華門および月華門より參入して、南庭の櫻橘の前面に參進、威儀の本位に就く。これ等の諸員の服装は、すべて賢所大前の御儀に於けるそれに同じ。さて、以上の用意整へば、司鉦・司鼓のもの、鉦鼓を撃つこと各三下、これを合圖に、諸員列立し、また門外列立の諸員は、大禮使高等官の前導によりて、殿上の東廂または軒廊に參進して、各その本位に就く。次に、式部長官・式部次官は式部官東帶帶劔を従へて、殿上の南廂に參進して本位に就き、次に、大禮使長官・大禮使次官は、殿上の南廂に參進して、式部長官・式部次官の上班に就

き、次に内閣總理大臣・宮内大臣は、殿上の南廂に參進して、大禮使長官・大禮使次官の上班に就く。これに次ぎて、皇太子・親王・王は、皆高御座の前面壇の下に參進ありて、本位に就かせたまふ。こゝに於いて、式部官警蹕を稱ふれば、やがて天皇出御あらせられ給ふ。御服は、御束帶にして、黄櫨染御袍を召させらる。但し未成年にればしませす時は、闕腋御袍に空頂御黒幘を召させ給ふ御定めなり。天皇、高御座に北階より昇御せしませば、侍從・劔璽を御帳の中に奉安したてまつり、又御笏を供す。内大臣は、高御座に昇りて御帳の外東北隅に候し、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官は、高御座の後面の壇下に侍立す。次に皇后も御帳臺に北階より昇御せしませば、女官・御檜扇を供す。御服は、賢所大前の御儀の時にれなじ。皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王は、皆御帳臺の前面壇の下に參進ありて、本位に就かせたまふ。皇后・宮大夫・女官は、御帳臺の後面の壇下に侍立す。こゝに於いて、侍從二人分れ進みて、高御座の東西の兩階より壇に昇りて、御帳を褰げまつり、女官二人また分れ進みて、御帳臺の東西の兩階より壇上に昇りて、御帳を褰げまつれば、天皇は御笏を端して立御せしませし、皇后も、御檜扇を執りて、立御

あらせ給ふ。諸員すなはち最敬禮を行ひ奉る。既にして、内閣總理大臣、西階を降りて南庭に北面して立てば、天皇、かしくも勅語を下し賜はる。内閣總理大臣謹みてこれを拜受し、南階を昇り、南榮の下に於いて、壽詞を奏し奉る。これ實に、上古踐祚即位の御儀の時、中臣氏が天神之壽詞を奉奏せし古制を今に存したまへるものにして、かしくも皇統の天壤と與に窮りなく、寶祚の天長地久なるを祝し奉るの詞なりとす。内閣總理大臣、壽詞を奏し畢れば、南階を降りて、更に萬歳旛の前面に參進し、こゝに於いて萬歳を稱ふることすべて三聲、諸員これに和して奉唱す。訖つて、總理大臣は西階を昇つてその座に復す。次いで、警蹕の中に、天皇・皇后入御せしませば、司鉦・司鼓は鉦れよび鼓を打つこと各三下にして、玆に御儀の全く畢れるを告ぐ。こゝに於いて諸員それぞれ退下す。以上は即位禮當日の紫宸殿の御儀なり。その我が國舊來の遺制に準據し、現代の時勢を參考し、施設完備、莊麗嚴肅を極むること、言辭のよくこれを贊すべきもの有るを知らず。今や畏くも今上天皇陛下には、明治天皇の定め置かせたまへる、この登極令の制によりて、近く即位の大禮を京都に舉行したまはむとす。

御民我れ等、幸にして、此の聖世に生れ遇ひて、目のあたり此の聖儀を仰ぎ拜せむとす。誰かこれによりて、益、わが皇室の尊嚴、皇運の隆昌を仰ぎたて奉らざる者あらむや。

即位の大禮後一日、賢所御神樂の儀

さて、紫宸殿に於ける即位の禮後一日、更に賢所御神樂の御儀あり。天皇・皇后出御ありて、内陣の御座に著御、御拜禮あり。皇太子・皇太子妃以下の諸皇族も、悉く供奉參列したまひ、また、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人をも召させたまふ。但し、外國交際官は召したまはず。天皇・皇后の御拜禮の後、ついで皇太子・皇太子妃以下の諸皇族の拜禮あり。その次に御神樂あるなり。そもそも、賢所大前の御神樂は、一條天皇の長保四年五月五日に、内侍所御神樂を行ひ給ひしを以て始めとなす。初めは、多くは年を隔て、十二月に之を行ひ給ひしが、後には歳末毎にこれを行ひ給ふこと、其の例となりたり。また、臨時の御神樂もありき。而して、御代始の御神樂には、供神の物もその數多く、殊に鄭重を盡し給へるにてありき。現在も、即位の大禮の際には、此の御神樂あり。この外に、毎年十二月中旬を以て、賢所御神樂を行はせたまふこと、皇室祭祀令にその制あり。皇室祭祀令第二十一條

即位の大禮後引續きて大嘗祭を行ふ

即位の大禮を訖りたる後、引續きて大嘗祭を行はせらるゝ定めなり。登極令第四條、同附式かくて、いよいよ即位の大禮及び大嘗祭訖りたるときは、大饗を賜ふ。その第一日には、天皇・皇后、豊樂殿に臨みたまひ、その第二日には、天皇・皇后、二條離宮にみゆきし給ひて、皇太子・皇太子妃以下の諸皇族、および文武の百官・有爵者・優遇者並に夫人、および外國交際官並に夫人を召したまひて、盛宴を賜はるなり。また、大饗夜宴の御催もあり。これ等は、すべて後節の大嘗祭のところに述べたれば、參看すべし。かくて、即位の大禮れよび大嘗祭、全く訖りたるときは、天皇は皇后と共に神宮に謁したまひ、また神武天皇山陵・前帝四代の山陵にも謁したまふ。また、東京の宮城に還幸したまひたるときは、天皇は皇后と共に、皇靈殿れよび神殿にも謁したまふなり。登極令第十五條、同附式

#### 第四節 神器

皇位の繼承は必ず神器の傳承をともなふ。是れ實に神代以來の大法にして、亦

實に皇室典範の中に規定せさせ給ふところなりとす。神器とは三種の神器の御事にして、神鏡すなはち八咫鏡、神劔すなはち草薙劍、神璽すなはち八咫瓊曲玉を申す。中に就きて、草薙劍は、初め天叢雲劍と申し、之を日本武尊東征の時、草を薙ぎたまひし事ありてより、これを草薙劍と稱することとなりたるは、人のよく知る所なり。さて、此の神器を、日本書紀神代紀の一書に、三種寶物と記したれば、三種の神器と申すことは、後世に至りての言ひならはしと覺ゆ。この三種の神器は、天祖天照大御神、天孫瓊杵尊を以てこの葦原中國の君主と定めて、天降し給はむとしたまひし時に、授け賜ひしものにして、其の時、天祖、神鏡を授けたまはむとして、特に、此之鏡者、專爲我御魂、而如拜吾前、伊都岐奉とのたまひし事、古事記に見えたり。然るに、日本書紀神代紀の一書には、是時、天照大神、手持寶鏡、授天忍穗耳尊、而祝之曰、吾兒、視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡とありて、瓊瓊杵尊の御父天忍穗耳尊にこの詔ありたる事とせり。この事、書紀の他の一書にも見えず。かく、記・紀の所傳に相異なる點有りといへども、尙よく之を考ふる時は、こは、初め天忍穗耳尊を、葦原中國の君主と定

めて天降し給はむとして、かく天照大御神より詔は有りしを、後に天孫瓊瓊杵尊生れたまひしかば、更に瓊瓊杵尊をば御父忍穗耳尊に代へて降臨せしめ給ふ事と定め給ひしに依り、この事、書紀の他の一書に見ゆ。さてこそ、瓊瓊杵尊にも御父命への如くに詔り給ひしものと覺ゆれ。かゝれば、三種の神器は、天祖天照大御神の御形見として、この葦原中國の君主たる大神の兒たち即ち代々の天皇が、相傳へ相承けて、以て皇位の徵證となし給ふものなるのみならず、天祖大神の詔に、この鏡をば我が御魂として伊都岐奉れとありたるを以て見れば、この神器を代々に傳へて、これを齋祀りたまふは、やがて是れ、天祖大神を齋祀りたまふ事にてあるなり。かくて、天孫降臨の後、三種の神器は、これを殿中に鎮ひ祀り、天祖の詔命のまにまに、天兒屋命と天太玉命とは、相並びて防護奉仕の重任に當られしが、其の後、神武天皇の大和の橿原宮に即位したまふや、天太玉命の裔にして忌部氏の祖たる天富命は、諸の忌部を率ゐて、先づ神鏡・神劔を捧げまつりて、之を正殿に奉安し、また天兒屋命の裔にして中臣氏の祖たる天種子命は、神代の古事を述べて天神之壽詞を奏せしこと、既に記したるが

如し、これ實に天祖天照大御神の御靈代と云し、又す神器を奉祀して、天祖の詔命のまにまに祖宗の皇位を繼承したまへる由を天祖の神靈に告げたまへるものなり。

これより後も、代々の天皇は、天祖の神勅のまにまに、三種の神器をば同床共殿にして之を齋き祀りたまひしが、第十代崇神天皇の時に至りて、神威を瀆し奉らむことを畏み給ひて、三種の中、神鏡と神劔とを模造せしめて、これを神代以來の神璽と共に宮中に留め祀りたまひ、天祖親授の神鏡神劔は、倭の笠縫邑に遷して、皇女豐鍬入姫命をしてこれを祭らしめ給ひしが、次の垂仁天皇の時、皇女倭姫命、更に御杖代となりて、再びこれを伊勢國度會郡五十鈴川の上に遷し祀りたまへり、その中、神劔は、次の景行天皇の時に、皇子日本武尊東夷征伐の砌、これを佩びさせたまひしが、歸途これを尾張國造の女宮簀姫の家に留めて、尊は伊勢の能褒野に薨じたまひしより、神劔は遂に永く尾張の熱田に留り給ふこととなりぬ、かくて是れよりして、神鏡は伊勢即ち皇大神宮に、神劔は尾張の熱田神宮に永く鎮りたまひて、萬世動さなく、また神代以來の玉と、崇神朝の模

神鏡神劔を笠縫邑に遷し祀る

皇大神宮と熱田神宮

上古は踐祚の時、大嘗祭の儀あり

平安朝以後は、受禪・踐祚の儀あり

大嘗祭の時、忌部神璽を上する儀あり

造の鏡劔とは宮中に留りたまひて、代々に相承け相傳へ給へり。

上古は代々の天皇の踐祚即位の時、また大嘗祭の時には、三種の神器の中、神鏡と神劔とを忌部捧げまつりて、これを天皇に上つること、其の例なりき、當時神鏡神劔を併稱して神璽といへり、神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劔とあるなど、即ち是れなり、然るに、平安朝以後に至りては、受禪・踐祚の儀に於いて、神鏡をば上らずして、神劔・神璽を上つることとなり、これを劔璽渡御といふ、而して踐祚の儀と即位の大禮と區別有るに至りてより、後の即位の大禮に於いては、劔璽渡御の御事なきこと、既に述べたるが如し、但し踐祚大嘗祭に於いて、中臣、天神之壽詞を奏し、忌部、神璽の鏡劔を上つるの御儀は、平安朝に入りてよりも、尙舊來の如くにこれを行ひたまひしが、再度まで神器を動し奉ること、其の憚なしとせずとて、天長以後は、大嘗祭に神器を上つるの儀は、永くこれを停止し給ふこととなり、この事に就きては、尙後節の大嘗祭の條に記したれば、參着すべし。

神鏡の奉安

は、蓋し神鏡は畏くも天祖大御神の御靈代にましませば、これを屢、動し奉るは畏きことの極みなりとし給ひしにあるが如し。されば、神鏡ははじめは清涼殿の中にこれを奉安し給ひしが、尙自ら不禮の事も有らばその畏れあるべしとて、何れの時よりか温明殿に移し奉りて、内侍司の女官をして専ら奉仕の任に當らしめ給へり。よりて、其の御殿を内侍所とも稱し、また神鏡をも内侍所と申しならはすに至れり。後には、更に春興殿に移してこれを祀り給ひしが、近代に至りては、特に内侍所なる神殿を清涼殿の近くに造りて、こゝに鎮ひ祀らせたまふ事となりたり。この内侍所を、また加之古止古呂とも稱し奉るは、その御威靈のいともかしこきを仰ぎ奉りてよりの事なるは、言ふまでもなし。而して、現今は、賢所の文字を定めて用ひらるれども、昔時は、これを賢所とも、畏所とも、威所とも、また恐所・尊所・貴所とも書き奉れるなり。

内侍所

賢所

内侍所の災

内侍所は、村上天皇の天徳四年九月、一條天皇の寛弘二年十一月、後朱雀天皇の長久元年九月の三度まで、畏くも炎上の災にかゝり給ひしかど、神體はもとより失はれさせ給はざりき。その後、三種の神器は、御變りなく宮中にねはし文しけ

神鏡海底に沈み給ふ  
書御座御劔

神宮より寶劔を奉る

るが、平治の亂に、一度宮中を離れ給ひし事有りしかど、併しながら暫にしてまた宮中に還りたまひき。然るに源平の戦に、平氏、安徳天皇を擁して西海に奔るや、天皇は實に三種の神器を奉じたまへり。壽永四年三月、壇の浦の戦に於いて、天皇の海中に投じ給ひし時、二位尼、神璽・神劔を奉じて亦海に沈めり。されども、幸にして内侍所は御座船に留らせたまひ、神璽も水上に浮び出で給ひしを以て、東軍の將源義經、これを奉じて、京都に還し奉ることを得たりき。雖も、神劔のみは海底深く沈ませたまひしにや、遂に失はれさせ給ひしぞいと畏き。かくて此の後二十餘年の間、清涼殿の畫御座の御劔を以て、神劔に代へ給ふこととなりぬ。よりて、是れよりは、神劔を先きにし、神璽を次にし給ひし從來の順序を改めて、神璽を先きにし、劔を次にする事と定められたり。是は全く神璽は天祖親授の重器なるに由るものなるべし。この後、土御門天皇即位の初に至りて、伊勢神宮より、御夢想有りたりとて、寶劔を奉りしかば、(順徳院の御記に、此、劔、普通、蒔繪也と記されたり)爾來これを以て神劔に代へ、劔を以て璽に先たてたまふこと、復舊の如くにし、以て遠く今日に及び給へり。

眞靈の奉安

三種の神器の中、神鏡は内侍所として別にこれを祭りたまふ事、既に上に記したるが如くなるが、神劔と神璽とは、もと清涼殿の夜御殿に、二階の御厨子を置きて、これに奉安したまへり。近世に至りては、同じ御殿の中に、劔璽の間といふを定めて、こゝに奉安したまへりといふ。凡そ、天皇出御あれば、内侍必ず劔璽を捧げまつりて追従し奉る。還御に及んで、また元の所に安置す。また他所に行幸あるときは、劔璽必ず従ひたまふ。但し賢所は御動座なき例なり。天皇踐祚し給ふ時、祖宗の神器を承けたまふべき事、建國以來の恒典なること、上に述べたるどころにて明かなり。然るに、史上、世の亂離に依りて、時に異例なきにあらざるを見るは、後人の等しく痛歎に堪へざるところなりとす。源平二氏の攻争せしとき、平宗盛等の安徳天皇を奉じて西走するや、京師に主なし。是に於いてか、後白河法皇は、高倉天皇第四の皇子を立てて新帝となし給へり。壽永二年八月二十日、新帝は三種の神器なくして踐祚あり。これを後鳥羽院となす。翌年京都にて年號を改めて元暦元年と定め給ひしかど、西海にては、尙もどの儘の壽永の號なりき。これ實に踐祚の異例にして、また實に一時に兩天皇兩年

神器なき踐祚の初例

一時に兩年號あり

光嚴院の踐祚

號有るの始めなりとす。されど、壽永四年三月、壇の浦の戰に安徳天皇崩じ給ひて、賢所・神璽京都に還らせたまふに及びては、後鳥羽天皇は祖宗の神器を傳承したまひて、正しき御位にねはしまし、なり。この後百四十五年を経て、後醍醐天皇の時に至り、かの元弘元年の事變起るや、天皇、神器を奉じて笠置山に潛幸し給へり。京都主なきを以て、北條氏すなはち皇太子量仁親王を擁立す。元弘元年九月二十日、神器なくして御踐祚あり。これを光嚴院となす。翌年改元ありて正慶といふ。既にして笠置山陥り、後醍醐天皇、六波羅に還幸したまふや、探題北條仲時、時益の爲めに餘儀なくせられ給ひて、遂に同年十月六日を以て、三種の神器を光嚴院に傳へたまふの已むを得ざるに至り給へり。而してこの時の事情に就いては、從來異説なきに非ず。通説には、この時、後醍醐天皇より光嚴院に傳へ給ひしは、全く新造の偽器にして、神器は、天皇親しく御身に添へ給ひて、隠岐へも行幸せられしなりと云へり。されど一説にはまた、光嚴院御記に、この時職事等をして神器を検知せしめたまひし事を記されたる條に、璽管絨緒少々切云々、其他無破壊之事こと見え、また皇年代略記に、神璽聊有子細こと記した

神器

八五

るを、増鏡の後醍醐天皇隠岐より還幸の條に、璽の箱を御身にそへられ云々とある文に併せ考へて、この時後醍醐天皇より光嚴院に傳へたまひし三種の神器の中、少くとも璽だけは偽器にして、眞の神器は親しく隠岐までも伴ひたまひしなりとも云へり。後説もし然りとせば、この時神鏡・神劔は京都に留りたまひて、神器は後醍醐天皇と共に隠岐に徙らせ給ひし事となるなり。既にして、北條高時誅に伏し、元弘三年五月、後醍醐天皇隠岐より還幸したまふに及び、光嚴院を廢し、正慶の號を停め、ここに公武一統の政を行ひ給へり。されど、建武中興の政は、僅に三年にして破れ、足利尊氏大兵を擧げて、關下に迫るや、延元元年五月、後醍醐天皇は、神器を奉じて再び京都を出でて比叡山に行幸せしめず事となれり。是に於いて、賊將足利尊氏、また北條高時の故智に倣ひて、光嚴天皇の同母弟豐仁親王を立て奉れり。即ち延元元年八月十五日踐祚あり。また實に神器なくして踐祚し給へるものなり。これを光明院となす。既にして、尊氏詐りて和議を要め、後醍醐天皇の還幸を請ひてこれを花山院の亭に幽し奉り、且つ神器を新帝に傳へ給はむことを天皇に要む。天皇乃ちかねてより御用意有

光明院の踐祚

後醍醐天皇二  
種神器を奉じ  
すて芳野に行幸

1110  
1111  
1112

りける偽器を以て新帝に授け給ひしが、遂に同年十二月二十一日の夜、三種の神器を奉じて、密に花山院の亭をのがれて、芳野に行幸し給ふ事となりたり。これより後、芳野の朝廷は、内侍所・劔璽を奉じたまひて、諸國の勤王の將士をばげたまひ給ひけるが、後醍醐天皇の御子後村上天皇の時に至りて、大に芳野朝廷の勢力を振興したまひし結果、正平六年十二月(北朝の觀應二年)北朝の三上皇(光嚴・光明・崇光)れよび東宮(直仁親王)を芳野に移したまひし時、曩に後醍醐天皇より光明院に傳へ給ひし神器をも、後村上天皇の手に收め給ふこととなりたり。されば、これより後は、北朝方にては、後光嚴・後圓融・後小松の三代は、全く神器なくて、毎に踐祚即位したまふ事となりしなり。

かくて、後醍醐天皇の芳野潛幸以來、芳野・京都の朝廷、南北に分るゝこと前後五十六年の久しきに及びしが、後龜山天皇の元中九年、即ち後小松天皇の明德三年に至りて、芳野・京都の御和睦成り、同年閏十月、後龜山天皇京都に還幸ありて、神器を後小松天皇に傳へ給ひしかば、これに至りて、久しく京都を出で給ひし三種の神器は、再び京都に入り給ふこととなりて、南北の合一は全く成りたり。

南北朝の合一



南北合一の後、南朝の遺臣にして、其の恢復を圖るもの、暫くは絶えざりき、後花園天皇の嘉吉三年九月二十三日の夜、三四十人の凶徒、かしくも清涼殿に闖入して神器を奪ひたてまつりし事ありけり。今、看聞日記等によりて、當時の状況を記さむに、此の時、主上未だ御寢遊されざりしが、凶徒不意に亂入に及びしかば、主上大に驚かせたまひて、晝御座御劔を召して、議仗所の方へ逃れたまひ、大納言典侍、劔璽を奉じて逃れ出でむとせしが、遂に奪ひ取られぬ。凶徒は、已に劔璽は奪ひ奉りぬ、火を付くべしと下知して、殿々に放火しければ、殿廊忽に猛火に包まれぬ。されど、幸に内侍所は事無く移御し奉ることを得たり。こは、南朝の後裔なる尊秀王と日野一位入道有光などが、數百人相語らひて起し、企にて、凶徒は、劔璽を奪ひ奉りたる後、直に比叡山に上りて、天皇の臨幸と稱し、山徒をも語らひて大事を擧げむとせしも、山徒等應せざりしかば、程なく或は討たれ、或は生擒られぬ。その殘徒の逃走せしもの、神劔をば清水寺の傍に棄て置き、その傍に、大内の三種神器にて候、返し申され候へかし、わろくせられ候て、討あてられ候まじく候といふ棄狀を遺し置きしかば、寺僧直にこれを内裏に奉り

尊秀王、神璽を奉じて芳野に通る

赤松氏の遺臣等、芳野の神璽を取返さむ

高雅王

たり、かくて、寶劔は宮中に還りたまひしも、神璽は、尊秀王これを奉じて芳野に通れ、天子と稱して、芳野の山奥なる北山庄に在ること、爾後十餘年に及べり。京都にては、如何にもして神璽を取り還したく思召されけるが、この頃曩に嘉吉の亂に依りてその家國を失ひし赤松氏の遺臣等、功を樹てて主家の再興を許されむと欲し、三條内大臣實量に請ふに、芳野の神璽を取り返さむ事を以てす。かくて、赤松の遺臣等、芳野に到りて、仕を尊秀王に求め、機のを俟ちしが、長祿元年十二月、一夜大雪して、山中油斷有るに乗じて、急に尊秀王を襲ひて、これを害し、かの神璽を取つて引退かむとせしが、宮の伺候人井口太郎左衛門といふ者、奮戦してまた神璽を奪ひ返したり。この時まで、芳野の南山におはせし忠義王、尊秀王の御弟も、この時、同じく赤松の遺臣等の爲に害せられ給ひしかば、從來永く南朝に仕へて、義心鐵石の如き芳野の士民等は、猶も思ひ弱ることなく、尊秀王の御弟高雅王に神璽を奉りて、また芳野の山奥に御所を出來ひて遷し、まゐらせぬ。然るに翌長祿二年八月に至りて、小寺藤兵衛入道性説といふもの、小河中務少輔等と謀り、種々の計略をめぐらし、郷民をすかし欺き、遂に神

芳野の神靈遂に歸洛す

璽を取り奉りて、これを京都に返し奉ることとなりぬ。この際、かの高雅王は傷付きて遂に薨れ給ひきといふ。嘉吉三年に、神靈京都を出でたまひしより、茲に十六年にして始めて歸洛あり。梅花無盡藏に詩あり。いはく、忽運子房帷幄籌、官軍奪璽叫千秋、今朝再入吾王手、風不鳴、條四百州と。これより後、三種の神器は、永く禁中に鎮りたまひて、復何等の異動おはせず。

東京奠都後の賢所

明治元年十月、明治天皇東幸したまひ、令して江戸城を皇居と定め、東京城と稱せしめられ、次いで其の翌二年三月、都を東京に遷したまふや、賢所また實にここに遷り給へり。既にして、明治四年九月、詔して新に神殿を禁中山里の御内庭に造營したまひ、こゝに賢所と、及び今迄で神祇官の神殿の中に、天神・地祇・八神と共に鎮祭したまへる御代々の皇靈をば、こゝに遷して、奉安鎮祭したまふ事とせられたり。この時の詔書にいはく、

朕恭く惟るに神器は天祖威靈の憑る所、歴世聖皇の奉して以て天職を治め玉ふ所の者なり。今や朕不逮を以て復古の運に際し、忝く鴻緒を承く新に神殿を造り神器と列聖皇靈とをこゝに奉安し仰て以て萬機の政を視んと欲

す爾群卿百僚其れ斯旨を體せよ

次いで、明治五年三月に至りて、更に元神祇省に御鎮座ありし天神・地祇・八神の兩座を宮中へ御遷座仰せ出され、當分賢所の御拜所へ御鎮座のこと、治定せられたり。然るに、翌六年五月、皇居御炎上ありしに依り、赤坂の假皇居に遷らせたまふこととなりしが、後明治二十二年、今の皇居御造營成りて、還御したまふに及び、吹上御苑の辰己の方に賢所・皇靈殿・神殿の三殿を御造營ありて、賢所を中央に、皇靈殿をその西(右方)に、神殿をその東(左方)に並べまつりて、各、別殿に齋ひ祀らせ給ひぬ。

賢所の御祭典

現今、賢所の御祭典は、毎年の元始祭三月神嘗祭十七日新嘗祭三月二十四日(共に大祭なり)には、天皇御親祭を行はせたまひ、歳旦祭一月新年祭十二月天長節祭八月三日等にも賢所の御祭典ありて、天皇御拜あらせらる。また毎年十二月中旬には、賢所御神樂を行はせたまひ、また毎月旬祭として三回二月十一日、十一日の御例祭もありと承る。この他、皇室又は國家の大事ある時は、必ず奉告祭を行はせたまひ、皇室の大婚および皇族の御婚儀は、必ず賢所の大前にて行はせられ、皇子

御璽を暫くも  
宸儀を離れ給  
はす

女の御誕生御命名は、これを賢所に奉告し、また御誕生後五十日に至るときは、賢所に謁したまふこと、皆その制有り。若しそれ、天皇先帝の後を承けて皇祚を踐みたまふ時に當りては、掌典長をして賢所に祭典を行はしめて、御告文を奏せしめ給ひ、次いで即位の大禮を擧げたまふに至りては、天皇・皇后と共に賢所を奉じて京都の皇宮に移御したまひ、賢所大前において即位の禮を行はせたまひ、親しく御拜禮ありて御告文を奏したまふこと、既に記したる所なりとす。これ等皆、崇祖敬神の大義に基かせ給ひ、大孝の至誠を申べ給ふものにして、歴代聖慮の存するところ、萬民ひとしく仰ぎ奉るべきなり。

### 第五節 元 號

改元に關する  
登極令の規定

明治四十二年二月十一日に定め給へる登極令の第二條に、天皇踐祚の後、は直に元號を改むとあり、現に今上天皇陛下は、明治四十五年七月三十日、明治天皇の崩後直に踐祚あらせられ、即日元號を改めて大正元年と定めたまひしこと、吾人の記憶に最も新たなるころなり。吾人は既に皇位繼承・踐祚・即位等につきて述べ、今や茲に改元に就きて一言すべき順序に到達せり。そもそも、我が國に於いて、年號の正史に見えたるは、孝徳天皇の即位の元年に、元を建て、大化元年と定められたるを以て、其の初めとなす。建元の事たる、その基くところ、漢土の制に在るは、もとより言を俟たず。孝徳天皇の朝には、大化六年二月、改元ありて、白雉と云へり。されど、次の齊明・天智の兩朝には、建元の事無かりしにや、日本書紀にその事見えす。文武天皇の時には、即位の十四年に、元號を建て、朱鳥元年と定められたり。朱鳥の號は、次の持統天皇の御代まで用ひられけむ。萬葉集などに、其の事見えたり。但し日本書紀には記さず。さて、次の文武天皇の五年三月に、大寶元年と號を建てられたりしよりぞ、歴代相ついで年號有る事とはなりける。尙、大化前後に、異年號なきにあらねど、茲には要なければ言はず。

年號の始

年號は、平安朝時代の中頃までは、これを改むること概して屢ならざりしが、それより後は、改元の行はるゝ事、頗る頻繁となり、御一代に七八度の改元に及べるさへあり、甚だしきは、一年ならずして改めたる事もありき、二條天皇は在位僅に七年なるに、五回の改元あり、四條天皇は在位十年なるに、六回の改元ありき、また、前帝の年號を其の儘用ひて、御一代中改元の事なかりしは、淳仁・明正の二帝の時のみなり、桓武天皇の延暦、平城天皇の大同、嵯峨天皇の弘仁、淳和天皇の天長のみは、御一世一元の號にてはありけれど、我が國に於いて、制度として一世一元を定められしは、實に明治の制を以て始めとなすこと、後に述ぶるが如し。

今、古來の改元を概観するに、大凡次の如き種別有るが如し。

- 一 祥瑞改元
- 二 災異凶變改元
- 三 革命改元
- 四 革命改元

五代始改元

祥瑞改元とは、靈禽奇獸慶雲珍寶等の顯はれたるを以て祥瑞となし、これに由りて年號を改むることなり。孝徳天皇の大化六年二月、穴門國白雉を獻す。よりて百濟君豐璋・道登法師・僧旻等に下問したまひしに、皆故事を引ききて吉兆なりと奏す。こゝに於いて、天皇儀を整へ、百官を召し、皇太子と共にこれを觀給へば、皇太子、大臣と共に天皇の聖德を奉賀したまへり。乃ち詔して天下に大赦し、白雉と改元し、群臣れよび穴門の國司に物を賜ひ、且つ穴門の調役を復せしめ給ふこと三年。この時の詔に、自古迄、今、祥瑞時見、以應有德、其類多矣、所謂鳳凰麒麟、白雉、白鳥、若斯鳥獸及于草木、有符應者、皆是天地所生、休祥嘉瑞也云々、とあり。祥瑞によりて改元ありしは、白雉の外に、朱鳥・大寶・慶雲・和銅・靈龜・養老・神龜・天平・天感寶・天平寶字・神護景雲・寶龜・天應・嘉祥・齊衡・天安・元慶等なり。これに就きて特に注意すべきは、奈良朝時代および平安朝初世の改元は、殆ど皆祥瑞改元なりしこと是れなり。これ全く當時の時代思想の然らしめし所にして、當時滔々として唐朝文化の謳歌模倣の行はれたる結果、休祥嘉瑞を崇重するの

唐風をも繼受せしめ、仍りて斯く祥瑞改元をして多く行はれしめたるものなりとす。

災異凶變改元

災異凶變の改元とは、天變地異、炎旱、火風災、または兵革、疫病、飢饉、怪異などの事實有る爲めに、改元を行はるゝを云ふ。この事を行はるゝに至りしは、延喜以後の事に屬す。大凡寛平延喜の頃より、上下一般に迷信行はれ、怪異凶變を恐るゝの情、殊に甚しきもの有り、よりて災異凶變に由りて改元するの例起れり。水潦、疾疫に依りて延喜を延長と改め、厄運地震兵革の慎に依りて承平を天慶と改め、水旱災に依りて天曆を天徳と改めたるなどを初めとして、其の例少しとせず。革命改元とは、辛酉の歳は、革命の運に當るが故に改元すべしとの説に基づきて、元號を改められしをいふ。醍醐天皇の昌泰三年、三善清行上書して、明年は辛酉の歳次に當るを以て、必ず天下に異變有るべしと論じ、翌年、再び奏して、元を改めて天道に應すべき由を請へるにより、この年遂に昌泰を改めて延喜元年と定められたり。この年菅原道真流謫の事ありき。これより後、辛酉の歳には、革命改元を行ふこと、永くその例となりたり。即ち、革命改元の年號は、延喜・應和・治

革命改元

革命改元

安・永保・永治・建仁・弘長・元亨・弘和(永徳)・嘉吉・文龜・天和・寛保・享和・文久等なり。革命改元とは、甲子の歳は、革命の運に當るが故に、元を改めて天道に應すべしとの説に基づきて、改元せられしをいふ。村上天皇の康保元年甲子、始めて革命改元を行ひたすひしを初めとして、この事永く後世の例となれり。即ち革命改元の年號は、康保・萬壽・應徳・天養・元久・文永・正中・元中(至徳)・文安・永正・寛永・貞享・延享・文化・元治等なり。

三善清行の革命改元の議

革曆勘文に載せたる、昌泰三年十一月二十一日、文章博士三善清行が上れる預論「革命」議の中にいふ、臣竊依「易說」而案之、明年二月、當「帝王革命」之期、君臣相剋賊之運と、この時に當りて、右大臣菅原道真特に信任を蒙りて政務を執る。清行書を貽りて、明年は辛酉咎徴に當れば、よろしく自ら退避すべしと諫めしかど、道真聽かざりき。既にして、翌四年、道真讒せられて罪を得しかば、清行これを以て革命の應となし、同年辛酉二月二十二日、更に請「改元」應「天道」之狀を上りていはく、一、今年當「大變革命」年、事「易緯」云、辛酉爲「革命」、甲子爲「革命」。鄭玄曰、天道不遠、三五而反、六甲爲「一元」、四六二六交相乘、七元有三變、三七

相乘、二十一元爲一節、合千三百二十年、(中略)詩緯云、十周參聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革命。注云、天道三十六歲而周也、十周名曰王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢無有餘節、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人、改世統理者如此、(中略)謹案、易緯以辛酉爲節首、詩緯以戊午爲節首、依主上以戊午年爲昌泰元年、其年又有朔旦冬至、故論者或以爲應以戊午爲受命之年、然而本朝自神武天皇以來、皆以辛酉爲一節大變之首、此事在□□未出之前、天道□□自然符契、然則雖有兩說、猶可從易緯也、又詩緯以十周三百六十年爲大變、易緯以四六爲大變、二說雖殊、年數亦同、今依緯說、勘合和漢舊記、神倭磐余彥天皇、從筑紫日向宮、親帥船師東征、誅滅諸賊、初營帝宅於畝火山、東南地檀原宮、辛酉春正月即位、是爲元年、(中略)四年甲子春二月、詔曰、諸虜已平、海內無事、可以郊祀、即立靈時於鳥見山中、(中略)謹案、日本紀、神武天皇此本朝人皇之首也、然則此辛酉、可爲一節革命之首、又本朝立時下詔初、又在同天皇四年甲子之年、宜爲革命之證、とて、和漢の經史に見えたる辛酉、甲子年の變事を擧げて、以て革命革命の驗となし、而して、神武天皇即位の辛酉

年より齊明天皇の六年庚申の年に至るまで、前後一千三百二十年を以ていはゆる一節と定め、同七年辛酉を以て第二節の首となし、かくて更に説を續ぎて、謹案、自天智天皇即位辛酉之年、至于去年庚申、合二百四十年、此所謂四六相乘之數已畢、今年辛酉、當於大變革命之年也、(中略)清行、去年以來、陳明年當革命之年、至于今年、徵驗已發、初有知天道有信、聖運有期而已、(下略)とて、去年の秋以來、或は彗星、或は老人星の現出せることなどを列擧し、聖人は二儀と其の徳を合し、五行と其の序を同じうするものなれば、宜しく革命の改元を行つて、天意に違ひて還つて咎懲を致すことなからむことを奏議せり、こゝに於いて、この年七月十五日、遂に昌泰を改めて延喜と定めらる。これを革命改元の嚆矢となす。

そもそも革命・革命の説は、その原支那の古代より行はれし陰陽五行の説に基ける識諱の學より出でたるものなるべし、識諱の學は、東晋南北朝の頃、最もその盛を極めたりしが、その思想は、夙く朝鮮を経て我が國にも傳來せしもの、如し、推古天皇の時、百濟の僧觀勒、曆本と共に天文地理遁甲方術の書

を齎し來りしに、邦人の就きて、これを學べる者有りきといへば、識諱の説のはやくより我が邦に行はれしこと、推知するに難からず。爾後、隋唐の制度文物は、滔々として我れに輸入せられたれば、これ關する思想學說の、我が國に發展せしこと疑なし。かくて、當時の碩學たりし三善清行が、一度この説を唱導して、延喜改元のこと有りしよりは、世々の博士儒家等、皆運數附會の説を信じて、天理に應へるものとなし、朝廷も亦革命・革命の改元毎に、紀傳・明經・曆・算・陰陽の諸道の博士に改元の勘奏を上らしめて、敢へて舊套を改めたまふ事なかりき。

御代の初めに元號を改めらるゝは、當然の事と云ふべきが如し。元明天皇は即位の翌年に和銅と改め給ひ、元正天皇は即位の日に靈龜と改め給ひ、聖武天皇も即位の日に神龜と改め給へり。これ等はいづれも祥瑞に由る改元にてはあれど、尙自から御宇の改されるしどもせられけむ。孝謙天皇も即位の當日に天平感寶と改め給ひ、光仁天皇も即位の日に詔して寶龜と改元ありき。この他大同・大永など、皆即位の年の改元なり。踐祚の後改元なく、即位の翌年に改元

代始改元

し給へる例もあり、(文正・正徳・明和・安永・天明・嘉永)また踐祚即位の後、數年を経るも改め給はざりし例もあれど、踐祚の翌年に改元したまへる例は、延暦弘仁・天長以下、その數甚だ多し。されば、禁祕御抄にも、代始改元、即位、次年定事也、其外依大事有改元と記させたまひ、また治承四年十二月に、改元の朝議ありし時に、外記申して、踐祚、明年被改元恒例也といへるよし、玉葉に見えたり。登極の年に、直に元號を改められざりし理由に就きては、安齋隨筆に次の如き推論を記せり。貞丈嘗て聞けり、即位の年に年號改元あれば、其の年、半は先帝の年號にて、半は今上の年號也。是れ地に二人の王あるが如くなれば、忌む也。其の明年より、今上の元年とする也。明年まで舊年號を用ゆる事ありども、年改る故、拘らずして其の年改元ありと云と。

一世一元の制

我が國に於いて、一世一元の制を定め給ひしは、實に明治の時を以て權輿となす。支那にても、古へは、一世の間に數次の改元あること、其の常なりしを、明の太祖の時、英斷を以て一世一號と定め、爾後、この事代々の常例となり、前の清朝の時にも、同じく一世一元の制を用ひたりき。明治の制は、敢へて此れ等に據られ

明治の改元

たりしにはあらざれど、御宇と元號と一致することの、治國の大義にかなひたるを思召させられ、慶應四年八月二十七日御即位の後、その翌九月八日、御一代一號と定め、明治と改元せしめ給ひ、次の如く仰せ出されたり。

今般御即位御大禮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>濟、先例之通被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>年號<sub>一</sub>候、就<sub>テ</sub>ハ、是迄吉凶之象兆ニ隨<sub>ヒ</sub>、屢改號有<sub>レ</sub>之候得共、自今御一代一號ニ被<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>候、依<sub>レ</sub>之改<sub>二</sub>慶應四年<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>明治元年<sub>一</sub>旨、被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候事、〔明治元年九月八日、行政官布告〕

尙これと同時に下されたる改元の詔書は、次の如し。

詔、體太乙而登位、膺景命以改元、洵聖代之典型、而萬世之標準也、朕雖否德、幸賴祖宗之靈、祇承鴻緒、躬親萬機之政、乃改元、欲與海內億兆更始一新、其改慶應四年、爲明治元年、自今以後、革易舊制、一世一元、以爲永式、主者施行、

明治元年九月八日

皇室典範及び  
登極令の規定

明治二十二年、皇室典範の御制定あるに至りて、更に

第拾貳條 踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に従ふ

と定めたまひ、更に又明治四十二年、登極令の御制定有るに至りて、

第二條 天皇踐祚の後は直に元號を改む元號は樞密顧問に諮詢したる後之を勅定す

第三條 元號は詔書を以て之を公布す

と定めたまへり、明治四十五年七月三十日、明治天皇登遐あらせられ、今上天皇直に踐祚したまふや、即日元號を改めて大正と定めさせ給へり。この日の夜、官報號外を以て公布したまへる改元の詔書は、次の如し。

朕菲德を以て大統を承け祖宗の靈に詣りて萬機の政を行ふ茲に先帝の定制に遵ひ明治四十五年七月三十日以後を改めて大正元年と爲す主者施行せよ

御名 御璽

明治四十五年七月三十日（内閣總理大臣以下十大臣連署）

右と同時に、内閣告示第壹號を以て、次の如く公布せられたり。

元號の稱呼左の如し

元 號

大正の改元



大正元年七月三十日（内閣總理大臣署名）

改元の勘文

現在の制度にては、元號の改定は、樞密顧問に諮詢したる後に、これを勅定したまふこと、右に見えたるが如し、中古には、改元の事有るときは、先づ年號勘者の宣下ありて、式部大輔・文章博士、及び其の任に勝へたる公卿をして、元號につきて勘文を奉らしむ、乃ち經史の中より好き字を擇び、これに就きて勘文を奉れば、諸公卿を召して仗議あり、また難陳とて、預選の元號の文字につきて非難論陳する事あり、かくて、其の結果を上奏して、御裁決を俟つなり、近古以來は、例として菅家の人々に宣下して、年號の字面を勘へ申さしめ、これに就いて評議難陳の後、勅定を下したまふこと、其の例なりき、然るに徳川幕府の權威甚熾なるに至りては、朝廷にて既に一往の評決を経たる元號をば、更に幕府に下してこれを諮詢し給ひ、幕府の意見によりて、いよいよ元號の文字を決定し給ふ事となり、正徳改元の時、朝廷にては、例によりて、菅家より選進せし寛和・享和・正徳の三號の中にて、時の中御門天皇は、寛和の號に定めたく思召されしも、幕府より

難陳

改元に就きて幕府に諮詢す

正徳の號に定むべく復申せし爲め、遂にこの方に定りし由、光臺一覽に見えたり、是れによりて見れば、彼の新井君美のいはゆる、我朝の今に至りて、天子の號令、四海の内に行はるゝ所は、獨り年號の一事のみにこそ、それはしすなれ、折柴（折柴）記と云ひしもの、亦實に有名無實なりと謂はざるべからず、當時の制、朝廷より改元の詔出づるや、幕府は報を得て、後、諸大名れよび諸役人を出仕せしめ、老中列座の上、年號改元の旨を公達あり、諸大名れよび諸役は、幕府の公達を得て、直にその領内・管下れよび組支配等に對してこれを布達すること、その定例なりき。

明治の年號は、慶應四年九月八日の改元御治定なること、既に記したるが如くなるが、言成卿記によるに、此の時も例の如くに菅・清兩家より年號勘進の事ありしも、陣議・公卿の難陳・舉奏等はすべて行はれず、事なく治定あらせられたるなりといふ、この明治の文字も、應永・文明・慶安・明暦・天和・正徳・元文の數度の改元の際に、候補者として選出せられたる文字なりしが、何時も難多くて、未だ一度も採用せられざりしを、後遂に隆昌前古に比類なき御代の元號と定れるは、

思へばいともめでたき限りにこそ。今の大正の號は、如何なる典據に出でたるにか。公羊傳に、君子大居正と見え、また易經には、大亨以正。天之道也とも、剛上而尚賢、能止健、大正也とも見えたれば、これ等に基きたりしなるべし。この大正の號も、明曆四年・天和四年の改元の際に、菅原氏より選進せしこと有りしものなるが、今かく榮え行く大御代の元號と定まれるは、大に正しき道を世界に行はせたまふ御代のしるしと思はれて、いともめでたしともめでたし。

### 第六節 大嘗祭

吾人は既に踐祚・即位等に就きて述べたり。今や、即位の大禮の後、引續き行はせたまふべき大嘗祭に就きて説明すべき順序に到達せり。

大嘗祭に關する皇室典範・登極令の規定

大嘗祭に關しては、皇室典範の中に、即位の禮及大嘗祭は、京都に於て之を行ふ第十條と規定せられたるのみなれど、後、登極令の制定あるに至りて、これに關する規定は具備せり。その中に、

第四條 即位の禮及大嘗祭は秋冬の間に於て之を行ふ大嘗祭は即位の禮を訖りたる後續て之を行ふ

第十一條 即位の禮を行ふ期日に先たち天皇神器を奉じ皇后と共に京都の皇宮に移御す

第十八條 諒闇中は即位の禮及大嘗祭を行はず

とありて、新帝は、先帝の崩後、直に神器を承けて踐祚は爲たまへども、即位の大禮は諒闇のをはりたる後に、更にその期日を定めて、これを行ひ給ひ、大嘗祭は即位の大禮の後、引續きてこれを行はせ給ふ定めにて、これを行はせらるべき處は、京都の皇宮にして、その時期は秋冬の間に在るなり。

大嘗祭の名稱

大嘗祭は字音にてダイジャウサイと稱す。古へば、これをオホニヘノマツリとも、オホムベノマツリとも謂ひしが、後にはオホナメマツリとも、又字音にてダイジャウサイとも云へり。また大嘗會ダイジャウエといへるは、此の時に行はるゝ節會よりの名稱なり。この祭は、天皇踐祚即位の後新穀を以て天祖天照大御神をはじめ、あまねく天神地祇を親しく奉祭し給ひ、また御親らもさこしめす御一世一度

の新嘗祭なれば、諸祭祀の中にて最も重き祭なりとす。古へはまたこれを踐祚大嘗祭ともいへり。

新嘗祭 大嘗祭

そもそも神代の昔、天祖天照大御神の新嘗聞食し給ひしより以來、歴代の天皇相承け相繼ぎて新嘗の祭を行はせ給ふこと、永く絶えず。即ち、毎年新に稔れる稻穀の初穂を以て、天祖をはじめ、あまねく天神地祇を奉祭し給ひ、且つ天皇親らもこれを聞食すなり。故にこの祭を新嘗祭とも大嘗祭とも云へり。ニへとは新嘗なり。大は美稱の接頭語なり。オホニへ轉じてオホナへ・オホンベ・オホナメとなり、又新を冠して、ニヒナへともニヒナメとも云ふ。ニへ・ナメに嘗の字を充つるは、支那の古代に、秋祭を嘗といひし、其の文字を假用したるまでなり。禮記註疏に、天子諸侯宗廟之祭、春日禘、夏日禘、秋曰嘗、冬曰烝、の疏にいふ、秋曰嘗者、白虎通云、嘗者新穀熟而嘗之、と見えたり。されば、いと古くは、この祭の、毎年行はるるものと、御代の初めに行はるるものとの區別は、未だ明かならざりき。毎年の大嘗祭(新嘗祭)と踐祚即位後の大嘗祭との區別の、史上に明かになりしは、天武天皇の頃よりなるが如し。即ち日本書紀天武天皇二年の條に、二月癸未、天皇命有

神祇令に於ける大嘗祭の制

司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮、十二月丙戌、侍奉大嘗、中臣・忌部及神官人等并播磨・丹波二國郡司、亦以下人夫等、悉賜祿とあるによりて考ふれば、この年踐祚大嘗祭を行はせ給ひ、且つ悠紀・主基の兩齋國をも定の給ひしものと思はる。而して、同天皇紀に、更に、五年十一月乙丑朔、以新嘗事不告朔といひ、また六年十一月己卯、新嘗といへるによりて見れば、踐祚即位後の大嘗祭と毎年の大嘗祭(新嘗祭)とを、別ち行ひ給ひしを知るべし。

大寶・養老の令の制に至りて、大嘗祭に關する事項は、神祇令の中に、明かに規定せられたり。されども尙、その踐祚即位の後に、行はるる一世一度のものをも、毎年行はるるものをも、共にこれを大嘗祭と稱せり。即ち、毎年の大嘗祭(後世の新嘗祭)は、仲冬(十一月)の下卯、日三卯ある時は、中卯を用ふにこれを行ひ、神祇官をして専ら祭事を預り行はしめ、踐祚即位後の一世一度の大嘗祭は、悠紀・主基の兩齋國を定めて、これをして主としてその祭事を預り行はしむる事と定む。神祇令の中に、凡大嘗者、每世一年、國司行事、以外毎年、所司行事、といへるもの、即ち是れなり。而して、その期日は、毎年の大嘗祭は、仲冬下卯(若しくは中卯)の日に

はるる定めなれば、踐祚大嘗祭もまた、十一月の下卯若しくは中卯の日に行はれたるものと思はる。續日本紀文武天皇二年の條に、十一月巳卯大嘗。直廣肆榎井朝臣倭麻呂堅大楯、直廣肆大伴宿禰手拍堅楯杵、賜神祇官人及供事尾張美濃二國郡司百姓等物、各有差とありて、天皇の即位は前年の八月なれば、踐祚大嘗祭が天皇即位の翌年十一月に行はるることは、大寶令制定以前より、既にその定め有りしものと見えたり。

貞觀儀式の制

後、清和天皇の時、貞觀儀式の制定あるに至りて、受禪の天皇は、その即位、七月以前に在る時は、當年大嘗祭を行ひ、その即位八月以後に在る時は、翌年これを行ふべきことと定め、また先帝の崩後を承けたまふ諒闇登極の天皇にありては、諒闇期滿の後に大嘗祭を行ひ給ふべき事と定められたり。されど古來異例なきにあらず。現代の制、諒闇の期を過ぎて然る後に大嘗祭を行はせ給ふの制は、全くこの舊制に基づき給へるものなるべし。登極令第八條而して、古來十一月を以てこの祭の期と定めたるは、時恰も新穀登稔の好季に當るに依ること素より論なく、現代の制、亦秋冬の間を以て大嘗祭を行はせ給ふ事と定められたるは、

大嘗祭の期日

古代の大嘗祭の儀

全くこの舊例に基づき給へるものと思はる。登極令第四條  
吾人は、現代に於ける大嘗祭の御儀に就いて記述せむとするに先だちて、茲に少しく古來の大嘗祭の儀式に就いて、其の概略を述べざるべからず。そもそも大嘗祭は、諸祭祀中最も重き大祀なれば、その準備の鄭重にして、その祭式の森嚴なること、他にその比を見ず。その祭儀は、十一月卯日の祭に始り、辰巳兩日の節會、および午日の豊明節會に至るまで、前後四日間に亘る。而して、この前後に齋(物忌)の<sup>モライ</sup>こと有り。

散齋と致齋

凡そ神事を行ふには、齋を要す。齋に散齋・致齋の二種あること、神祇令以來の制なり。踐祚大嘗祭にありては、散齋を行ふこと、前後三箇月(九月・十月・十一月)致齋を行ふこと三箇日(十一月中、丑・寅・卯日)とす。養老令にては、散齋の期限を三箇月に至りて、一箇月に短縮せり。故に現在の令義解は、是れ、大嘗祭の大祀なるに依るものなり。他の中祀(祈年祭・月次祭・神嘗祭・新嘗祭等)にありては、散齋は三箇日、致齋は一日とし、小祀(大忌祭・風神祭・鎮花祭・三枝祭・相嘗祭・鎮魂祭・鎮火祭・道饗祭等)にありては、致齋一日のみとなす。この散齋にありては、諸司事を理む

七 禁

ること舊フルの如くなるべきも、喪を弔ひ、病を問ひ、肉を食ひ、刑殺を判じ、罪人を決罰し、音楽を作し、穢惡の事に預るを禁す。これを七禁といふ。もし夫れ、致齋の時に至りては、唯祭祀の事をのみ行ひて、自餘の事は悉く斷じ止め、祭事に預らざる百官も、皆その事を停めて、ひたすら謹慎靜肅を保ち、以てその敬を致すべき定めなりき。

悠紀國・主基國

凡そ大嘗祭には、悠紀ユキの國あり、主基ヌキの國あり。これを兩齋國といふ。本居宣長翁は、悠紀は忌清ヌキの義、主基は濯清ヌキの義なりと云へり。即ち、その國の稻を用ひて、神饌の料とせらるるなり。故に、豫め其の國と郡とを卜定す。これを國郡卜定といふ。延喜以後に至りては、悠紀には近江、主基には丹波と備中とを交る交る定めらるる事となりて、唯その郡のみを卜定する事となれり。但し、後冷泉天皇の時には、播磨國を以て主基と定められたり。國郡の卜定は、多くはその年の四月中に行ふ例なれども、時宜によりては、早きは二月に行ひ、晚きは九月に至ることあり。既に國郡の卜定を終れば、次いで檢校・行事等の任命あり。檢校は、祭祀に關する一切の事を監督する職にして、大中納言・參議を以て之に充つ。行事は悠紀・

檢校・行事の任命

國郡卜定

大嘗祭

拔穂使

主基に分れて、各、その事を分掌する職にして、辨官を以て之に充つ。凡そこの祭儀に關する命令は、すべて此れ等の諸官によりて統括指揮せらるるものどす。八月下旬、悠紀・主基の拔穂使を卜定して兩齋國に發遣し、齋郡に到りて、國司と共に神膳に備ふべき料稻を抜き取り、九月下旬歸京して之を齋場に納めしむ。拔穂使に就きては、時代によりて沿革は有れども、延喜式の制にては宮主・卜部併せて四人となす。悠紀・主基各二人。また八月月上旬、大祓使を卜定して五畿七道に發遣して大祓を行はしめ、伊勢大神宮の爲めには、特に同使を近江・伊賀・伊勢の三國に派遣せらる。さて大祓をばれば、奉幣使を五畿七道に派遣ありて、おまねく天神地祇に奉幣を行はる。これを大奉幣といふ。また、伊勢の大神宮に對しては、特に奉幣使を御差遣ありて、大嘗祭を行はせらる。由を奉告あり。これを由奉幣ヨシノホウヘイと稱す。由奉幣あるは、初めは伊勢大神宮のみなりしが、後には石清水・賀茂の兩社へも奉幣せらる。事となりたり。これを三社奉幣といふ。後世、大奉幣使の典、停廢するに及びても、この三社の奉幣のみは永く廢せられざりき。また、八月月上旬には、神祇官の史生を河内・和泉・尾張・參河・備前の諸國に遣して、供神

大祓使

大奉幣

由奉幣

大嘗祭

由加物使  
神服使  
の調度を監造せしめ、九月上旬には、卜部を紀伊・淡路・阿波の三國に遣して供神の雜費を監作せしむ。此れ等を由加物使と稱す。九月上旬、また神服使を參河國に遣して、神服部をして調糸を輸せしめ、これを齋場に持ち歸りて、和妙の神服を織らしむ。

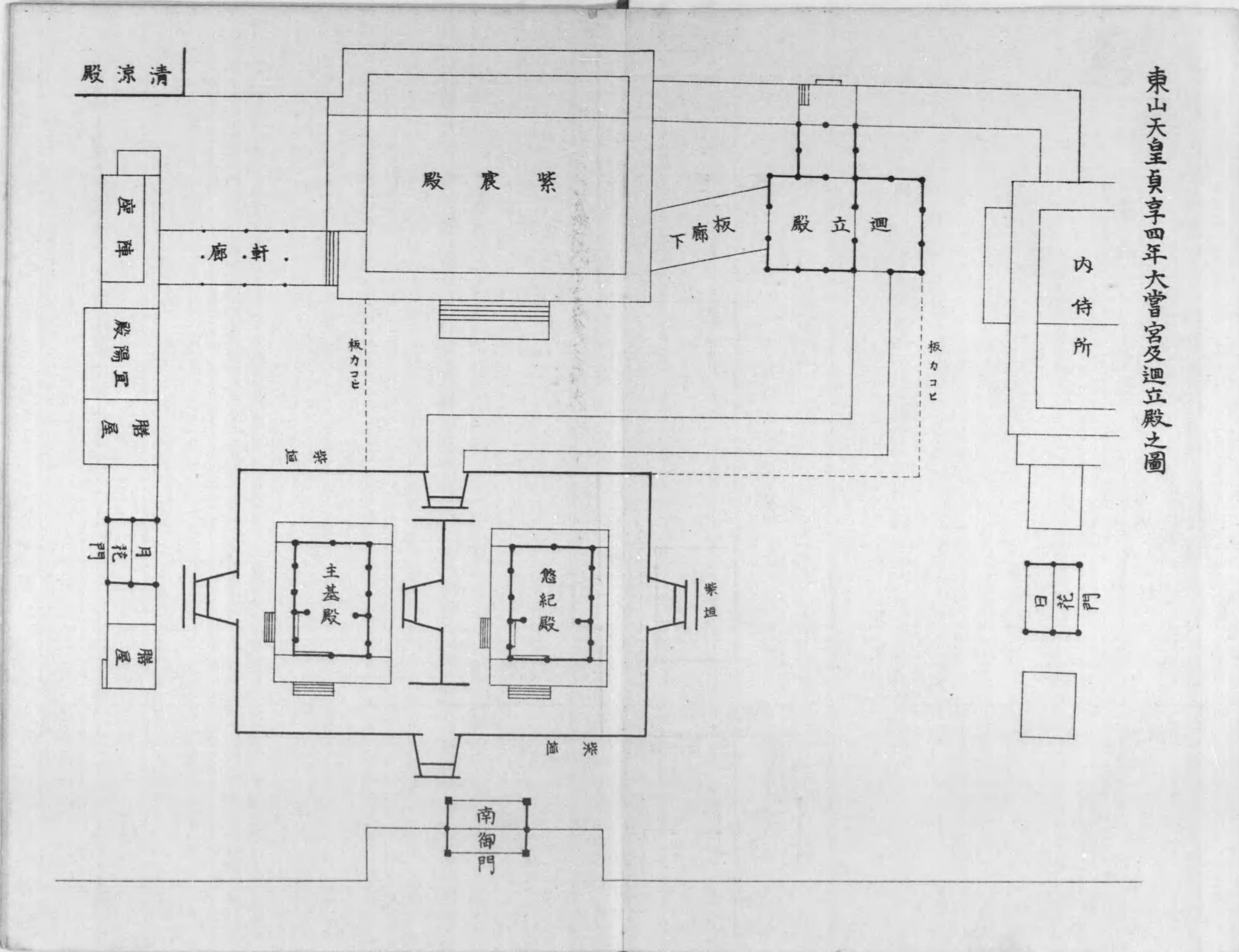
悠紀・主基の  
兩齋場

これより先、宮城の北野を卜定して、悠紀・主基の兩齋場を東西に設く。齋場はこれを内院および外院に分ち、また別に附屬の屋舎數多あり。拔穗・由加物・神服以下、供神の料物、祭祀の調度等、皆この所にて調理設備し、大嘗祭の當日に至りてこれを大嘗宮に送致す。

御禊行幸

十月下旬に至れば、天皇河上に臨み給ひて、みそぎはらへの御事有り。これを御禊行幸といふ。文武百官皆供奉す。その地點は、或は葛野川なりしこともあり、或は松崎川なりしこともあり、或は佐比川なりしことも有りて、始めは一定せざりしが、仁明天皇以後は、鴨河に於いて行はせ給ふこと、其の例となりぬ。されど近世東山天皇の御時より、河上の御禊は廢せられて、清涼殿の東庭にて行はせ給ふことゝなれり。

東山天皇貞享四年大嘗宮及迴立殿之圖



大嘗宮

さて、十一月に入りてより大嘗宮の起工あり。こは實に神事を行はせ給ふ正殿にして、祭に先だつこと七日、工を起し、五日内に造り畢る。東西二十一丈、南北十五丈、これを中分して、東に悠紀殿、西に主基殿を建つ。外は繞らすに柴籬を以てし、内は隔つるに屏籬を立てず。柴籬の四方には鳥居あり、黒木を以て造る。兩殿の大きさは、各長四丈、廣一丈六尺、後世に至りて短縮す。總べて黒木を以て造り、葛を以て結び、草を以て葺き、蓆を天井となし、藁を壁となし、地には草を敷き、蓆を布き、その上に御疊を加ふ。その結構の純朴簡古なること、實に太古の俗を存するを想ふべきなり。また別に廻立殿あり。天皇の沐浴して祭服を召換へさせ給ふ所なり。尙この外に、附屬の殿舎若干あり。祭の當日(卯日)に至れば、別に設けたる悠紀・主基の兩齋場に準備調理し置きたる諸種の料物調度を、悉くこゝに送致して、以て祭儀を行はせたまふ。

大嘗宮の位置

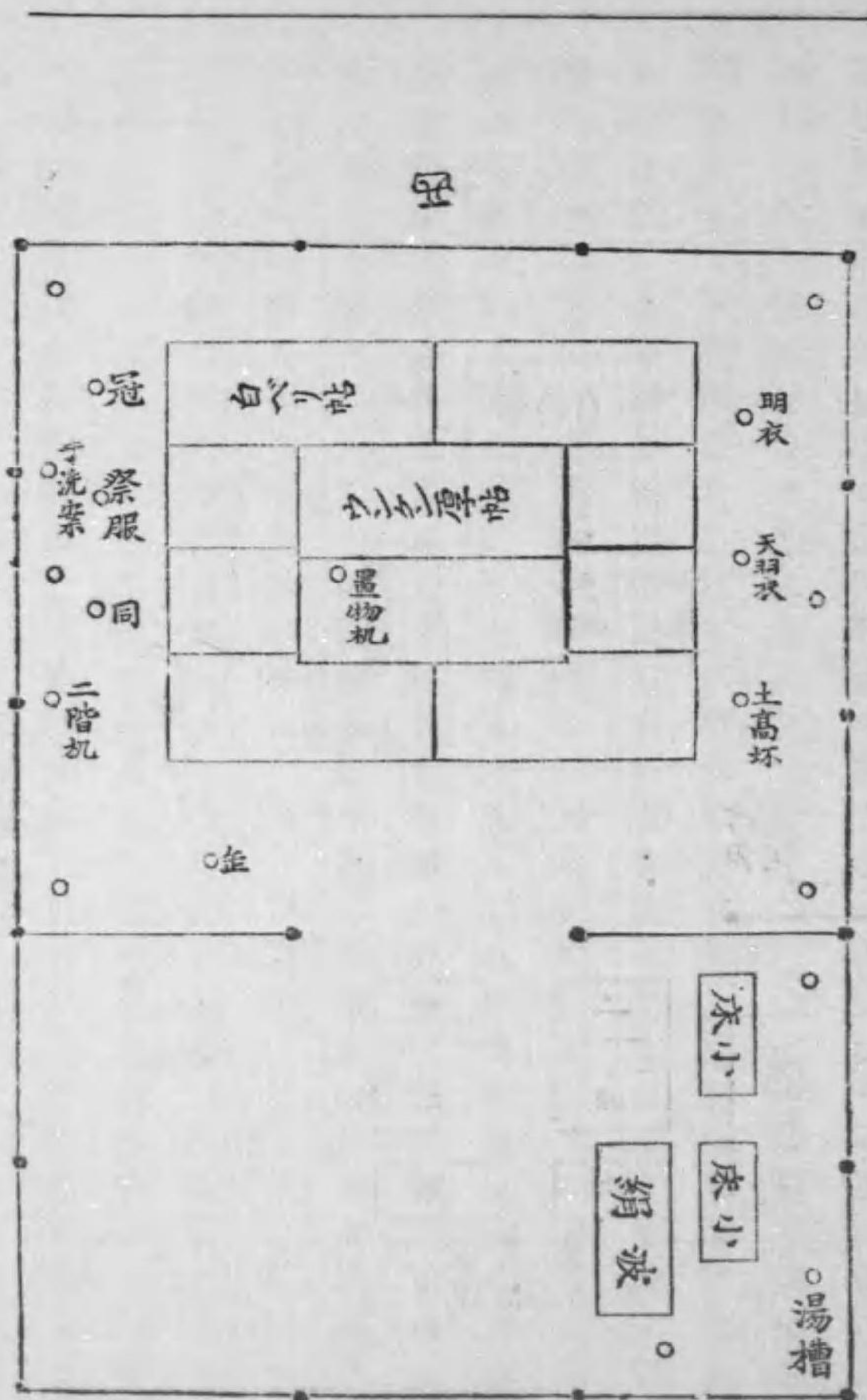
大嘗宮設立の場所は、古來一定せずといへども、多くは大極殿の龍尾壇の前なり。この他紫宸殿前、または太政官廳を用ひし例もあれど、四條天皇より後土御門天皇までの間は、大極殿前の舊址に大嘗宮を造りたまへり。その後、大嘗祭を



行はせ給ふこと、久しく中絶せしが、後、東山天皇の時に至りて御再興あり、この時より後は、紫宸殿の前庭に大嘗宮を造り給ふこと、その例なりき。さて、いよいよ祭を行はせ給ふべき卯、日に到れば、この日、神明官文づ奉幣すべき諸國の神祇に幣帛を班つ。既にして、夜に及びて、天皇廻立殿に御し、小忌の御湯を召し、祭服(帛、御衣)に改めたまひて、悠紀殿に御す。その道筋には、布單を鋪き、その上に葉薦をしく、宮内輔二人膝行して、御歩に随つてこれを布單の上に敷き、掃部允以上二人御後よりこれを巻き、人をして敢へて踏ましむる事なし。大臣一人、中臣・齋部・御巫・猿女を率ゐて前行し、主殿の官人は左右に燭を乗り、また、車持朝臣は蓋を執りて御後よりこれをさし翳し、子部宿禰・笠取直は各一人膝行して蓋の綱を執り奉る。かくて悠紀殿に御し、群官座定る後、宮内の官人は吉野の國栖を率ゐて古風を奏し、悠紀の國司は歌人を率ゐて國風を奏し、伴氏・佐伯氏は出雲・美濃・但馬等の語部を率ゐりて古詞を奏し、隼人司は隼人を率ゐりて、風俗の歌舞を奏す。既にして亥、一刻に至れば、主上親しく神饌の供進あり、その神座は、悠紀殿内陣の中央に在りて、八重帖を敷き、その南の方に御

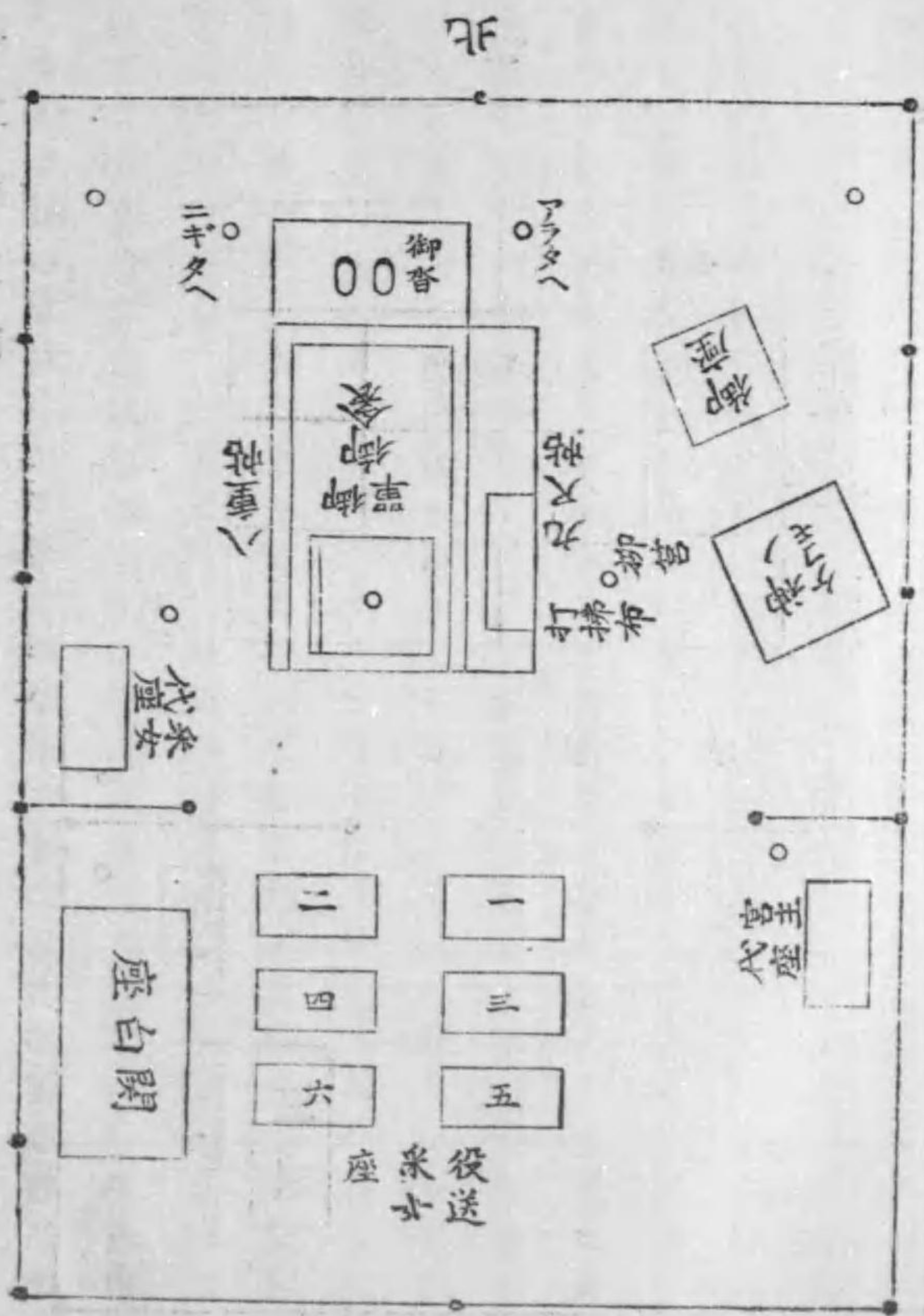
廻立殿内圖

〔大嘗會便寮に據る〕



大嘗祭 大嘗宮悠紀殿内圖

〔大嘗會便蒙に據る〕



辰日の悠紀節會

坂枕を安き、北の方に御靴を安く、その北邊には、更に左右に和妙、神服、荒妙、神服を奠かせ給ふ。而して主上の御座は、神座の東邊にして、神饌は實に巽の方に向ひてこれを供進せさせ給ふものなりと承る。かくて供饌・御拜・御直會ありて、亥四刻に至りて撤饌あり、これを夕御膳と申し奉る。悠紀殿の薦亭已に畢れば、主上廻立殿に還御あり、更に沐浴して祭服を改めたまひて主基殿に御す。吉野の國栖以下の奏、および薦亭の儀等、すべて悠紀殿に於けるにおなじ。寅、一刻に供進あり、同四刻に至りてこれを撤したまふ。これを曉御膳と申し奉る。この悠紀・主基兩殿の御祭儀は、實に主上親しく新穀を天祖天照大御神に供し奉り給ひ、また親らも聞召したまふ御祭儀なれば、其の御儀の極めて神聖莊嚴なるは、もとより申し奉るまでもなき事なり。

辰、日には悠紀の節會あり。豊樂殿にて行はせらる。後世は紫宸殿なり。天皇行幸ありて悠紀の帳に御し給ひ、群臣參入すれば、やがて神祇官の中臣、賢木を捧げて入り、版位に就きて跪きて天神之壽詞を奏す。この時群臣皆跪く。次いで、忌部神璽の鏡劔を捧げ奉る。悠紀の國司、風俗、歌人を率ひて參入し、風俗、歌舞を奏し、

また多米都物・鮮味等を獻じ、挿頭カサシ・和琴等をも獻ず。この日、御膳および白酒・黒酒を天皇に供し、群臣にも亦饗膳を賜はる。また悠紀・主基の兩國司は、その造れる標木シムシノキといふものを庭上に列立して威儀を添ふ。標木はまた標マとも標山マヤマともいふ。標木に山形を造り、種々の裝飾を附したるものにて、例へば、山上に梧桐を栽ゑ、兩鳳その上に集り、樹の中より五色の雲起り、雲上に日月の像及び悠紀近江の四字を懸け、山の前に天老及び麟の像を置き、山の背に連理吳竹を置くが如き類にして、後世諸社の祭儀に引き出だす山車ヤマクルマなるものは、蓋しこの標山の遺制を倣ひたるものなるべし。

巳日の主基節會

巳日には主基の節會あり。この日は、壽詞を奏し、神璽を奉つる事なく、また白酒・黒酒の供進なきも、その他は大略前日に同じ。但し、辰日にも、悠紀・節會の後に主基・節會の略儀あり、また巳日にも、主基・節會の前に悠紀・節會の略儀あれば、辰・巳兩日ともに、悠紀・主基の兩節會ある事なれども、その主とする所に別有るなり。さて、巳日の主基の節會畢りて、後、豐樂殿の後なる清暑堂に臨御ありて、夜もすがら御宴御遊あり、これを清暑堂御神樂といふ。後世他殿にて節會を行はせ給ふ

神皇堂御神樂

午日の豐明節會

に至りても、便宜に所を定めて、この御神樂を行はせられたり。午日には、豐明節會あり。悠紀・主基の兩國司、ねよび群臣を豐樂殿に召して宴を賜ふ。吉野の國栖は歌笛を奏し、伴・佐伯の二氏は舞人を率ゐて久米舞クミマヒを奏し、安倍氏の氏は吉志舞キシマヒを奏し、悠紀・主基の兩國司も亦歌人歌女を率ゐて風俗、歌舞を奏し、次いでまた大歌並に五節舞ゴセマヒあり。かくて、宣命使宣命を讀みて、群臣に祿を賜ふ。これにて大嘗祭は畢れるなり。かくて、十一月晦日に至りて、在京諸司の解齋トキ・大祓を行ひ、十二月上旬に至りて、齋郡の解齋・大祓を行ふ。

解齋大祓

中臣、天神之壽詞を奏し、忌部、神璽之鏡、劔を上るの儀

辰、日の悠紀節會に、中臣、天神之壽詞を奏し、忌部、神璽の鏡、劔を奉るの儀有ること、上に述べたるどころなり。そもそも此の二事は、歴代御踐祚の儀式の中に、極めて主要なる御儀として、いと古くより恒に行はれ來りしことは、吾人の既に踐祚・即位の條に於いて記したるところなりとす。而して、この二事、共に亦大嘗祭の時にも行はれしなり。大嘗祭に關する古史の所傳は、甚だ盡さざる所多し。然るに、日本書紀、持統天皇五年十一月の條に、戊辰、大嘗、神祇伯中臣朝臣大島讀、天神壽詞とあり。天皇は、既にこの前年の正月に御踐祚ありて、其の時にも神

祇伯中臣朝臣大島が天神壽詞を讀みしこと、日本書紀に記したれば、踐祚の式にも、大嘗祭の時にも、中臣が壽詞を奏せしこと、當時既にこれ有りたるなり、業資王記には、中臣が壽詞を奏するは、持統天皇の御時を始めとすと記せり、かくても、大嘗祭の時にも、中臣、壽詞を奏し、忌部、鏡劔を奉るの二事は、平安朝の初世でも行はれたりしかば、貞觀儀式の踐祚大嘗祭儀にも、

辰日(中略)神祇官、中臣、捧賢木、入自儀鸞門、東戸、就版、跪奏、天神之壽詞、詳臣共跪

忌部、鏡劔を  
上る事  
は後世  
停止す

と記されたり、延喜式の記載亦おなじとされど、北山抄に引ける寛平式・清凉抄の記事によりて見るときは、忌部の鏡劔を奉るの儀は、淳和天皇の天長以後、全く絶えたる事と見ゆ、但し、江家次第に、後朱雀天皇の長元九年に、忌部、神器を奉るの儀を奉仕したる由を記したるが、こは、この時限り行はれたるものなるべしかくて、此れより以後は、歴代の踐祚大嘗祭には、唯中臣が天神之壽詞を奏するの儀のみ永く行はるゝことゝなれり、台記別記に、近衛天皇の康治元年十一月の大嘗祭の際の中臣、壽詞を載せたり、これ實に中臣、壽詞の今日に遺存せる唯

一のものなり、今左にこれを載録すべし。

現御神止、大八島國所知、食須、大倭根子、天皇我御前、仁、天神乃壽詞、遠稱辭定奉、  
其久、申須、高天原仁神留座、須皇親神漏岐神漏美乃命、遠持天、八百萬乃神等、  
集倍賜天、皇孫尊波、高天原仁事始天、豐葦原乃瑞穗乃國、遠安國止平介所知、  
天、天都日嗣乃天都高御座、仁御座天、天都御膳、遠長御膳、乃遠御膳止、千秋乃五、  
百秋仁瑞穗、遠平介安久、由庭仁所知、食止事、依志奉氏、天降坐之後、仁、中臣乃遠、  
都、祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前、仁奉仕氏、天忍雲根神、遠天乃二上仁奉、上氏、  
神漏岐神漏美命、乃前仁受給波、申仁、皇御孫尊乃御膳、都水波、宇都志國乃水、  
天都水、遠加立奉、奉止申、遠里事、教給志、依氏、天忍雲根神、天乃浮雲仁乘、氏、天乃、  
二上仁、上坐、氏、神漏岐神漏美命、乃前仁、申、世、天乃玉櫛、遠事、依奉、氏、此玉櫛、遠刺、  
立氏、自、夕日、至、朝日照、天都、詔、戸乃、太、詔、刀言、遠、以、氏、告、禮、如、此、告、波、麻、知、波、弱、  
莊仁、由、都、五、百、篁、生、出、幸、自、其、下、天、乃、八、井、出、幸、此、遠、持、氏、天、都、水、止、所、聞、食、止、事、  
依、奉、支、如、此、依、奉、志、任、任、仁、所、聞、食、由、庭、乃、瑞、穗、遠、四、國、卜、部、等、太、兆、仁、卜、事、遠、持、

氏奉仕留、悠紀仁近江國野洲、主基仁丹波國水上、齋定氏物部乃人等酒造  
 兒酒波粉走灰燒薪採相候稻實公等大嘗會乃齋場仁持齋參來兵今年十一  
 月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐美清麻波利仁奉仕利月内仁日時遊  
 撰定氏獻賀悠紀主基乃黒木白木乃大御酒造大倭根子天皇我天都御膳乃長  
 御膳乃遠御膳止汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁(毛)所聞食氏豊明仁明御座氏天都  
 神乃壽詞遊稱辭定奉賀皇神等母千秋五百秋乃相嘗乃相宇豆乃比奉利堅磐  
 常磐仁齋奉利氏伊賀志御世仁榮志女奉利自康治元年始與天地日月共照  
 志明良志御座事仁本末不傾茂槍乃中執持氏奉仕留中臣祭主正四位上行神  
 祇大副大中臣朝臣清親壽詞遊稱辭定奉久止申又申久天皇朝廷仁奉仕留親  
 王等諸王等諸臣百官人等天下四方國乃百姓諸々集侍見食倍尊食倍歡食  
 倍聞食倍天皇朝廷仁茂世仁八桑枝乃立榮奉仕留倍膳乎所聞食止恐美恐美毛  
 申給波久申

右傍括弧内の校字は、本居翁の玉勝間の説に據りてこれを附したり。

大嘗祭は國家の最も重き大祀なること、上に述べたるが如し、然るに、後南北朝

朝廷の祭祀典  
 禮薄く衰ふ

大嘗祭久しく  
 中絶す

再興

時代に至りて、崇光院の時に、兵亂騷擾によりて、一度この大典を行ひ給はざりし事ありて、後には、朝廷の典禮次第に衰ひ行けるに、文に、この大典も亦舊制の如く盛大に行はせ給ふ事能ざるに至りぬ、されど尙兎も角も行はれたりしを、後將軍權を失して、幕政益亂れ、皇室の式微愈甚しきに至りては、恒例臨時の祭祀典禮をさへ殆ど皆これを停廢したまふの已むを得ざるに至りしより、遂にこの大嘗祭も、後土御門天皇の文正元年十一月に行ひ給ひしを最後として、永く中絶することゝなりたり、かくて、此の後二百二十一年を経て、東山天皇の貞享四年十一月に至りて、御再興あり、大嘗宮を紫宸殿の南庭に造りて、祭儀を行はせ給へり、されど、絶えて久しき御再興の事とて、儀式も備らざるところありて、閑窓自語にも、東山院貞享四年に、かたの如く再興はありけれども、辰日に巳午の節會をたゞ一日の宴會なり、例にかなはざること多かりし云々と記せり、東山天皇の次の中御門天皇の時には、また行はせ給はざりしが、次の櫻町天皇の元文三年十一月に至りて、また御再興あり、その儀、未だ貞觀・延喜の盛觀に復するまでには及ばざりけり、めども、古制舊儀大かた御再興ありしのみならず、爾

後歴朝相ついでこの祭を行はせたまふ事となりて、永く歴朝不刊の大典と定りぬ。

明治の大嘗祭

明治天皇は、慶應三年正月九日を以て踐祚したまひ、翌慶應四年(明治元年)八月二十七日を以て即位の禮を紫宸殿に擧げさせ給ひしが、越えて明治四年十一月十七日、大嘗祭を行はせ給へり、大嘗宮は皇城内吹上山里の禁苑に建てさせらる。これより先、同年三月に、今冬東京に於いて大嘗祭を行はせ給ふ旨の御布告あり。四月、勅使を遣してその由を孝明天皇の山陵に告げたまひ、又事を掌るべき諸官を任じ給ふ。五月に入りて、國郡の卜定あり、悠紀は甲斐國巨摩郡、主基は安房國長狹郡と定めらる。かくて、九月に至りて、拔穂使の差遣あり。十月二十七日、皇大神宮・豐受大神宮に由奉幣あり。翌日更にまた兩宮に對して大奉幣あり。十一月月上旬に至りて、神祇省内の神殿と、皇靈殿とに奉幣あり。また賀茂兩社・氷川神社・男山八幡宮をはじめとして、諸國の官幣・國幣の諸社にもそれぞれ奉幣あり。十一月十五日には、大嘗宮地鎮祭・神門祭れよび悠紀主基兩殿祭を行ひ、また宮中にて節折れよび大祓式を行はせ給ひしが、この日、また左の告諭を下

大嘗祭に関する告諭

して、大嘗祭を行はせたまふ故由をば、あまぬく天下に知悉せしめ給へり。

大嘗祭に付、先般太政官御布告有之候處、左之通重き御趣意に付、此旨地方未々に至迄、無<sub>レ</sub>洩深切可<sub>ニ</sub>申諭<sub>一</sub>候事、

告諭

大嘗會之儀は、天孫瓊瓊杵尊降臨の時、天照大御神詔して、豐葦原瑞穗國は、吾御子の所知國と封し玉ひ、乃齋庭の穂を授け玉ひしより、天孫日向高千穂宮に天降たまし、始て其稻種を播て、新穀を聞食す。是れ大嘗新嘗の起原也。是より御歷代年々の新嘗祭あり。殊に御即位繼體の初に於て、大嘗の大義を行ひ玉ふことは、新帝更に斯國を所知食し、天祖の封を受玉ふ所以の御大禮にして、國家第一の重事なり。其義、本月卯日宸儀恭く天祖・天神・地祇を饗祀たまし、辰日、高御座に御して新穀の饗饌を聞食し、即酒饌を百官群臣に賜ふ。是を豐明節會と云ふ。夫穀は天祖の授與し玉ふ所、生靈億兆の命を保つ所のものにして、天皇斯生民を鞠育し、以て其恩頼を報し、天職を奉し玉ふこと、斯の如し。然則此大嘗會に於けるや、天下萬民謹て御趣旨を奉戴し、當日人民休

業、各其地方産土神を参拜し、天祖の德澤を仰ぎ、隆盛の洪福を祝せずんばあ  
るべからざる也。

大嘗祭當日の  
祭儀・豊明節  
會

かくて、十一月十七日、即ち大嘗祭の當日に至れば、午後六時、天皇は太政大臣三  
條實美以下の重臣を従へて、大嘗宮に行幸あり、廻立殿に出御ありて、御湯殿の  
事あり、帛の御衣を御祭服に改めさせ給ひ、まづ悠紀殿に御して御親祭あり、畢  
りて廻立殿に還御、次に皇后の御拜あり、次いで、天皇、主基殿に御して御親祭あ  
り、その儀すべて悠紀殿にれなじ、この日、また勅使をして皇靈殿の御祭典をも  
行はしめたまひき、翌十八日には、豊明節會あり、神祇大輔福羽美静、天神壽詞を  
奏し、太政大臣三條實美、宣命を宣して、奏任官以上に饗饌を賜ふ、十九日、また同  
節會ありて、三條太政大臣宣命を宣し、膳香間祇候および非役華族に饗饌を賜  
ひ、また各省判任官れよび地方官、その他外人等にも、それぞれ其の省廳に於い  
て饗宴を下し賜はりたり、而して十七・八の兩日には、陸海軍は祝砲を放ちて敬  
意を表しぬ。

悠紀・主基の  
和歌

またこの時に奉れる悠紀・主基の和歌は、

悠紀國名所

白 嶺 巨摩郡

作者 神祇大輔 福羽美静

青 柳 同 郡

作者 宣教權中博士 八田知紀

大御代の風にしたがふ民草の姿を見するあをやぎの里

主基國名所

長狭川 長狭郡

作者 神祇少輔 門脇重俊

岩間行く水のみどりも長狭川いざよふ瀬々の末深むらむ

蓬 島 同 郡

作者 神祇大録 飯田年平

名細しき蓬が島は君が代の長狭縣の神やつくりし

現代の制、大嘗祭は、諒闇を畢りたる後、秋冬の交、京都に於いて、即位の大禮を舉  
げさせ給ひて後、引續きこれを行はせ給ふ事なる由は、既に記したるが如し。皇  
典範第十一條、登極令第十八條、而して、これに關する詳細の事は、登極令および同附式  
に、於いて規定せられたり。

大嘗祭に關す  
る現代の制

大禮使を置く  
賢所・皇靈殿・  
神殿へ奉告  
神宮及び五陵  
へ奉幣  
悠紀・主基の  
齋田  
期日の公告

拔穂使

大嘗祭前一日  
鎮魂の式あり

まづ即位の禮れよび大嘗祭を行ふときは、其の事務を掌理せしむる爲めに、宮中に大禮使を置き、その期日定りたるときは、これを賢所・皇靈殿・神殿に奉告し、また勅使をして、伊勢神宮・神武天皇山陵竝に前帝四代の山陵に奉幣せしめ給ふ。また宮内大臣・國務各大臣の連署を以てこれを公告あり。登極令第五六七條また、大嘗祭の齋田は、京都以南を悠紀の地方とし、京都以西以北を主基の地方として、その地方は、これを勅定したまふ事と定められたり。古へは、龜卜によりて國郡の卜定ありたれど、今はその制なし。さて、いよいよ悠紀・主基の地方を勅定ありたるときは、宮内大臣は地方官をして齋田を定めしめ、その所有主に對して新穀を供納するの手續を爲さしむ。かくて、稻實成熟の期至りたるときは、勅使を發遣し、齋田に就きて拔穂の式を行はしむ。登極令八、九、十條これ等皆、古來の慣例によりて、この新令を定めたまへるものなり。

大嘗祭の前一日に至りて、鎮魂の式あり。この鎮魂の式は、毎年新嘗祭を行ふ前一日、綾綺殿に於いて行はせらる。鎮魂の式と同じきものなる由、登極令附式に見ゆ。登極令第十三條、同附式、第十六條、そもそも鎮魂祭は、我が國に上古より行はれ

來りし祭儀にして、天皇の御魂を鎮安して、聖壽の長久を祈る祭なり。神武天皇の時、宇麻志麻治命、その父饒速日命が將ち來りし天璽瑞寶といふを、殿内に齋ひつまりて、天皇皇后の御爲めに、御魂を崇鎮し、壽祚を祈禱せしことあり。鎮魂祭はこれより起れりと舊事本紀に記せり。日本書紀には、招魂の二字をミタマフリスと訓させ、合義解にも、招離遊之運魂、鎮身體之中府、故曰鎮魂、と見えたるにて、その決して今日の招魂祭なるものと同じからざるを知るべし。この鎮魂祭は、ひとり天皇の爲めに行ひたるのみならず、後には皇后・東宮・中宮の御爲にも鎮魂祭を行へり。神祇令の制に、十一月下卯日の大嘗祭(新嘗祭)の前日(寅日)に、鎮魂祭を行ふこと、と定め給ひしより、新嘗祭の前日に、この祭を行ふこと、永く後世の例となりぬ。現代の制、亦毎年、新嘗祭の前日に鎮魂祭を行はせ給ふ。さればこの大嘗祭前一日の鎮魂の式は、全く我が國舊來の制に基づきたまへるものなり。

大嘗祭を行はせたまふ當日に至れば、まづ賢所に大御饌供進の御儀あり。掌典長祝詞を奏し、天皇の御代拜を侍從奉仕し、皇后の御代拜を女官奉仕す。附登極令

大嘗祭當日賢  
所大御饌供進  
の儀



神宮・皇靈殿・神殿並に官國幣社に奉幣あり

この日、また勅使を遣して、神宮・皇靈殿・神殿ならびに官國幣社に奉幣の御事あり。登極令第十二條これ皆、今日の大嘗祭を、天祖天照大御神をはじめ奉りて、歴代の皇靈、天神地祇に奉告せしめたまふものなるぞいと畏き。

大嘗祭當日大嘗宮の儀

謹みて、茲に大嘗祭當日の大嘗宮の御儀を記せば、まづ當日早旦大嘗宮を裝飾す。大嘗宮は蓋し御所以外の地に設けらるゝものなり。既にして、時刻至りて大嘗宮の外門を開けば、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人の召を蒙りたるもの朝集所に參集す。その服装は、即位の禮當日賢所大前の儀の時のに同じ、女子は袴袴を以て大禮服に代ふ。次に皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・頓宮に參著したまふ。次いで天皇・皇后・頓宮に著御あり。頓宮とは假宮の義にして、大嘗宮の傍に設けさせ給ふものなり。既にして、儀仗兵正門外に整列すれば、大禮使高等官二十人は、南北兩面の神門(鳥居)の外掖に左右各三人づゝ、東西兩面の神門の外掖に左右各二人づゝ、參進して、衛門の本位に就く。その服装は、束帶(冠は卷纓・綏・纒袍は關腋纒著・單・下襲・半臂・大口・表袴・石帶)にして、劔(平緒を附す)を帶し、平胡籙(箭を挿む)を負ひ、弓を持ち、淺沓を穿ち、また小忌衣オホトキイを加へ、冠に

悠紀殿供饌の儀

日蔭蔓ヒカゲノカマヅを著く。小忌衣とは、専ら祭祀の時に用ふる齋服にして、山藍にて青く摺りたる模様有れば、また青摺アヲイともいふ。小忌オホトキに對して大忌オホトキといふ事あり。即ち小齋オホトキ・大齋オホトキの義にして、小忌は嚴なる齋物忌、大忌は能なる齋物忌のことなり。次に、大禮使高等官左右各六人、南面の神門の内掖に參進して、威儀の本位に就く。その服装は、束帶(冠は卷纓・綏・袍は縫腋・單・下襲ヒカゲノカマヅ・著・大口・表袴・石帶)にして、劔(平緒を附す)を帶し、胡籙コリク箭を挿む)を負ひ、弓を持ち、淺沓を穿ち、また小忌衣オホトキイを加へ、日蔭蔓を著く。但し前列者は黒袍、後列者は緋袍次に、悠紀・主基兩殿の神座を奉安す。こは掌典長・掌典次長が、掌典および掌典補を率ゐて奉仕するものにして、その服装は束帶勅任官及び四位以上の者にありては黒袍、奏任官及び五位以上の者にありては緋袍、この他の者にありては纒袍にして、いづれも纒著ヒカゲノカマヅにして、小忌衣を加へ、日蔭蔓を加ふ。樂官も亦これに同じ。かくて、神座の奉安をばれば、次いで掌典長は縮服ヒカゲノカマヅ魚服イサノケを各殿の神座に安く。次いで、各殿に齋火の燈燎を點じ、(掌典・掌典補を率ゐてこれを奉仕す)亦これと同時に庭燎を燒く。

既にして、時刻(新嘗祭の例によれば、午後六時頃)到れば、天皇は廻立殿に渡御あ

りて、小忌御湯を召させ給ひ、御祭服に召換へ給ひ、御手水の後、御笏を執らせ給ふ。これ等は皆侍従の奉仕するところなり。御祭服と申すは、御冠は、御幘とて、御冠の纓を、巾子の前へ二折にして、白絹にて結ばせ給ひしを召させたまひ、これは、重祀の時の天皇の御儀なり。御齋衣に、御下襲・御相・御單・御表袴・御大口・御石帯・御襪をば召させたまふなり。この間に、御供奉の皇太子・親王・王をはじめ奉り、宮内大臣・内大臣・侍従長・大禮使長官・式部長官・侍従・式部官等皆服裝を易ふ。その服裝は、束帶・纒著・帶劔にして、小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く。次に皇后も亦廻立殿に渡御ありて、御服を換へ給ひ、御手水の後、御檜扇を執らせたまふ。これ等は皆女官の奉仕するところなり。この間に、御供奉の皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王をはじめ奉り、皇后宮大夫・大禮使次官・式部官等皆服裝を易ふ。この服裝は、男子は束帶・纒著・帶劔にして、小忌衣を加へ、日蔭蔓を著け、女子は、五衣・唐衣・裳にして、小忌衣を加へ、日蔭絲並びに心葉を著く。

既にして、大禮使高等官、さきに朝集所に參集せる諸員を前導して、南面の神門外の帷舎に參進して、各、その本位に就けば、やがて、樂官は膳屋にて稻舂歌を發

し、掌典は掌典補を率ゐて神饌を調理することを奉仕す。次いで、悠紀殿南庭の帳殿に庭積の机代物を安ければ、掌典長は、本殿に參進して、祝詞を奏す。畢りて、天皇、廻立殿より悠紀殿に進御あらせらる。式部長官・宮内大臣前行し、侍従左右各、一人脂燭を執る。御前侍従は劔璽を奉じ、御後侍従は御萱蓋を捧持し、御綱を張る。侍従長・侍従・侍従武官長・侍従武官は御後に候し、皇太子・親王・王をはじめ奉り、國務各大臣・樞密院議長・内大臣・大禮使長官等皆供奉す。この時、掌典長は本殿南階の下に候し、式部官左右各、一人脂燭を乗りて南階の下に立つ。次に、侍従、劔璽を奉じて南階を昇り、外陣の帷内に參進して、劔璽を案上に奉安し、西面の帷外に退下して、簀子に候すれば、天皇、外陣の御座に著御あり。こゝに於いて、侍従長・掌典長は南階を昇りて、簀子に候す。この時、皇太子・親王・王をはじめ奉り、國務各大臣以下供奉の諸員は、本殿南庭の小忌の帷舎に著床す。次いで、皇后も亦本殿南庭の帳殿に進御あり。式部次官・皇后宮大夫前行し、式部官左右各、一人脂燭を乗る。女官御後に候し、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使次官供奉す。皇后、帳殿の御座に著御あれば、女官殿外に候し、この時、皇太子妃・親王妃・内親

王・王妃・女王をはじめ奉り、その他の供奉諸員も、殿外の小忌の幄舎に著床す。既にして、大禮使高等官(服装は、束帯・織著帶・劔にして、小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く)は、樂官を率ゐて、本殿の南庭の本位に就き、悠紀の地方長官(服装は、大禮使高等官におなじ)また樂官を率ゐて、大禮使高等官の東方の本位に就く。既にして、國栖の古風を奏し、次いで悠紀地方の風俗歌を奏す。これ等皆、古來の舊儀に基づきたまへるものなる事、吾人の既に述べたるところによりて知るべし。これ等の奏進畢れば、やがて皇后の御拜禮あり、次いで、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王、拜禮あらせらる。次いで、諸員また拜禮し奉れば、やがて、皇后廻立殿に還御あらせらる。供奉は、すべて進御の時におなじ。

皇后還御の後、皇太子・親王・王は本殿に參進、南階を昇りて簀子に候し給ふ。やがて、本殿南庭の廻廊に神饌の行立あり。神饌の行立とは、神饌および祭器等を豫め運びおくことなり。その儀まづ、掌典補左右各一人、脂燭を乗りて進めば、次いで、掌典一人づつ、削木を執り、海老鱗鹽槽を執り、多志良加を執りて進む。ついで、陪膳の女官一人(服装は、五衣・唐衣・裳に小忌衣を加へ、日蔭絲並に心葉を著

く)御刀子筥を執り、後取の女官一人(服装、上におなじ)御巾子筥を執りて進む。これに次いで、一人の女官(服装は、白色帛畫衣・唐衣・紅切袴・青摺袴に、日蔭絲並に心葉を著く)以下の女官、皆同じは神食薦を執り、一人の女官は御食薦を執り、一人の女官は御箸筥を執り、一人の女官は御枚手筥を執り、一人の女官は御飯筥を執り、一人の女官は鮮物筥を執り、一人の女官は干物筥を執り、一人の女官は御菓子筥を執りて進む。ついで、一人の掌典は鮑汁漬を執り、一人の掌典は海藻汁漬を執り、掌典補二人は、空盞を執り、れなじく掌典補二人は、御羹・八足机を昇き、同二人、御酒・八足机を昇き、同二人、御粥・八足机を昇き、同二人、御直會・八足机を昇きて進む。即ちこれ等は、皆、神饌もしくは供饌の調度なり。次に、削木を執れる掌典、本殿の南階の下に立ちて警蹕を稱ふれば、この時、神樂歌を奏す。やがて、天皇は進んで内陣の御座に著御あり。皇太子・親王・王・侍從長・帶劔を解く。掌典長も、外陣の幄内に參入して奉侍す。こゝに於いて、天皇、御手水ありて、陪膳の女官奉仕す。さきに掌典以下の行立せし神饌を御親供あらせられ、御拜禮、御告文を奏せさせたまひ、ついで御直會あらせらる。既にして、陪膳の女官、神饌の撤

主基殿供饌の儀

下を奉仕し、御手水を供し、次いで撤下の神饌を更に膳舎に行立撤下し畢れば、天皇は、進御の時と同一の供奉にて、廻立殿に還御あらせらる。次いで、各員も退下す。これにて悠紀殿の御儀は全くをはりたるなり。

既にして、更に時刻の到るを待ちたまひて、天皇は、小忌御湯を召させ給ひ、御祭服に召し換へさせ給ひて、主基殿に進御あらせらる。その時刻は、新嘗祭の例によれば、翌日の午前一時頃なるべし。主基殿に於ける供饌の御儀は、全く悠紀殿に於けると同一なり。

そもそも此の登極令に定めたまへる悠紀殿・主基殿の御祭儀は、遠く太古より行はれ來りし舊慣古禮に基づきて制定せられたるものにして、申すも畏き事ながら、その御儀、真に古朴純直にして、神聖嚴肅を極め、以てよく報本反始の誠を盡したまふものと申し奉るべきなり。而して、此の令に於いて、皇后廻立殿に渡御ありて、帳殿まで進ませられ、御拜あらせらるゝ由を、特に定め給へるは、これ全く此の令の新制にして、古代にその事なき所なりとす。明治天皇の大嘗祭にも、皇后の御拜ありきと承る。

かくて、いよいよ即位の大禮及び大嘗祭訖りたるときは、大饗を賜ふ。この大饗は二日ありて、第一日には、豊樂殿に於いてこれを行はせられ、第二日には、二條離宮に於いて、これを行はせらる。また大饗の夜宴もあり、これ等の大饗は、古の大嘗祭の節會に相當するものにて、兩日の大饗は、辰、日の悠紀節會、巳、日の主基節會に、午、日の豊明節會を合して行はせらるゝものといふべく、また二條離宮にて行はせらるゝ大饗の夜宴は、清暑堂の神宴御遊に比すべからむ。今、登極令附式によりて、即位禮及び大嘗祭後の大饗の模様をこゝに記すれば、

大饗第一日の儀は、まづ當日早旦豊樂殿を裝飾す。その儀、本殿の北廂に、千年松山水をゑがきたる錦軟障ニシキニシヤウを設け、東北隅に悠紀地方の風俗歌の屏風を立て、西北隅に主基地方の風俗歌の屏風を立て、錦軟障とは、絹にて作りて、錦の縁をとり、紐をもて壁代の如く懸くるものなり。また、風俗歌を書きたる屏風を立て、そのことも、中古以來の慣例なり。さて母屋モヤの四面には、壁代を作りてこれを擧げ、其中央に天皇の御座(平鋪御座)を設け、その東方に皇后の御座(平鋪御座)を設く。各、御椅子並に御臺盤を立つ。古へは、皇后の臨御なかりし故、御座を設くるの制な

即位禮及大嘗祭後人饗第一日の儀

かりしが、此の合には、皇后臨御の新制を立てたまひたれば、この事あるなり。また、古へは、悠紀の節會と主基の節會とを、兩日に分ちて行ひたまひしにより、中古には、悠紀の御帳・主基の御帳とて、兩日に用ひさせ給ふ御帳をば、別々に作りて、天皇の御座を設けたりしを、近古に至りてよりは、御座の御帳は一つにて、その廻りに悠紀の屏風を立て、悠紀の御帳となし、主基の屏風を立て、主基の御帳と定むることゝなせり。然るにこの合にては、悠紀・主基の節會を區別して行はせ給ふにあらざるが故に、かく悠紀・主基の兩屏風をば兩隅に立て並べて、大饗を行はせ給ふことゝせられたるなり。また、南東西の三方の廂の周圍には、青簾を懸けてこれを擧げ、その内に、諸員陪宴の第一座を設けて、床子シヤウツ並に臺盤シヤウバンを立つ。床子は、床机シヤウキともいふ。四脚の腰掛なり。臺盤は、食器を載する臺なり。さて又、顯陽・承歡・觀德・明義の各堂には、後面に綵綾軟障とて、綵りたる綾にて縁とりたる軟障センヤウを懸け、前面に青簾を懸けてこれを擧げ、その内に諸員陪宴の第二座を分設す。こゝにも床子・臺盤を立つること、廂におなじ。また、南庭の中央には舞臺を構へ、その東南隅には樂官の幄を設く。

かくて、時刻到りて、儀鸞・逢春・承秋・嘉樂・高陽の各門を開けば、これより先、召を蒙りて朝集所に參集せる文武高等官・有爵者・優遇者並に夫人、および外國交際官並に夫人は、その服装は、即位禮當日賢所大前の儀の時のにおなじ。大禮使高等官の前導によりて、殿上の廂または顯陽・承歡・觀德・明義の各堂に參進して、各、その本位に就く。やがて式部官警蹕を稱ふれば、天皇・皇后出御ありて、御座に著御あらせらる。天皇は御正裝を召させられ、式部長官・宮内大臣前行し、侍從劔璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後に候し、また皇太子・親王・王をはじめ奉り、内大臣・大禮使長官供奉す。皇后は御大禮服を召させられ、式部次官・皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、また皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王をはじめ奉り、大禮使次官供奉す。天皇御座に著御のとき、侍從劔璽を案上に奉安すること、申すも畏し。かくて、供奉員各、その本位に就けば、やがて勅語を下し賜ふ。内閣總理大臣奉對し、次いで外國交際官首席者奉對す。次に天皇・皇后に白酒・黒酒を供し奉れば、侍從・女官奉仕す。また諸員にも白酒・黒酒を賜はる。次いで、式部長官・悠紀・主基兩地方獻物の色目を奏すれば、内舍人この時兩地方の獻物を

かりしが、此の令には、皇后臨御の新制を立てたまひたれば、この事あるなり。また古へは、悠紀の節會と主基の節會とを、兩日に分ちて行ひたまひしにより、中古には、悠紀の御帳・主基の御帳とて、兩日に用ひさせ給ふ御帳をば、別々に作りて、天皇の御座を設けたりしを、近古に至りてよりは、御座の御帳は一つにて、その廻りに悠紀の屏風を立て、悠紀の御帳となし、主基の屏風を立て、主基の御帳と定むることゝなせり。然るにこの令にては、悠紀・主基の節會を區別して行はせ給ふにあらざるが故に、かく悠紀・主基の兩屏風をば、兩隅に立て並べて、大饗を行はせ給ふことゝせられたるなり。また、南東西の三方の廂の周圍には、青簾を懸けてこれを擧げ、その内に、諸員陪宴の第一座を設けて、床子シヤウツ並に臺盤を立て、床子は、床机シヤウキともいふ。四脚の腰掛なり。臺盤は、食器を載する臺なり。さて又、顯陽・承歡・觀德・明義の各堂には、後面に綵綾軟障とて、綵りたる綾にて縁とりたる軟障センヤウを懸け、前面に青簾を懸けてこれを擧げ、その内に諸員陪宴の第二座を分設す。こゝにも床子・臺盤を立てること、廂におなじ。また、南庭の中央には舞臺を構へ、その東南隅には樂官の幄を設く。

かくて、時刻到りて、儀鸞・逢春・承秋・嘉樂・高陽の各門を開けば、これより先、召を蒙りて朝集所に參集せる文武高等官・有爵者・優遇者並に夫人、および外國交際官並に夫人は、その服裝は、即位禮當日賢所大前の儀の時のにおなじ。大禮使高等官の前導によりて、殿上の廂または顯陽・承歡・觀德・明義の各堂に參進して、各、その本位に就く。やがて式部官警蹕を稱ふれば、天皇・皇后出御ありて、御座に著御あらせらる。天皇は御正裝を召させられ、式部長官・宮内大臣前行し、侍從・劍璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後に候し、また皇太子・親王・王をはじめ奉り、内大臣・大禮使長官供奉す。皇后は御大禮服を召させられ、式部次官・皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、また皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王をはじめ奉り、大禮使次官供奉す。天皇御座に著御のとき、侍從・劍璽を案上に奉安すること、申すも畏し。かくて、供奉員各、その本位に就けば、やがて勅語を下し賜ふ。内閣總理大臣奉對し、次いで外國交際官首席者奉對す。次に天皇・皇后に白酒・黒酒を供し奉れば、侍從・女官奉仕す。また諸員にも白酒・黒酒を賜はる。次いで、式部長官・悠紀・主基兩地方獻物の色目を奏すれば、内舍人この時兩地方の獻物を

南榮に排列す。次に、天皇・皇后に御膳並に御酒を供し、(侍従・女官奉仕す)また諸員にも膳並に酒を賜はる。次に久米舞を奏しをれば、天皇・皇后に御殺物を益供し、侍従・女官奉仕す)また諸員にも殺物を益賜あり。次に、悠紀・主基兩地方の風俗舞を奏し、ついで大歌および五節舞を奏し、畢れば天皇・皇后に挿華を供し、侍従・女官奉仕す)また諸員にも挿華を賜はるなり。こゝに於いて、賜宴滞りなく畢り、天皇・皇后は、供奉警蹕出御の時の如くにして入御あらせらる。次いで、各員退下し、こゝに大饗第一日の儀はをばりを告ぐ。但し、當日、文武官・有爵者・優遇者並に夫人にして、召されざる者には、各、その所在地に於いて饗饌を賜はる。

大饗第二日の儀は、二條離宮にて行はせらる。當日、また文武高官・有爵者・優遇者並に夫人、および外国交際官並に夫人、その服装は、大饗第一日のに同じを召したまひ、天皇・皇后臨御ありて宴を賜ふ。この日は、勅語なく、白酒・黒酒の御事なく、悠紀・主基兩地方の獻物の事もなく、また久米舞・風俗舞・大歌および五節舞の奏も有らざれば、第一日に比して簡略なりといへども、奏樂の間に賜宴あり、頗るその歡を盡したまふ。

大饗第二日の儀

大饗夜宴の儀

大饗夜宴の儀も亦二條離宮にて行はせらる。當日、また文武高官・有爵者・優遇者並に夫人、および外国交際官並に夫人、その服装は、踐祚後朝見の御儀の時のに同じを召したまひ、天皇・皇后臨御ありて宴を賜ふ。舞樂(萬歳樂・太平樂の二曲)の奏あり、次いで奏樂の間に宴を賜ふ。その盛儀、想ふべきなり。

即位及び大嘗祭後、神宮・五陵に親謁あり

皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王をはじめ奉り、宮内大臣・内大臣・大禮使長官・皇后宮大夫等、悉く皆供奉し奉る。その親謁の御儀につきては、登極令附式に規定あれども、今は省略す。登極令第十條、同附式茲に吾人の特に記しおきたきことは、この親謁の御事たる、是れ實に、天皇が、敬神崇祖の大義を明らかにし、報本反始の大孝を申べさせたまふ所以なれば、我れ等臣民たる者は、深く聖慮の存するところを感銘服膺して、ますます敬神崇祖の道に心を盡すことを期すべき事、是れなりとす。

かくて、即位の禮及び大嘗祭全く訖りて、東京の宮城に還幸したまひたる時は、

東京に遷幸後、  
皇靈殿・神殿  
に親謁あり、  
又賢所御神樂  
の儀あり

大嘗祭

天皇は皇后と共に皇靈殿・神殿に親謁ありて御拜禮あり。また賢所の温明殿に還御の後賢所御神樂の御儀をも行はせたまふ。かくて、茲に至りて、全く踐祚登極の祭儀大禮を畢へたまふ。今、新帝踐祚より大嘗祭を訖らせ給ふまでの事もを左に表記すべし。

概括

踐祚

先帝の崩後、新帝直に踐祚し給ひ、劔璽渡御の御儀あり。  
賢所にて三日間御祭典あり。その第一日には、皇靈殿・神殿の奉告祭あり。  
朝見の御儀あり。  
改元の詔書を發せらる。  
大禮使を置く。  
賢所・皇靈殿・神殿へ期日奉告あり。神宮・神武天皇山陵及び前帝四代の山陵へは、勅使を遣して奉幣あり。また一般へも公告せらる。  
悠紀・主基兩國の齋田の勅定あり。次いで齋田拔穂の御事あり。

即位

天皇、皇后と共に賢所を奉じて京都に行幸し給ふ。  
即位の禮當日、賢所大前の御儀あり。また皇靈殿・神殿の奉告祭あり。  
即位の禮當日、紫宸殿の御儀あり。  
即位の禮後一日、賢所御神樂を行はせらる。  
大嘗祭前一日、鎮魂祭あり。  
大嘗祭當日、神宮・皇靈殿・神殿および官國幣社へ勅使を遣して奉幣あり。  
大嘗祭當日、賢所へ大御饌供進の御儀あり。  
大嘗宮の悠紀殿・主基殿に於いて、大御饌供進の御儀あり。  
大嘗祭後、大饗第一日の儀、大饗第二日の儀、および大饗夜宴の儀あり。  
天皇、皇后と共に神宮・神武天皇山陵および前帝四代の山陵に親謁し給ふ。

大嘗祭

大嘗祭



天皇、皇后と共に、賢所を奉じて東京に還幸し給ふ。  
還幸の後賢所御神樂あり、また皇靈殿・神殿へ親謁あり。

### 第三章 諡號・大喪および山陵

#### 第一節 諡 號

歴代の天皇の御稱號に、大凡三種の別有るが如し。尊號・諡號および追號これなり。

尊 號  
皇國風の尊號

尊號とは、聖徳を贊嘆褒美して稱し奉る稱にして、神武天皇を神日本磐余彥火  
火出見天皇と稱し、懿徳天皇を大日本彥耜友天皇と稱し、孝安天皇を日本足  
彥國押人天皇と稱し、孝靈天皇を大日本根子彥太瓊天皇と稱し、孝元天皇を大  
日本根子彥國牽天皇と稱し、開化天皇を稚日本根子彥太日天皇と稱し、崇神天  
皇を御間城内彥五十瓊殖天皇と稱し、また欽明天皇を天國排開廣庭天皇、推古天  
皇を豐御食炊屋姫天皇、天智天皇を天命開別天皇、天武天皇を天淳中原瀛眞

漢風の尊號

人天皇、持統天皇を高天原廣野姫天皇と稱し奉るが如き、これなり。日本書紀に  
載せたる、神武天皇以後持統天皇までの歴代の御稱號は、大かた是れなり。案ふ  
に、これ等は、多くは天皇の御諱または御諱に縁因ある語を基として、これに帝  
徳を贊嘆褒稱する語を附け加へて、尊號として稱し奉りたるものなるが如し。  
而して、これ等の尊號の中には、天皇の御在世中に、その徳澤をたへて稱し奉  
りたるも有るべく、又その崩後に稱へ奉りたるもあるなるべし。後の場合のも  
のは、次にいふ所の諡號と、同一の性質のものに屬すべし。雖も、史に明記なき  
を以て、今暫く尊號としてこれを茲に擧ぐることになせり。

以上の皇國風の尊號に對して、漢風の尊號もありたり。聖武天皇の崩後に、勝寶  
感神聖武皇帝の尊號を奉りたまひ、淳仁天皇の天平寶字二年八月また孝謙天  
皇に對し奉りて、その生前に、百官より上表して、寶字稱徳孝謙皇帝の尊號を奉  
りたるが如き、淳仁天皇の天平寶字二年八月即ちこれなり。かく前例なき漢風  
の尊號を奉りたるは、これ全く滔々として唐風をまねぶに急なりし當時の時  
代思想に依るものにして、寶字稱徳孝謙皇帝の尊號を奉ると同時に、皇太后に

對して天平應眞仁正皇太后の尊號を奉りたるも、亦全く同一軌に出でたるものなりとす。

諡號

皇國風の諡號

諡號にも二種あり。一は皇國風の諡號にして、一は漢風の諡號なり。皇國風の諡號は、文武天皇の大寶三年に、太上天皇持統に諡して、大倭根子天之廣野日女尊と稱し奉りたまへるを始めとして、元明天皇の時には、文武天皇に諡して倭根子豐祖父天皇と稱したまひ、宗豐祖父天皇と記せり。また次の元明・元正の二天皇に對しては、次帝より諡號を奉りたまへること、史に明記せざれども、續日本紀に、元明天皇を日本根子天津御代豐國成姫天皇と記し、元正天皇を日本根子高瑞淨足姫天皇とせるによりて見れば、その並に諡號たること、疑なきに似たり。大日本史の聖武天皇は、出家歸佛し給へるが故に、孝謙天皇の天平勝寶八年、勅して諡を奉らざる由を制せられたりしが、後、淳仁天皇の天平寶字二年に至りて、勝寶感神聖武皇帝の尊號を上ると同時に、天璽國押開豐櫻彦尊てふ皇國風の諡號をも奉りたまへり。次の孝謙天皇も、深く佛法に歸依して、早く出家したまひしかば、崩後に諡號なかりき。續日本紀には、天平寶字二年に百官より上

りたる寶字稱德孝謙皇帝の尊號を以て、天皇を稱し奉れり。後世、天皇の前位を孝謙と稱し、重祚の時を稱德と稱し奉れるは、この尊號を分ちて稱し奉れるものなり。次の淳仁天皇は、淡路に廢謫せられ給ひしかば、後世永く諡號の事なかりしが、淳仁天皇をば、永く廢帝とのみ稱し奉り來りしを、明治三年七月に至りて、淳仁の諡號を奉りたまへり。次の光仁天皇に對しては、天宗高紹天皇の諡號を上り、次の桓武天皇に對しては、日本根子皇統彌照尊の諡號を上り、次の平城天皇に對しては、日本根子天推國高彥尊の諡號を上り、次の淳和天皇に對しては、日本根子天高讓彌遠尊の諡號を上られたること、それぞれ史に明記あり。而して、皇國風の諡號を奉られたる事實の國史に明記あるは、實に上記の諸帝に過ぎず。

漢風の諡號

漢風の諡號の制は、令に始めて見えたり。即ち、公式令の中に、天皇、諡の目ありて、その義解に、諡者累生時之行迹、爲三死後之稱號、即經緯天地、爲文、撥亂反正、爲武之類也と見たり。漢風の諡號は、全く支那の制に倣へるものにして、神武より桓武に至るまでの歴代の御諡號、および、桓武以後の、仁明・文德・光孝・崇德・安德・順

神武以下の漢風の諡號を何人か撰定せしむ

德・仲恭・光格・仁孝・孝明の御諡號は悉く皆この漢風の諡號なり。神武以下の漢風の諡號を、何時何人が撰定して追稱し奉りしかに就きては、諸説ありて明かならず。卜部懷賢の釋日本紀には、神武等、諡者、淡海御船奉勅撰也と記し、本居宣長翁なども、この説に據りて、桓武天皇の朝に淡海御船が撰定せしものなるべしと論定せられたり。然るに、親長卿記の文明三年二月十三日の條には、神武已來至文武四十二代者是淡海公所製云々とありて、淡海公藤原不比等の撰定にかゝれりとなせり。伴信友氏はまた、その著比古婆衣の中に、懷風藻の記事に據れば、元明天皇の時にはじめて前代の文武天皇に漢様の御諡を奉られたるものと考へらるゝに依り、漢ざまの諡號は、延暦以前既にはやくより存在せしに相違なしと推定せり。案ふに、今の制に、既に諡號の制有れば、皇國風の諡號を奉らるゝことの外に、漢風の諡號を奉らるゝことも、奈良朝時代の初より、既に存在せしならむか。されど、史に明徴を缺けるをいかゞはせむ。

漢風諡號の中絶と再興

漢風の諡號は、桓武天皇以後に至りて、その例甚だ少くなり、遂に順德天皇より後には、この事永く中絶せしが、近代仁孝天皇の時に及びて、御父光格天皇の崩

追號

御在所號

院號

後に、絶えて久しき御諡號の儀を御再興ありたり。かくて、光格・仁孝・孝明の三代は、引續き漢風の諡號おはしなれり。また、弘文天皇・淳仁天皇・仲恭天皇の御諡號は、明治三年七月に至りて、これを奉り給へるなり。

桓武天皇以後、漢風の諡號漸く稀れるに至りて、追號は起れり。追號にも種々あり。(一)その主なるものは御在所號なり。奈良に宮居したまひしが故に、平城天皇と追號し、また嵯峨院・淳和院・清和院・陽成院・朱雀院・冷泉院・圓融院・華山院におはしなれり。が故に、嵯峨天皇・淳和天皇・清和天皇・陽成天皇・朱雀天皇・冷泉天皇・圓融天皇・華山天皇と追號し奉れるが如き、是れなり。これ即ちいはゆる院號の由りて起る所以なり。この外、一條・三條・白河・堀河・鳥羽・近衛・二條・六條・高倉・四條・龜山・伏見・光嚴北朝・光明北朝・正親町・櫻町天皇等は、皆御在所號によれる追號なりとす。すべて院とは、一種の建物の稱にして、必ずしも皇室の離宮のみに限らず、臣下のものにてもこれを院と稱せしこと、例へば源融の河原院などの如し。また清和院・華山院などの如き寺院をいへり。かくて、讓位の天皇の嵯峨院・淳和院・清和院・陽成院・朱雀院・冷泉院・圓融院・華山院等におはしなれり。より、そ

御陵地號  
前帝號に後字  
を加ふ

前帝の謚號を  
併せて追號を  
年號を追號す

の御在世の時より、御在所によりて某院と稱し奉りしを、崩後にも、その稱のま  
まに、同じく某院と稱し奉れるなり。次に (一)御陵地號によれる追號あり、醍  
醐天皇・村上天皇・東山天皇これなり。次に (二)前帝號に後の字を加へたる追號  
あり。後一條・後朱雀・後冷泉・後三條・後白河・後鳥羽・後堀河・後嵯峨・後深草・後宇  
多・後伏見・後二條・後醍醐・後村上・後光嚴北朝・後龜山・後圓融北朝・後小松・後花園・後  
土御門・後柏原・後奈良・後陽成・後水尾・後光明・後西院・後櫻町・後桃園天皇これ  
なり。次にまた (四)前帝の謚號を併せて追號としたまへるものあり。稱光天皇  
稱明正天皇元正・靈元天皇孝元これなり。若し夫れ (五)御治世の年號を以て  
追號と定めたまへるは、實に明治天皇を以て、その初めとなす。

告示

大行天皇の追號左の通仰出さる

明治天皇

大正元年八月二十七日(宮内大臣・内閣總理大臣連署)

なほ、歴代の天皇の中には、亦の御稱號のおはしすも、亦少からず。

亦の御稱號

平城天皇 奈良天皇

淳和天皇 西院のみかど

宇多天皇 亭子院・亭子院のみかど・亭子天皇

これ等は、御在所によりて、別號を稱し奉りしものなり。また

聖武天皇 佐保天皇

孝謙天皇 高野天皇

光仁天皇 後田原天皇田原天皇は、光仁天皇の御父施基皇子なり。

桓武天皇 柏原天皇・かしはばらのみかど

仁明天皇 深草天皇・深草のみかど

文德天皇 田邑のみかど

清和天皇 水尾のみかど

光孝天皇 小松天皇・小松のみかど

醍醐天皇 後山階天皇

これ等は、皆御陵地名によりて、別號を稱し奉りしものなり。なほまた、